

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

岐阜県中小企業資金融資制度（県制度融資）を利用したい

岐阜県中小企業資金融資制度

県内の中小企業者等の皆さまに経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達していただくために、岐阜県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。

対象となる方 県内に事業所または工場があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合
 ※ ただし、事業歴1年未満の方、県内で新たに開業される方を対象とした資金もあります。
 ≪中小企業者：資本金が常時使用する従業員数のうち、どちらか一方が適合していれば対象となります。≫

業種	資本金	常時使用する従業員数	
	中小企業者	中小企業者	小規模企業者
小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下

■ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は別途規定
 ■宿泊業、娯楽業を営む従業員20人以下の事業者は小規模企業者として規定
 ■農林漁業、金融業、遊興飲食業のうち公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある業種、銀行取引停止処分の方、休眠会社等は対象となりません。

支援の内容 (R6.4.1現在) ※注：融資限度額の設備資金欄は、運転資金も併せた金額を掲載しています。

	資金名	融資利率	融資限度額 ※注		信用保証料率	
			運転資金	設備資金		
一般資金 <small>通常の事業運営に資金が必要な方を幅広く支援します。</small>	経営安定資金	年1.8%	4,000万円	6,000万円	年0.35~1.5%	
	小規模企業資金	年0.8%	2,000万円	2,000万円	年0.50~1.1%	
	経営者保証非提供資金	年1.0%	8,000万円	8,000万円	年0.55~1.8%	
	季節資金(夏季・年末)	年1.5%	1,000万円	-	年0.35~1.5%	
	売掛債権担保活用資金	年1.5%	5,000万円	5,000万円	年0.68%	
元気企業育成資金 <small>新たな事業展開等を行う“元気企業”を支援します。</small>	SDGs推進資金	年0.8%	4,000万円	1億円	年0.35~1.0%	
	産業活性化・海外市場開拓支援資金	年1.4%	4,000万円	1億円	年0.35~1.0%	
	成長産業強化支援資金	年1.2%	4,000万円	1億円	年0.35~1.0%	
	地域未来投資支援資金	年1.2%	-	5億6,000万円	年0.35~1.0%	
	創業支援資金	(新規開業等) (羽ばたき保証) (SSS保証) (ぎふプライム)	年1.2%	4,000万円	1億円	県が全額を負担
				2,000万円	2,000万円	
				3,500万円	3,500万円	
				8,000万円	2億円	
	経営合理化資金	年1.4%	4,000万円	2億円	年0.35~1.0%	
脱炭素社会推進資金	年1.3%	4,000万円	1億円	年0.35~1.0%		
雇用支援資金	年1.3%	4,000万円	1億円	年0.35~1.0%		
事業承継支援資金	年1.2%	2億8,000万円	2億8,000万円	年0.2~1.0%		
特別経済対策資金 <small>厳しい経営環境の中で、頑張っている企業を支援します。</small>	経済変動対策資金	年1.4%	1億円	1億円	年0.25~0.9%	
	関連倒産防止資金	年1.0%	4,000万円	-	年0.35~1.0%	
	返済ゆったり資金	金融機関所定利率	8,000万円	8,000万円	年0.35~1.5%	
	中小企業再生支援資金	金融機関所定利率	8,000万円	8,000万円	年0.35~1.5%	
災害対策資金	災害復旧資金	別に定める	8,000万円	8,000万円	別に定める	
	危機関連対応資金	年1.0%	1億円	1億円	年0.6%	
	伴走支援型借換資金 ※R6.6.30保証申込受付分まで	年1.4%	1億円	1億円	年0.0~0.95%	

ご利用の方法

岐阜県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、岐阜県信用農業協同組合連合会、農業協同組合の本支店で融資の申し込み、相談を行っています。
 ※融資対象要件を満たした場合でも、金融機関、県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

お問い合わせ先 岐阜県 商工労働部 商業・金融課 資金融資係 TEL:058-272-8374

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html>

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい

高度化事業

中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金を、事業計画に対するアドバイスを受けたうえで、県または(独)中小企業基盤整備機構から長期・低利(又は無利子)で貸付けを受けることができます。

対象となる方

- 1 中小企業者が事業協同組合などを設立し、経営基盤の強化や経営上の問題の解決に共同で取り組む事業。
 - (1) 工場を拡張したいが隣接地に用地を確保できないなどの問題を抱える中小企業者が集まり、郊外に充実した設備の整った工場を新設し、事業の拡大・効率化等を図る事業(集団化事業)
 - (2) 商店街に、アーケードやカラー舗装、駐車場などを整備する事業や、各商店を改装し、商店街の魅力・利便性を向上させ集客力を高める事業(集積区域整備事業)
 - (3) 大型店の出店などにより今後の経営に危機感を抱いている商店主が、共同で入居するショッピングセンターを建設し、集客力・販売力を向上させる事業(施設集約化事業)
 - (4) 中小企業者が共同で利用する共同物流センター、加工場や倉庫などの施設を建設し、事業の効率化、取引先の拡大を図る事業(共同施設事業)
 - 2 地元の中小企業者を支援するために、第3セクター(特定会社、一般社団法人等)、商工会・商工会議所等が行う事業。
 - (1) 商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などの整備や、ショッピングセンター型の共同店舗を設置し運営する事業(商店街整備等支援事業)
 - (2) 地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などを行うための起業化支援センターや技術開発センターを設置し運営する事業(地域産業創造基盤整備事業)
- ※ 上記の各事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象になります。
 ※ この他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

支援の内容

1 貸付条件

- (1) 貸付対象 : 土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付限度額 : なし(診断で妥当と認められた範囲)
- (3) 貸付割合 : 原則として事業費の80%以内
- (4) 貸付利率 : 年0.6%(参考:令和5年度の利率)または無利子(特別の法律に基づく事業など)
- (5) 貸付期間 : 20年以内(うち据置期間3年以内)
- (6) 担保・保証人: 原則として不動産担保、金融機関保証又は連帯保証人が必要

2 診断の実施

貸付に当たっては、事前に事業計画について、県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。診断・助言には計画の内容により(独)中小企業基盤整備機構も参加します。
 また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

ご利用の方法

高度化事業に対する融資は、原則として県が貸付の窓口となります。まずは、県商業・金融課へお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 岐阜県 商工労働部 商業・金融課 資金融資係 TEL: 058-272-8862
- (独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 TEL: 03-5470-1528

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

SDGsの達成に向けた取組みをアピールし、ビジネスチャンスつなげたい

ぎふSDGs推進パートナー登録制度

SDGsの達成に向けた取組みを行っている事業者を登録し、各種支援をする制度があります。

対象となる方

県内に事業所等を置く法人、団体または個人事業主

登録区分

「シルバーパートナー」と「ゴールドパートナー」の2種類（登録有効期間：3年間）

○シルバーパートナー

「環境」、「社会」、「経済」の三側面において、SDGsの達成に向けた重点的な取組みを行っている事業者

○ゴールドパートナー

「環境」、「社会」、「経済」の三側面において、SDGsの達成に向けた重点的な取組みを行っていることに加え、組織としての一定以上の管理体制をもって三側面のさらに多岐にわたる分野でバランスよく取り組んでいる事業者

登録の主な要件

シルバーパートナー	ゴールドパートナー
「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークへの加入。	同左
環境・社会・経済の3側面において、SDGsの達成に向けて自ら行う重点的な取組みの実績があり、指標・目標設定がなされていること。	
重点的な取組みを自らのホームページ等で対外的に公表していること。	
—	県が指定する取組みチェックリストの自己チェック結果が一定の基準を満たすこと。

登録のメリット

- ① 県ホームページ等で登録事業者とその取組み内容を公表・PRします。
- ② 登録区分に応じた「ぎふSDGs推進パートナー登録証」を授与します。
- ③ 登録区分に応じた「ぎふSDGs推進パートナーオリジナルロゴマーク」を活用して登録事業者であることを自己PRできます。（名刺やホームページ、看板等に掲げていただけます。）
- ④ 県中小企業資金融資制度「SDGs推進資金」の利用対象になります。（県商業・金融課）
- ⑤ 岐阜県中小企業総合人材確保センターの求人票に「ゴールドパートナー」、「シルバーパートナー」である旨を表示します。（県産業人材課）
- ⑥ 金融機関等による融資等の支援が受けられます。

登録の募集期間

年に2回程度（令和6年度は第1回を5～6月、第2回を10～11月を予定）

※募集期間は変更になる場合があります。必ず県のHPでご確認ください。

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/302783.html>

お問い合わせ先

岐阜県 清流の国推進部SDGs推進課企画連携係 TEL: 058-272-8251

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

事業所に太陽光発電設備等を導入したい

太陽光発電設備等設置費事業者補助金

温室効果ガス排出量の削減及びエネルギー価格高騰支援のため、県内で自ら事業を営む事業所に自家消費を目的として導入する太陽光発電設備等の設置費用に対する補助を行います。

対象となる方（予定）

県内で自ら事業を営む自己所有の事業所に太陽光発電設備等を設置する事業者

支援の内容

（1）補助対象事業（予定）

事業所に自家消費型の太陽光発電設備等を設置する事業

（2）補助対象経費（予定）

- ①本体（太陽光発電設備、蓄電池）
- ②工事費（補助対象設備の導入に必要な工事に要する経費）
 - ※太陽光発電設備の導入は必須です
 - ・太陽光発電設備
 - ・太陽光発電設備＋蓄電池

（3）設備の上限（予定）

- ①太陽光発電設備 30kW（②蓄電池を同時に設置する場合は 60 kW）
- ②蓄電池 20kWh
- ※上限を超える太陽光発電設備等を導入する場合も上限までの経費を補助します

（4）補助額（予定）

- ①太陽光発電設備のみ設置（本体＋工事費） 1kWあたり5万円 最大150万円
- ②太陽光発電設備と蓄電池を同時設置
 - ・太陽光発電設備（本体＋工事費） 1kWあたり5万円 最大300万円
 - ・蓄電池（本体＋工事費） 1kWあたり6.3万円 最大126万円
 - ※4800Ah・セル未満の蓄電池 1kWhあたり5.1万円 最大102万円

（5）募集期間（予定）

令和6年4月～

（6）その他

- ・発電した電力の50%以上を自家消費することが必要です
- ・余剰電力の売電は可としますが、FIT認定を受けることはできません
- ・国や県の他の補助制度と併用することはできません
（国や県の交付金等を活用して実施する団体の補助制度も含みます）
- ・その他、補助の詳細は募集要項等をご確認ください

ご利用の方法

募集要項や申請書類については、県脱炭素社会推進課のホームページにて公表
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11268/>)

お問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 企画係 TEL:058-272-8405

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

地域の特性を生かした設備等の導入に対して支援を受けたい

地域未来投資促進法 地域経済牽引事業計画

地域の特性を活用して、地域経済を牽引する事業を行う場合に、法人税等の課税の特例、固定資産税の減免や日本政策金融公庫の低利融資等の優遇措置により支援します。

対象となる方

地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認を受けた事業者

(1) 承認要件

- ・地域の特性を活用し、高い付加価値を創出、地域への経済波及効果がある事業を行うもの
例) 高速道路などの交通インフラを生かした製造業・物流業、地域の特産品を活用した観光業・食品業

(2) 申請時期

県への受付は随時になりますが、事業着手（建物の着工、設備の取得）の前に提出が必要になります。以下の、課税の特例や減免を受けるためには、県の承認に加え、国（経済産業省）の確認を受ける必要があります。国の確認の審査会は年4回程度あり、事業着手（建物の取得、設備の取得）の前に確認を受ける必要がありますので、早めにご相談ください。

支援の内容

(1) 課税の特例（地域未来投資促進税制）

先進的な事業に必要な設備投資に対して、税額控除や特別償却により、法人税等の負担を軽減されます。

- 【要件】 ・設備投資額（機械装置、器具備品、建物・附属設備・構築物）の合計2千万円以上 等
・令和6年度末までに設備等を取得すること

- 【措置内容】 ・機械装置、器具備品 特別償却 40% 又は 税額控除 4%※
※付加価値増等の上乗せ要件を満たす場合
特別償却 50% 又は 税額控除 5%
・建物・附属設備・構築物 特別償却 20% 又は 税額控除 2%

(2) 固定資産税の減免

市町村の条例に基づき固定資産税が減免されます。（県内16市町）

- 【要件】 設備投資額：土地、家屋、構築物合計1億円超であること
（農林漁業関連業種の場合は5千万円超であること）

(3) 低利融資制度

- ①日本政策金融公庫の低利融資制度「地域活性化・雇用促進資金」
設備資金については、2億7千万円まで、特別利率を適用
- ②岐阜県中小企業資金融資制度（県制度融資）「地域未来投資支援資金」
設備資金については、5億6千万円まで、融資利率（年1.2%）を適用
（①②ともに金融機関等の審査があります。）

(4) その他

工場立地法の緑地面積率の緩和等、規制の特例措置などを受けられる場合があります。

ご利用の方法

事業着手前に県へ「地域経済牽引事業計画」承認申請書を提出し、承認を受けてください。承認後、各機関で手続きを行ってください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部企業誘致課立地支援係 TEL:058-272-8370

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

地域課題解決に資するデジタル技術を活用した取組みへの支援を受けたい

ぎふ地域DX推進補助金

県内法人等によるデジタル技術を活用した県内市町村の地域課題（医療、公共交通、観光等）の解決に資する製品又はサービスの開発・実証又は導入等に要する経費を補助します。

対象となる方

県内法人、その他知事が適当と認める団体

支援の内容

（1）対象事業

- ① デジタル技術を活用した県内市町村の地域課題（医療、公共交通、観光等）の解決に資する製品又はサービスの開発・実証又は導入を行う事業
 - ※ 県内市町村が抱える地域課題に対して、県内市町村と連携（協定締結や推進協議会、コンソーシアム等への参画等）して取組むことが条件となります。
- ② 県内市町村における地域課題の解決に資するデジタル人材の育成を目的とした研修又は講座等の企画・提供又は活用を行う事業

（2）対象経費

機械装置費、システム開発等委託費、専門家委託経費、クラウド利用費、賃借費、諸経費、産業財産権取得費、研修費（※②の場合のみ）

（3）補助限度額

- ① 10,000 千円
- ② 1,000 千円

（4）補助率

補助対象経費の2分の1以内

（5）募集期間

令和6年4月上旬～令和6年4月下旬（予定）

（6）採択内容

申請内容を有識者が審査し、採択・不採択を決定します。

ご利用の方法

募集要領等は、デジタル戦略推進課ホームページから参照してください。
[\(https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11178/\)](https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11178/)

お問い合わせ先

岐阜県 清流の国推進部デジタル推進局 デジタル戦略推進課 デジタル推進係
 TEL : 058-272-1111 (内線 2718)
 Mail : c11178@pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外出支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

水素ステーション整備に対する支援を受けたい

岐阜県水素供給設備整備事業費補助金

岐阜県内に燃料電池自動車向けの水素ステーションを整備する事業者に対し、設計費、設備機器費、設備工事費及び工事負担金等の経費について支援を行います。

対象となる方

一般社団法人次世代自動車振興センターから水素供給設備整備事業費補助金の交付を受け、岐阜県内に水素ステーションを整備する事業者

支援の内容

(1) 補助対象事業

岐阜県内に水素ステーションを整備する事業

(2) 補助対象経費

- ・ 設計費
- ・ 設備機器費
- ・ 設備工事費
- ・ 工事負担金
- ・ 経費・管理費

(3) 補助限度額

国が交付する補助金額の1/2を上限とする

(4) 補助率

補助対象経費の1/4以内

ご利用の方法

一般社団法人次世代自動車振興センターへ水素供給設備整備事業費補助金の申請をされる事業者におかれましては、併せて本支援制度を活用できる可能性がありますので、申請と同時に下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部商工・エネルギー政策課 エネルギー係 TEL : 058-272-8835

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

充電インフラ整備に対する支援を受けたい

目的地充電インフラ設備整備事業費補助金

岐阜県内の商業施設、宿泊施設、観光施設等に電動車用の充電インフラを整備する事業者に対し、設備購入費について支援を行います。

対象となる方

一般社団法人次世代自動車振興センターから補助金の交付を受け、岐阜県内の商業施設、宿泊施設、観光施設等に急速充電設備、普通充電設備を整備する事業者

支援の内容

(1) 補助対象事業

岐阜県内の商業施設、宿泊施設、観光施設等に急速充電設備、普通充電設備を整備する事業

(2) 補助対象経費

設備購入費（設置工事費は対象外）

(3) 補助率

補助対象経費の1/4以内

(4) 募集期間

令和6年4月 募集開始予定

ご利用の方法

一般社団法人次世代自動車振興センターへ補助金の申請をされる事業者におかれましては、併せて本支援制度を活用できる可能性がありますので、申請と同時に下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係 TEL:058-272-8835

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

省エネ設備に対する支援を受けたい

岐阜県中小企業等脱炭素化促進支援事業費補助金（省エネ設備導入事業）

県内事業者の脱炭素化とエネルギーコスト低減を図るため、省エネルギー効果の高い設備の導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

省エネルギー診断において助言、提案を受けたエネルギー利用の効率が図られる設備を導入する中小企業等

支援の内容

（1）補助対象経費

- ・設備費
- ・工事費

（2）補助限度額

上限：10,000千円
 下限：300千円

（3）補助率

補助対象経費の1/3以内

（4）募集時期

令和6年3月

ご利用の方法

募集要領等は、商工・エネルギー政策課ホームページから参照してください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13690.html>

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部商工・エネルギー政策課 エネルギー係 TEL：058-272-8835

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外出支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

自家消費型太陽光発電設備に対する支援を受けたい

岐阜県中小企業等脱炭素化促進支援事業費補助金（再エネ設備導入事業）

県内事業者の脱炭素化を図るため、初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電設備等の導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

県内に所在する施設等にオンサイト PPA モデル又はリースモデルにより自家消費型太陽光発電設備及び定置用蓄電池を導入する事業者

支援の内容

（1）補助対象経費

- ・ 設備費
- ・ 工事費

（2）補助限度額

上限：10,000千円

（3）補助単価

太陽光発電設備：2.5万円/kW
定置用蓄電池（業務・産業用）：2.65万円/kWh
定置用蓄電池（家庭用）：2.35万円/kWh

（4）募集時期

令和6年3月

ご利用の方法

募集要領等は、商工・エネルギー政策課ホームページから参照してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13690.html>

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部商工・エネルギー政策課 エネルギー係 TEL：058-272-8835

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

太陽光発電設備を設置して自家発電により電気料金を削減したい

太陽光発電設備共同購入事業

再生可能エネルギーの導入拡大に向け、太陽光発電設備の共同購入を行い、スケールメリットによる導入費用の低減をはかります。

対象となる方

岐阜県内企業者、組合等

支援の内容

- (1) 事業内容
 - ・事業者等の方を対象に、最大2,000kWまでの太陽光発電設備の共同購入事業を実施
- (2) 費用
 - ・参加登録後、事前見積もりを提供
 - ・その後、現地調査を申し込まれた方に最終見積もりを作成し、購入の可否を判断
- (3) 募集時期
 - ・調整中（令和6年4月以降）
- (4) 募集方法
 - ・下記、専用WEBサイトから参加登録



ご利用の方法

共同購入への参加登録は、県と協定を締結したアイチューザー(株)が運営する専用WEBサイトをご確認ください。

岐阜 みんなの会社に太陽光
<https://group-buy.jp/solar/gifu/home>

お問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 温暖化・気候変動対策係 TEL:058-272-8405

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

ビジネスプランを事業化するために経費の補助を受けたい

岐阜県スタートアップ企業支援補助金

事業化が期待されるビジネスプランを有するスタートアップ企業等を対象に、事業化に必要な経費の一部を補助するとともに、各種支援制度の活用をコーディネートなど、事業の立ち上げから事業展開までの伴走支援を行います。

対象となる方

ビジネスプランコンテストの実施団体等の推薦を受けた方で、創業後5年未満の方またはぎふスタートアップ支援コンソーシアムが認定する者

支援の内容

(1) 補助対象経費

創業等事業化にあたり必要となる経費の一部を補助します。

(人件費、店舗等借入費、設備費、知的財産権等関連経費、謝金、マーケティング調査費、広報費、委託費等)

(2) 補助率、補助限度額

①産業競争力強化法に基づく認定連携創業支援事業者、またはビジネスプランコンテストの実施団体からの推薦を受けた者

- ・補助率2／3以内（女性と障がい者の起業家に対しては補助率3／4以内）
- ・補助限度額 500万円

②ぎふスタートアップ支援コンソーシアムが認定する者

- ・補助率2／3以内（女性と障がい者の起業家に対しては補助率3／4以内）
- ・補助限度額 1,000万円

(3) 伴走支援

補助採択者からご相談があった場合、（公財）岐阜県産業経済振興センターモノづくりコーディネーター若しくは岐阜県よろず支援拠点コーディネーター等により、伴走支援をさせていただきます。

<伴走支援の内容>

- ・事業計画作成に関する相談対応
- ・開業手続、資金調達、経営戦略に関する相談対応
- ・販路拡大に関する相談対応 等

ご利用の方法

募集時期や応募手続き等については、以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター 岐阜県スタートアップ企業支援補助金事務局
TEL : 058-277-1080

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

技術シーズの事業化についてアドバイスなどを受けたい

技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業

県内の大学や研究機関と連携し、ビジネス性のある技術シーズなどを持った研究者等を掘り起こし、シーズなどの事業化を専門家が重点的に支援します。また、県内の起業家や起業を目指す方などを対象に、技術活用型事業を実施している先輩経営者との交流会を実施します。

対象となる方

(1) 技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業

- ・ 将来起業を目指す県内大学・研究機関等に所属する学生または研究者
※どちらも原則として、岐阜県内に拠点を置き、事業を継続する見込みがあること
- ・ 県内に本店又は事業所を有するスタートアップ等

(2) 技術活用型スタートアップ起業家交流会

県内の起業家や起業を目指す方など

支援の内容

(1) 技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業

県内の大学や研究機関と連携し、ビジネス性のある研究や技術シーズを持ち起業を検討する学生・研究者等の掘り起こしを行うとともに、シーズを活用したビジネスプランの作成やブラッシュアップに向けて専門家による重点的な支援を行います。

(2) 技術活用型スタートアップ起業家交流会

県内の起業家や起業を目指す方などを中心に、独自の技術を活用して事業を実施する先輩起業家を招聘し、その経験について話す機会を設けることで、起業に係る機運の醸成を図り、また、事業化への足掛かりを作ります。

- ①開催回数：2回
- ②開催形式：対面方式
- ③内 容：ロールモデルとなる先輩起業家の講演/質疑応答/起業家交流会

ご利用の方法

開催場所や募集時期等については、以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課
 スタートアップ推進室 スタートアップ推進係 TEL 058-272-8389

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

スタートアップに関する相談がしたい

スタートアップ専門コンシェルジュ設置事業

スタートアップの経営や支援に精通したコンシェルジュをぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局に設置し、スタートアップに関する相談対応等スタートアップの創出や成長を支援します。

対象となる方

- ・ぎふスタートアップ支援コンソーシアム会員
- ・県内に本店又は事業所を有するスタートアップ
- ・将来スタートアップを目指す者。ただし、原則として、岐阜県内に拠点を置き、事業を継続する見込みがあること
- ・県内のスタートアップと連携や出資等がしたい事業会社

<コンシェルジュが支援可能なスタートアップの定義>

- ・新しい技術の活用、斬新なサービスなど新規性がある
- ・加速度的に事業を拡大することを目的
- ・創業から間もない、比較的創業年数の若い企業

支援の内容

スタートアップを志す者の掘り起しや、スタートアップ等のビジネスプランの確立・ビジネスの成長を支援します。

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局（公益財団法人岐阜県産業経済振興センター内）に5月以降設置予定。

ご利用の方法

以下の通り予定しています。

(1) 相談方法

電話、eメール、オンライン・オフラインでの面談等

コンシェルジュが出張等で不在となることもありますので、リアルタイムでの対応が必要な場合は事前予約をお勧めします。

(2) 相談費用

無料

(3) 窓口開設時間

月曜日から金曜日まで（国民の祝日・休日及び12/29～1/3を除く）9時から17時45分まで

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課

スタートアップ推進室 スタートアップ推進係 TEL：058-272-8389

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

会社設立、支店・営業所設置に対する支援を受けたい

グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ外資系企業立上支援制度

グレーター・ナゴヤ地域（岐阜・愛知・三重の東海三県）に進出する外資系企業に対し、法人または支店登記、営業所の開設に伴い必要となる諸経費の支援をグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会が行います。

対象となる方

外国企業の出資比率 50%以上の企業で東海三県への進出企業

支援の内容

1 支援対象経費

- (1) 会社登記、ビザ取得に際して要する専門家（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士、社会保険労務士）の経費（弁護士相談経費、社会保険関連経費、登記関連資料の翻訳経費等を含む。登録免許税、印紙代等公租公課は対象外。）
- (2) 登記する事業所に勤務する人材の募集広告費あるいは人材仲介手数料（印紙代等公租公課は対象外。）
- (3) 登記する事業所に係る不動産仲介手数料（印紙代等公租公課は対象外。）
 ※なお、試験研究機関など、登記をしない場合でも、審査会が認めた場合は、上記（2）及び（3）に限り支援対象とする。

2 支援金額

下記金額を上限として、進出に際して要した支援対象経費を支援します。

- (1) 立上支援申請書に記載した投資予定金額（資本金の額）が 1,000 万円以上の外資系企業
支援対象経費（上記 1）の合計に対し、上限 50 万円
- (2) 立上支援申請書に記載した投資予定金額（資本金の額）が 500 万円以上 1,000 万円未満の外資系企業
支援対象経費（上記 1）の合計に対し、上限 30 万円
- (3) 立上支援申請書に記載した投資予定金額（資本金の額）が 500 万円未満の外資系企業
支援対象経費（上記 1）の合計に対し、上限 20 万円
 ※なお、バーチャルオフィスとして進出する外資系企業は、投資予定金額（資本金の額）に関わらず、支援対象経費（上記 1）の合計に対し、上限 10 万円

3 募集時期

随時（本支援制度は、各事業年度において定める予算枠に達した時点で受付を終了します。）

ご利用の方法

会社設立、支店・営業所等の設置前に申請書をグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会事務局に提出する必要があります。詳細は、下記窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会事務局 TEL:052-218-4020
 岐阜県 商工労働部企業誘致課企業誘致・用地対策係 TEL:058-272-8372

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

県内の本社機能（事務所・研究開発拠点）を拡充したい

地域再生法(地方拠点強化税制)特定業務施設整備計画

地方にある本社機能の拡充を行う場合に、法人税等の課税の特例、不動産取得税の課税の免除や日本政策金融公庫の低利融資、中小企業基盤整備機構による債務保証等の優遇措置により支援します。

対象となる方

地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」（以下「計画」とする。）を作成し、県の承認を受けた事業者

支援の内容

1 承認要件（以下のすべての要件を満たす事業が対象です。）

- (1) 地域再生計画に基づく地方活力向上地域内において、本社機能を有する施設（事務所、研究所、研修所）（以下「特定業務施設」とする。）の新設、増設、購入、賃借、用途変更のいずれかによる整備を行うこと。
- (2) 事業期間が計画期間内（現行計画：令和13年3月31日）であること
- (3) 整備する本社機能において、常時雇用する従業員数が5人（中小企業者※は1人）以上増加すること。
（中小企業者：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に定義する中小企業）

2 申請時期

随時

3 支援策

- (1) 課税の特例（オフィス減税） ※適用期限：令和7年度末
特定業務施設の整備に必要な投資に対し、税額控除や特別償却により法人税等の負担を軽減
【要件】投資額：建物・附属設備・構築物の合計3,500万円（中小企業者1,000万円）
【措置内容】建物・建物附属設備・構築物：特別償却15% 又は 税額控除4%
※オフィス減税の対象となる建物等の取得価格上限は80億円
- (2) 課税の特例（雇用促進税制） ※適用期限：令和7年度末
特定業務施設の雇用増加数に応じた税額控除により法人税の負担を軽減
【要件】事業主都合の離職者なし
【措置内容】雇用増加数1人当たり最大30万円
※適用を受けるには、労働局又はハローワークに雇用促進計画の確認を受ける必要があります。
- (3) 課税の特例（県不動産取得税の課税免除） ※詳細はお問い合わせください
【要件】計画の認定を受けた事業者が特定業務施設を整備（新設・増設）
【措置内容】特定業務施設の整備にかかる不動産取得税を課税免除
- (4) 日本政策金融公庫による低利融資・中小企業基盤整備機構による債務保証
 - ① 日本政策金融公庫の低利融資制度
設備資金及び長期運転資金について7億2千万円まで
〔貸付利率：基準利率（設備資金：2.7億円（限度）までは特別利率が適用されます〕
 - ② 中小企業基盤整備機構による債務保証
機構による審査に基づき決定されるため、詳細は中小企業基盤整備機構にお問い合わせください。

ご利用の方法

事業着手（建物工事着工、賃貸借契約）の前に県へ計画承認申請書を提出し、承認を受けてください。
承認後、各機関で手続きを行ってください。
○地方活力向上地域の指定範囲及び申請書のダウンロードは下記から

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13654.html>

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部企業誘致課立地支援係 TEL:058-272-8370

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾌﾗ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

新商品の生産等により新たな事業分野を開拓したい

新事業分野開拓事業者認定事業

県内事業者の新商品等の販路開拓を支援するため、新商品の生産等により新たな事業分野を開拓しようとする県内事業者を県が認定し、新商品等の販路開拓を支援します。

対象となる方

- ・ 県内に事業所を有する中小企業者
- ・ 県の機関において使用が見込まれる新商品を生産等する事業者

支援の内容

(1) 認定期間

認定の通知をした日から3年を経過した日の属する年度の末日

(2) 認定基準

提出された実施計画が以下の基準すべてに適合することが必要です。

- ① 岐阜県新事業分野開拓事業者認定実施要項第2条第2項で定義する新商品に合致するもの。
- ② 実施計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の効率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- ③ 実施計画に係る新商品等が、販売を開始してから概ね5年以内であること。
- ④ 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- ⑤ 実施計画が公序良俗に反しない又は反するおそれがないこと。
- ⑥ 実施計画が関係法令に違反しない又は違反するおそれがないこと。

(3) その他

- ・ 県の機関のうち公営企業（水道）、地方独立行政法人（病院、看護大学）は当事業の対象外です。また、小中学校など市町村等が管轄する機関も対象外です。
- ・ 新商品等の対象は「物品」又は「役務」です。
- ・ 県は新商品等の優先的購入に努めますが、購入の保証をするものではありません。
- ・ 県での優先的購入の他、県のホームページや県が出展する展示会などで新商品等をPRするなど、販路拡大支援を行う予定です。

ご利用の方法

募集時期は、令和6年秋を予定しています。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL：058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

ドローンビジネスについて相談・支援を受けたい

岐阜県ドローンビジネス推進研究会事業

県内航空宇宙関連企業等の技術力を活かしたドローンビジネス（開発・製造・利用）を支援します。

対象となる方

県内に主たる事業所を有する航空宇宙関連事業者をはじめとするドローンビジネスへの進出を目指す事業者等

支援の内容

1 新規参入・販路開拓支援

・ドローンを活用したサービスを提供する事業者やドローンを利用したい事業者が、マッチングサイト上で、県内事業者との商談が可能です。

2 情報提供

・国内外のドローンビジネスの最新動向等の情報収集や、企業・大学等との意見交換等を行うセミナー開催、先進事例視察等を行います。

3 ドローンの開発・製造支援

・目的に応じた小型機体の改良や総重量150kg以上の大型機体の開発・製造対し助成します。

※ 詳細は、別途記載の『航空宇宙・ドローン産業で競争力を強化・新規参入をしたい（航空宇宙・ドローン産業等競争力強化支援事業費助成金）』を参照ください。

ご利用の方法

以下の問い合わせ先にメール又は電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 航空宇宙産業課 産業振興係

TEL : 058-272-8836 E-mail : c11354@pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

航空宇宙産業への進出や技術・販路拡大などについて相談したい

航空宇宙産業支援事業

航空宇宙分野での実務経験が豊富な企業OB等が、県内企業の新規参入、新事業展開、新技術開発、販路開拓、人材育成等、さまざまなニーズにワンストップで対応します。

対象となる方

県内に主たる事業所を有する航空宇宙関連事業者および航空宇宙分野への進出を目指す事業者等

支援の内容

1 コーディネーターによる企業訪問や相談対応

・航空宇宙分野の総合相談窓口のコーディネーターが、企業訪問、各企業の得意技術の調査、業界の動向調査等を通じて、航空宇宙分野への新規参入や販路開拓等の課題解決のための各種相談に対応します。（※相談は無料、随時受け付け）

＜内容＞ 新技術開発、新事業展開、企業間のマッチング、競争的資金獲得、販路開拓、人材育成、新規参入 など

2 生産体制整備、新技術開発、認証取得・維持、新分野展開等に対する助成

・県内中小企業等が自ら行う新たな生産体制の構築や新技術・新工法の開発、新規参入のための認証取得等に対し助成します。

※ 詳細は、別途記載の『航空宇宙・ドローン産業で競争力を強化・新規参入をしたい（航空宇宙・ドローン産業等競争力強化支援事業費助成金）』を参照ください。

3 販路開拓支援

・国内外における新たな取引先獲得のため、展示会や商談会への共同出展を支援します。

4 人材育成支援

・企業ニーズに応じた人材育成研修・セミナーを開催します。

5 情報提供

・県や国の各種補助金や商談会の情報等、役立つ情報を提供します。

ご利用の方法

（公財）岐阜県産業経済振興センター各務原支所まで電話又はメールによりご相談ください。

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター各務原支所 技術振興部 技術支援課 産学官成長産業支援担当

TEL：058-379-2212 E-Mail：kyousou@gpc-gifu.or.jp

岐阜県 商工労働部 航空宇宙産業課 産業振興係

TEL：058-272-8836

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

航空宇宙・ドローン産業で競争力を強化・新規参入をしたい

航空宇宙・ドローン産業等競争力強化支援事業費助成金

航空宇宙やドローン分野で競争力強化や新規受注獲得、新規参入を目指す取組みに対して助成します。

対象となる方

県内の中小企業者、中小企業グループ

支援の内容

1 補助対象事業

- 航空宇宙、ドローン分野で競争力強化・新規受注獲得や他産業からの参入を目指すために行う新たな生産体制の構築、新技術・新工法・新製品の開発、新規参入のための認証・認可取得など。

2 補助対象経費

- 補助対象事業の実施に要する経費のうち、(公財)岐阜県産業経済振興センター各務原支所が補助の対象と認める経費。
(例. 人件費、謝金、旅費、研究開発・試作費、試験検査費、委託費、事務費、展示会出展費、産業財産権取得費、認証等取得手続費、認証等取得環境整備費)

3 補助限度額

【航空宇宙分野】

- (上限) 1,000万円
但し、認証取得等事業については、(上限) 300万円

【ドローン分野】

- (上限) 500万円

4 補助率

- 助成対象経費の1/2以内 (※同一企業等で2回目以降の活用は1/3)

5 募集時期

- 令和6年2月26日(月)～4月3日(水)

6 備考

- 補助対象経費等の詳細は、(公財)岐阜県産業経済振興センター各務原支所にお問い合わせください。
- 同一申請者に対する年度内の採択限度数は1件とします。ただし、中小企業グループの一員として他の採択事業に参加することを妨げません。

ご利用の方法

助成金交付申請書に事業計画書等を添付し、(公財)岐阜県産業経済振興センター各務原支所に提出してください。

お問い合わせ先

(公財)岐阜県産業経済振興センター各務原支所 技術振興部 技術支援課 産学官成長産業支援担当
 TEL: 058-379-2212 E-Mail: kyousou@gpc-gifu.or.jp
 岐阜県 商工労働部 航空宇宙産業課 産業振興係
 TEL: 058-272-8836

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

宇宙産業への進出について相談したい

ぎふ宇宙プロジェクト研究会推進事業費

県内企業の宇宙産業への新規参入、取引拡大、販路開拓等を支援します。

対象となる方

県内に主たる事業所を有し、宇宙分野への進出を目指す事業者等

支援の内容

1 新規参入・販路開拓支援

- ・宇宙分野で新たな取引先獲得に向け、宇宙関連企業とのマッチング等を行います。
- ・海外展示会・商談会への共同出展や商談時の通訳サポート、宇宙産業専門のウェブサイト自社製品をPRできます。

2 情報提供

- ・宇宙産業の最新動向の情報収集や、企業・大学等との意見交換を行うセミナーを開催します。

ご利用の方法

以下の問い合わせ先にメール又は電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 航空宇宙産業課 産業振興係

TEL : 058-272-8836

E-mail : c11354@pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

ヘルスケア（医療福祉機器等）分野へ進出したい

ヘルスケア産業展開支援事業

ヘルスケア分野（医療機器・福祉機器等）への事業展開に取り組む県内企業等に対して、各種相談への対応や情報提供、医療福祉現場等とのマッチングや販路開拓等を支援します。

対象となる方

県内中小企業等

支援の内容

（１）コーディネーターによる事業相談

ヘルスケア分野への新規参入や新たな事業展開のための各種相談（商品開発、薬機法やISO規格に関わる認証取得等）に対し、専門知識を持つコーディネーターがアドバイス等を行います。法規制への対応等特に専門性の高い相談に対しては、外部アドバイザーを活用して相談に対応します。

（随時受付け、相談費用は無料）

（２）ニーズ・シーズマッチング・販路開拓支援

医療機関現場ニーズ発表会への参画や商談会・展示会等への出展を支援し、県内モノづくり企業等の医療福祉現場や医療機器メーカー等とのマッチング・販路開拓を支援します。

（３）情報提供

本事業の案内のほか、国や県の各種補助金や商談会の情報等、企業の皆様に役立つ医療福祉機器分野の情報を、随時、メールマガジン等で情報提供します。

ご利用の方法

下記のお問い合わせ先の（公財）岐阜県産業経済振興センター各務原支所 技術振興部 産学官成長産業支援担当までご連絡ください。（※ご相談にあたり、事業者名や相談内容が外部に漏れることはありません。）

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター各務原支所 技術振興部 技術支援課 産学官成長産業支援担当

TEL: 058-379-2212

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL: 058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

ヘルスケア（医療・福祉機器、医薬品、健康食品）分野と連携した 新ビジネス展開に向けたネットワークに参加したい

岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク

医療、福祉、健康分野の関連団体と、県内モノづくり企業等が参加する「ヘルスケア産業推進ネットワーク」を活用し、情報発信や登録者間のマッチング等による新たなビジネス機会を創出する場所を提供します。

対象となる方

本ネットワークの目的に賛同し、ヘルスケア産業を推進、あるいはヘルスケア産業に関心のある県内に事業所等を有する法人又は在住・在勤している個人

- ・ 医療・福祉・健康分野の関連団体・従事者
- ・ 法人（モノづくり企業・製販業・医療福祉機器商社等）又は個人事業者
- ・ 大学・公設試験研究機関・研究者 ・ 金融機関 ・ 行政機関 等

支援の内容

医療・福祉・健康分野の関連団体と、県内モノづくり企業等との連携による新たなビジネス機会を創出する場を提供します。

（１）取組内容

- ・ 情報発信・情報共有
- ・ 普及啓発
- ・ 登録者間の連携の場づくり
- ・ その他、目的の達成に必要な事業

（２）登録料

- ・ 無料

事業詳細については、岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク【公式ポータルサイト】を参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/healthcare/>

ご利用の方法

登録申込、相談等については、岐阜県商工労働部産業イノベーション推進課成長産業係までご連絡ください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL : 058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

ヘルスケア（医療・福祉機器、医薬品、健康食品）分野での 新たなビジネスを展開したい

ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金

岐阜県ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金は、県が成長産業として位置付けるヘルスケア産業（医療・福祉機器、医薬品、健康食品）に取り組む県内企業が、新規参入から事業化までにおいて様々な障壁を乗り越えるために必要な事業の経費の一部を支援します。

対象となる方

県内に本社または製品を製造する事業所を有する法人又は個人（岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークの登録者に限ります。）

支援の内容

1 補助対象事業・補助率・補助上限額

（1）試作開発支援事業

医療現場などからのニーズを基に製品を開発するために必要な市場調査、設計/試作、ユーザー評価に係わる経費を補助します。

○補助率：補助対象経費の2分の1以内

○補助上限：1,800千円

（2）製品化支援事業

ヘルスケア関連の開発品を製品化するために必要な臨床評価用の設計試作・薬事申請など事業化に係わる経費を補助します。

○補助率：補助対象経費の2分の1以内

○補助上限：10,000千円

（3）国内外販路開拓支援事業

医療機器、福祉機器、医薬品・健康食品を対象に、国内外の販路を開拓するために国内外展示、商談会への出展に係わる経費を補助します。

○補助率：補助対象経費の2分の1以内

○補助上限：国内400千円 海外1,000千円

2 募集期間 令和6年3月22日（金）～4月22日（月）

ご利用の方法

詳細が決定次第、県産業イノベーション推進課ホームページに掲載します。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL：058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾌﾗ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

仕事に役立つ知識を身に付けたい

テクノプラザ 未来ビジネス創造セミナー

産業の最新動向や問題提起、デジタル技術等を活用した生産性向上、業務効率化、ビジネスモデル変革等に関するセミナーやSDGs、GX・エネルギーなど社会課題に関する研修・セミナーを開催します。

対象となる方

県内中小企業等
一般の県民の方

支援の内容

<研修・セミナーの概要>

- 開催場所：テクノプラザものづくり支援センター（各務原市テクノプラザ1-1）
- 参加費用：原則無料

<研修・セミナーの内容>

○医療機器産業人材育成セミナー

医療機器産業への新規参入に必要な基礎知識、医療機器の開発や製造販売における業務・事業拡大に必要な知識を習得するための研修、セミナーを実施します。

○福祉機器産業人材育成セミナー

福祉機器産業への新規参入に必要な基礎知識、福祉機器の開発や製造販売における業務・事業拡大に必要な知識を習得するための研修、セミナーを実施します。

○次世代エネルギー産業人材育成セミナー

再生可能エネルギーやエネルギーの地産地消に関する基礎知識、再生可能エネルギー事業を実施するために必要な専門知識を習得するための研修を実施します。

- ・この他、産業の最新動向、デジタル技術の活用、SDGs など社会課題の解決に関するセミナーを開催します。各セミナーの詳細は下記HPにて随時更新します。

ご利用の方法

テクノプラザものづくり支援センターホームページ (<https://www.technoplaza.pref.gifu.lg.jp>) よりお申込みください。

お問い合わせ先

テクノプラザものづくり支援センター指定管理者（(株) ブイ・アール・テクノセンター）TEL：058-379-2211

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

事業転換など、売り上げ・利益増加につながる取組みへの支援を受けたい

小規模事業者パワーアップ応援補助金

小規模事業者を対象に、事業転換など、売り上げ・利益増加につながる取組みに対して補助します。

対象となる方

県内に主たる事務所を有する小規模事業者

支援の内容

1 補助対象事業

自社の売り上げ・利益増加につながる企業力の強化に向けて、商工会・商工会議所と連携して、事業転換や業態転換などに取り組む事業

なお、賃上げした事業者に対しては、補助率を引上げ

(想定する事業の一例)

- ・ 原材料の生産の内製化を図り、外注費削減による利益増加を図る
- ・ 新商品・新サービスの開発により新事業の立上げを行い、売り上げ増加を図る
- ・ 設備投資により生産性向上を図り、生産量増加に伴う売り上げ増加を図る

2 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費のうち、補助の対象として岐阜県商工会連合会が認める経費。

3 補助率

一般枠 : 補助対象経費の1/2以内

賃上げ枠 : 補助対象経費の2/3以内

4 補助上限額等

補助上限額 : 250万円 (下限額 : 50万円)

5 募集時期・申請書類等

令和6年4月中旬～5月下旬 (予定)

募集時期、申請書類等の詳細については、岐阜県商工会連合会のホームページでご確認ください。

岐阜県商工会連合会 <https://www.gifushoko.or.jp/>

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 団体支援係 TEL : 058-272-8386

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾌﾗ支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

経営革新の取り組みについて承認を受けたい

経営革新計画承認事業

中小企業者が新たな事業活動を行うことにより、経営の向上を図る「経営革新計画」（3～8年）を作成し、県知事の承認を受けるものです。承認を受けた企業は、低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。（計画の承認が支援策を保証するものではありません。別途支援機関の審査等が必要です。）

※令和3年8月から経営強化法施行規則等の改正により経営革新計画の概要及び申請方法等が改正されています。詳細は、下記URLを参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8659.html>

対象となる方

県内に本社（個人は住所地）のある中小企業者

内容

（1）承認要件

次の①、②の双方を満たす計画であること。

- ① 以下のような事業活動で、申請者にとって、新たな事業活動であり、同業の中小企業者（地域性の高いものについては同一地域内の同業の中小企業者）が既に一般的に行っている事業でないこと。

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入
- ・技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ・その他の新たな事業活動

- ② 下表の経営指標の目標伸び率を達成できる計画であること。

	付加価値額又は 一人あたりの付加価値額	給与支給総額
事業期間が3年の場合	9%	4.5%
事業期間が4年の場合	12%	6.0%
事業期間が5年の場合	15%	7.5%

（2）申請時期

随時

（3）主な支援策

- ・岐阜県中小企業資金融資制度 産業活性化・海外市場開拓支援資金
- ・岐阜県信用保証協会の保証の特例
- ・日本政策金融公庫による低利融資
- ・特許関係料金減免制度
- ・海外展開に伴う資金調達支援（日本政策金融公庫法、日本貿易保険法、中小企業信用保険法の特例）

※計画の承認が支援策を保証するものではなく、別途支援機関の審査等が必要となります。また、限度額等詳細は各支援機関にご確認ください。

申請方法

申請書に定款および直近2期分の決算書（各1部）を添付し、以下まで持参又は郵送してください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課
スタートアップ推進室 スタートアップ推進係 TEL：058-272-8366

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・IT支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

新技術、新商品、新サービスの評価を受けたい

事業可能性評価事業

新規性のある製品や新技術等により経営革新等に取り組む中小企業者等の事業計画について、その事業の有望性、技術の先端性・発展性等を総合的に分析し評価します。

対象となる方

新製品や新サービスの事業展開を考えている岐阜県内に事業所を有する中小企業及び岐阜県内で、創業予定の方

支援の内容

(1) 対象事業

新規性のある製品や新技術等により経営革新等に取り組む中小企業者等の事業計画

(2) 募集時期

令和6年7月頃（予定）

※募集の日程については、決まり次第、ホームページ等に掲載します。

(3) 評価後の支援策

A評価を受けられた企業には、以下の支援が受けられます。

- ・金融機関、報道機関への積極的紹介
- ・（公財）岐阜県産業経済振興センターが実施する、投資家や融資関係者向けのビジネスプラン発表会への優先的出展
- ・岐阜県中小企業資金融資制度の対象（長期固定の低金利、信用保証料の一部を県が負担）
※融資を受けるには、別途、金融機関及び県信用保証協会の審査が必要となります。
- ・県産業イノベーション推進課で実施する一部の補助金事業の審査において加点評価
- ・その他、同センターによる積極的な事業化に向けた支援等

ご利用の方法

募集期間、申請書類等については、（公財）岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 総合支援課 窓口支援担当にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。（<https://www.gpc-gifu.or.jp/>）

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 総合支援課 窓口支援担当 TEL：058-277-1080
岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL：058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

優れた技術の事業化・事業拡大のための貸施設を探している

テクノプラザものづくり支援センター・ベンチャーファクトリー（貸工場）貸出事業

優秀なモノづくり中小企業を育成し、地域経済の発展に資するため、優れた技術を有し、その事業化や事業拡大を目指す方を支援する貸工場「ベンチャーファクトリー」を提供しています。

対象となる方

以下の（１）～（４）すべてに該当する者

- （１）中小企業法第２条に定める中小企業者であり、「みなし大企業」でない者
- （２）製品の開発、製造などの事業を行う者
- （３）次の①～⑩のいずれかに該当する方
 - ①プラスチック製品製造業、②金属製品製造業、③はん用機械器具製造業、④生産用機械器具製造業、⑤業務用機械器具製造業、⑥電子部品・デバイス・電子回路製造業、⑦電気機械器具製造業、⑧情報通信機械器具製造業、⑨輸送用機械器具製造業、⑩その他知事が特に認める業種
- （４）大気汚染、水質汚濁、騒音、産業廃棄物、臭気、その他の環境を汚染しない事業であること

支援の内容

（１）施設概要（住所：各務原市テクノプラザ２－２８）

- （種類） 工場・事務所
- （面積） A棟：293.25㎡（工場：195.50㎡ 事務所：97.75㎡）
B・C棟：162.00㎡（工場：108.00㎡ 事務所：54.00㎡）
- （天井高） 工場：5.8m 事務所：2.7m
- （シャッター開口） 3m×3.5m A棟2基、B・C棟1基
- （床耐荷重） 工場：2t/㎡ 事務所：300kg/㎡
- （ホイス装置） 有
- （構造） 鉄骨平屋
- （主要設備） 給湯室、トイレ、エアコン（事務所のみ）
- （駐車場） 専用：A棟3台、B・C棟2台、共用：16台
- （建築年） 平成18年3月

（２）利用期間

最長5年以内

（３）利用料金（共益費含む）

月額870円/㎡

（４）保証金

あり

（５）費用負担

電気、電話、ガス、上下水道、ごみ処理、インターネット等は、利用者が事業者と個別に契約

ご利用の方法

入居審査があります。詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

テクノプラザものづくり支援センター指定管理者 （株）ブイ・アール・テクノセンター TEL：058-379-2211

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

3Dプリンタやレーザー加工機を利用したい

ソフトピアジャパン オープンイノベーション創出拠点事業

3Dプリンタやレーザー加工機等のデジタル工作機器を備えた施設「ものづくり空間 Fab-core」において、各種デジタルツールをご利用になれます。

試作品（プロトタイプ）等の制作手法やデジタルファブリケーションに関する相談対応などの支援等を行います。（一部有料）

対象となる方

3Dプリンタやレーザー加工機等の利用や試作開発に関心がある企業、個人事業者等

支援の内容

（1）施設概要

ものづくり空間 Fab-core（ファブコア）（大垣市今宿6-52-16 ソフトピアジャパン ドリーム・コア内）

① 機器の利用（有料）

高精細3Dプリンタやレーザー加工機を時間で貸し出します。

主な設置機器と使用料（税込み）				
高精細 3D プリンタ	使用料	¥2,750 /h	3D スキャナ	¥930 /h
	硬質樹脂	¥46 /g	レーザー加工機	¥510 /h
	軟質樹脂	¥46 /g	切削加工機	¥510 /h
	サポート材	¥28 /g	簡易 3D プリンタ	¥510 /h
	後処理機器	¥740 /h	カッティングマシン	¥300 /h

機器の操作のための相談や導入研修、Fusion360(3D CAD)等のデジタルファブリケーションに必要なソフトウェアの研修等を行います。

② 新しいものづくり手法の相談（初回無料・要予約）※初回に限りオンラインでも応じます。

新しいものづくり手法についての疑問や問題点を解決するための相談を受け付けます。

③ ワークショップ等の開催

Fab-coreの機器等を活用したワークショップ等を開催します。

④ 開館時間、ワークショップ開催時期・費用等については、下記ホームページをご確認ください。

(<https://fab-core.jp/>)

ご利用の方法

ものづくり空間 Fab-core のホームページより予約してください。

予約ページ：<https://fab-core.jp/schedule/>

利用方法ページ：<https://fab-core.jp/howtouse>

お問い合わせ先

（公財）ソフトピアジャパン DX推進課 デジタル人材育成室 TEL:0584-77-1166

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

大学や研究機関と連携し、事業化を目指して研究を行いたい

産学官共同研究助成金

県内の企業者等が大学や研究機関等の有する優れた技術シーズを活用して共同で研究開発を行う際に必要な経費の一部を助成することにより、産学官による発展的な共同研究や事業化を目指すスタートアップ段階の研究開発を支援します。

対象となる方

県内に所在する中小企業等で、大学又は研究機関等の技術を実用化するため、大学又は研究機関等と共同で研究開発を行う事業者

支援の内容

(1) 対象となる研究テーマ

- ・次世代自動車産業分野、航空宇宙産業分野に関する研究開発
- ・ヘルスケア産業分野（医療機器、福祉用具等）に関する研究開発
- ・脱炭素・資源リサイクル産業分野に関する研究開発
- ・その他、県内産業の高度化に資する研究開発

(2) 助成対象経費

研究開発に係る物品費（機械装置費、工具器具費等）及び研究費（原材料費、外注加工費、委託研究等経費等）を対象とします。

(3) 助成額、限度額

助成対象経費の3分の2以内 上限 200万円

(4) 募集期間

令和6年2月20日（火）～3月26日（火）

(5) 備考

募集期間、申請書類等については、（公財）岐阜県産業経済振興センター 各務原支所 技術振興部 技術支援課担当にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

(<https://www.gpc-gifu.or.jp/>)

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター各務原支所 技術振興部 技術支援課 産学官成長産業支援担当

TEL：058-379-2212

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL:058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外出支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

大学等と連携してエネルギー関連分野の新製品・新サービスを開発したい

エネルギー関連産業コンソーシアム事業

産学官が参画する「岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム」の会員を対象に、省エネ・再エネ関連の技術やサービスの開発、社会実装、ビジネスモデルの確立等に向けた取組みを支援します。

対象となる方

岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアムの会員2者以上で構成されたワーキンググループ

支援の内容

(1) 補助対象事業

省エネや再エネ等のエネルギー関連技術に関する以下のワーキンググループ活動

- 1) 調査活動（先進事例調査、市場調査、事業可能性調査）
- 2) 研究開発及び製品化・事業化等の活動
- 3) 過去のワーキンググループ活動のフォローアップ事業
- 4) その他、理事長が必要と認めるもの

(2) 補助対象経費

人件費、旅費、消耗品費、製品試作費及び性能試験費等

(3) 補助限度額

上限 200 万円（一部事業については上限 400 万円）

(4) 補助率

補助対象経費の 1 / 2 以内

(5) 募集期間

令和 6 年 4 月 募集開始予定

(6) 備考

補助対象経費等の詳細については、県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/15035.html>

ご利用の方法

当コンソーシアムに入会いただき、補助金交付申請書を提出してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/15035.html>

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課 エネルギー係 TEL : 058-272-8835

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

循環性の高いビジネスモデルへの転換を図りたい

循環経済導入促進事業

生産者に対して、環境負荷の低減に資する製品やサービスの開発を促進し、幅広い分野で循環性の高いビジネスモデルへの転換を図っていくため、静脈産業と動脈産業の連携を促進する場として、セミナー・ワークショップを開催します。

対象となる方

県内に事業所を有する企業（令和6年度はプラスチック製品製造業者、リサイクル業者を主な対象とする予定）

支援の内容

（1）開催内容（予定）

循環経済全体像の理解を深めるためのセミナーの開催。セミナー開催後、環境配慮型プラスチック製品を構想するワークショップ開催

（2）費用（予定）

セミナー受講に係る事業者負担はありません

（3）募集時期（予定）

未定（セミナー：年1回以上開催、ワークショップ：年1回以上開催予定）

（4）実施方法（予定）

会場開催での実施を予定

ご利用の方法

セミナー開催の詳細については、県廃棄物対策課のホームページにて随時情報提供
[\(https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11225/\)](https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11225/)

お問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課 資源循環推進係 TEL:058-272-8214

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イノベーション支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

大学等の技術シーズや開放特許等を活用して、 生産技術の自動化・高度化、新製品の試作開発等をしたい

伴走支援型イノベーション創出推進事業

大学・試験研究機関等が保有する技術シーズや企業等の開放特許等を活用し、従来技術の高度化や生産工程の自動化、他分野展開による新製品開発等に取り組む事業に要する経費を補助します。また、県試験研究機関が各補助事業者の事業推進のための技術的な伴走支援を実施します。

対象となる方

県内中小企業等(※)、その他知事が適当と認める団体

※ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に該当する中小企業団体のうち、県内に本社又は事業所を有し、かつ、県内に生産又はサービスの主要な拠点を有する者

支援の内容

(1) 補助対象事業内容

大学・試験研究機関等が保有する技術シーズや企業等の開放特許等を活用し、従来技術の高度化や生産工程の自動化、他分野展開による新製品開発等に取り組む事業

- ①試作ステージ：技術シーズ・開放特許等の実用性を検証するための試作開発事業
- ②実装ステージ：技術シーズ・開放特許等を企業現場へ実装するための設備導入や周辺技術開発等を行う事業

(2) 補助上限・補助率

補助額上限： ①試作ステージ 1,000千円、②実装ステージ 10,000千円
補助率： 1/2

(3) 補助対象経費

機械装置費、設備等開発費(大学等への研究委託費含む)、評価検査費

(4) 募集時期

令和6年3月22日(金)～5月7日(火)
※予算の範囲内で2次募集・3次募集を行う場合があります。

(5) 採択方法

・申請内容を有識者が審査し、採択・不採択を決定します。

(6) その他

・各補助対象案件に対し、県試験研究機関による分析評価・技術相談など伴走支援を実施します。
・予算の範囲内で採択事業を選定します。

ご利用の方法

事業実施提案書に関係書類を添付し、岐阜県商工労働部産業イノベーション推進課に提出してください。
募集要領や様式等は、産業イノベーション推進課ホームページから入手できます。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11352/>

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 地方大学・地域産業創生推進係 TEL：058-272-8354

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

販路開拓等の支援を受けたい

中小企業販路開拓等支援事業費補助金

地場産業の製造業者（地場産業に関わる中小企業者や産地組合）が実施する販路開拓等に向けた取組みを支援します。

対象となる方

地場産業に関する製品を製造する県内中小企業者（小規模事業者を除く）、組合、実行委員会、連携体

支援の内容

（1）補助対象事業

- ① 見本市等出展・開催事業
 - 国内・海外見本市等への出展
 - 国内・海外見本市等の開催
- ② 商品開発・改良、市場調査、担い手育成事業
- ③ EC サイトまたは県内での県産品フェア開催事業

（2）補助率

補助対象経費の1/3以内

（3）補助限度額等

①見本市等出展・開催事業

補助事業者	補助事業	補助上限額
製造業に属する県内中小企業者	○国内・海外見本市等への出展 ○国内・海外見本市等の開催	最大 100 万円
県内地場産業の組合等、実行委員会、連携体	○国内・海外見本市等への出展 ○国内・海外見本市等の開催	最大 250 万円

②商品開発・改良、市場調査、担い手育成事業

対象事業者	補助上限額
製造業に属する県内中小企業者、県内地場産業の組合等、実行委員会等	250 万円

③ECサイトまたは県内での県産品フェア開催事業

補助事業者	補助事業	補助上限額
製造業に属する県内中小企業者	○EC サイトでの県産品フェア開催	最大 50 万円
県内地場産業の組合等、実行委員会、連携体	○EC サイトでの県産品フェア開催 ○県内での県産品フェア開催	最大 250 万円

※ 補助メニューの内容によって補助上限額は変動します。

（4）募集時期

令和6年4月上旬～5月上旬（予定）

ご利用の方法

補助金交付申請書に事業計画書等を添付し、地域産業課に提出してください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部地域産業課 地場産業振興係 TEL : 058-272-8361

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

伝統産業に係る販路・需要拡大等の支援を受けたい

伝統工芸品デジタル促進等補助金

伝統産業に係る組合等又は事業者が行うデジタル活用をはじめとする販路・需要拡大事業の取組みを支援します。

対象となる方

国が指定する伝統的工芸品の指定申出団体又は団体の構成員
 県が指定する郷土工芸品の指定申出団体又は郷土工芸品を製造する事業者
 伝統的工芸品及び郷土工芸品の製造者、伝統工芸品販売者等

支援の内容

(1) 補助対象事業

- ① デジタル活用事業
 (ECサイトの構築・改修、ECサイトでのフェア開催、SNS等を活用した情報発信事業)
- ② 展示会等出展事業
- ③ 商品開発・改良事業

(2) 補助対象経費

補助対象事業を行うために必要な経費のうち知事が適当と認める経費

(3) 補助率

補助対象経費の1/2

(4) 補助額上限額

補助事業者	補助上限額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が指定する伝統的工芸品に係る指定申出団体 ・ 県が指定する郷土工芸品に係る指定申出団体 	100万円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が指定する伝統的工芸品に係る指定申出団体の構成員 ・ 県が指定する郷土工芸品を製造する事業者 ・ 伝統的工芸品及び郷土工芸品の製造者、伝統工芸品販売者等 	30万円

(5) 事業期間

交付決定日～令和7年2月28日(金)

ご利用の方法

詳細が決定次第、ホームページ等に掲載します。

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部地域産業課 伝統産業振興係
 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁
 TEL 058-272-8194 FAX 058-278-2656 E-mail : c11355@pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

県産品の販路開拓をしたい

THE GIFTS SHOP／岐阜県名産販売(株)を通じた販売促進支援

「THE GIFTS SHOP」及び岐阜県名産販売(株)が運営する「岐阜おみやげ川島店」等を通じて県産品の販売及びPRの支援を実施します。

対象となる方

県産品を製造・販売する県内事業者

支援の内容

(1) THE GIFTS SHOPでの販売促進

店舗名 : THE GIFTS SHOP (ザ・ギフト・ショップ)

設置場所 : 岐阜市橋本町1-10-1 アクティブG2階 (JR岐阜駅に隣接)

(2) 岐阜県名産販売(株)を活用した販売促進

ア 直営店事業

店舗名 : 岐阜おみやげ川島店

設置場所 : 各務原市川島笠田町1569-1 河川環境楽園内

イ 商業施設等への販売事業

首都圏・東海地方を中心に県産品の卸販売事業を実施しています。

ウ ネット販売事業

ネット通販サイト「楽天市場」及び「yahoo!ショッピング」内に出店し、県産品のネット販売を実施しています。

(3) 取引条件等

仕入れ方法や取引価格、取引時期など取引の諸条件については、「THE GIFTS SHOP」及び「岐阜県名産販売(株)」との協議になります。なお、生鮮食品は原則取扱しません。

ご利用の方法

電話・メールにより「THE GIFTS SHOP」「岐阜県名産販売(株)」へお問い合わせください。

お問い合わせ先

THE GIFTS SHOP TEL : 058-212-3255

岐阜県名産販売(株) TEL : 058-275-5399 info@gifubest.jp

岐阜県 商工労働部県産品流通支援課 県産品企画係 TEL : 058-272-8365

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

ネットショップの新規出店・売上拡大に取り組みたい

ぎふネットショップ総合支援センター運営事業

ネットショップ支援事業として「ぎふネットショップ総合支援センター」を運営し、ネットビジネスへの挑戦や販路開拓・売上拡大等を支援します。同センターでの個別指導・情報提供を行うほか、セミナー等を開催します。

対象となる方

IT（インターネット含む。）による販路開拓・売上拡大等を考える県内中小企業、個人事業者等

支援の内容

(1) ぎふネットショップ総合支援センター（3拠点）における個別指導、撮影スタジオ利用 他

「大垣窓口」

設置場所：ソフトピアジャパン ドリーム・コア2階

開館時間：9：00～17：00（水・木曜日（祝日を除く。））【予約制】

「東濃窓口」

設置場所：土岐商工会議所

開館時間：10：00～17：00（月・火曜日（祝日を除く。））【予約制】

「飛騨窓口」

設置場所：飛騨地域地場産業振興センター 3階

開館時間：10：00～17：00（金曜日（祝日を除く。））【予約制】

「オンライン相談」

受付時間：10：00～17：00（月曜日～金曜日（祝日を除く。））【予約制】

- ① 専門指導員による個別指導：ネットショップやホームページの構築・画像加工などの関連アプリケーションの操作体験ができます。Web デザイナーやマーケティングなど専門指導員からITを活用した経営改善に関する指導を受けることができます。
- ② 撮影スタジオ等：撮影機材を備えた「スタジオ」を設置しています。
また、プロカメラマンのアドバイスを受けることができます。
- ③ 情報提供：資料・関連書籍など、ネットショップに関する豊富な情報を提供します。

(2) 各種セミナーの開催

ネットショップ運営や売上拡大等に役立つセミナー・研修等を開催します。

(3) 費用

無料（専門指導員による指導は、年間3回まで無料）

ご利用の方法

電話・メールにより、ぎふネットショップ総合支援センターにご連絡ください。

TEL: 080-1592-1995 Email: ec-support@mb.ginet.or.jp

ホームページ: [https:// www. gifuec-support. com/](https://www.gifuec-support.com/)

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部県産品流通支援課 県産品企画係 TEL：058-272-8365

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

県産品の魅力を発信したい

「清流の国ぎふ」文化祭2024等に合わせた魅力発信

県産品の販売促進を図るため、「清流の国ぎふ」文化祭2024等において、来県者及び関係者に対して県産品の展示・販売を実施します。

対象となる方

県産品を製造・販売する県内事業者

支援の内容

(1) 県産品の展示・販売

「清流の国ぎふ」文化祭2024等において、来県者及び関係者に対して県産品の展示・販売を実施します。

(2) 県産品のカタログ販売

「清流の国ぎふ」文化祭2024等の参加者に県産品を購入できるカタログを配布し、県産品の販売促進を図ります。

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部県産品流通支援課 県産品企画係 TEL : 058-272-8365

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

商品のデザインやパッケージのブラッシュアップに取り組みたい

県産品ブラッシュアップ事業

大都市圏への県産品流通拡大に当たって、有望な商品を掘り起こすとともに、真に売れる商品とするため、首都圏バイヤーなどの知見によるデザインやパッケージ等の改良と、テストマーケティングを通じた商品のブラッシュアップを図ります。

対象となる方

自社商品をブラッシュアップし、大都市圏への販路開拓を考えている県内中小企業、個人事業者等

支援の内容

(1) 実施内容

県内から商品を募集し、ブラッシュアップの対象となる商品を選定します。

バイヤーや店舗運営者、流通事業者等の意見を踏まえ、デザイナーを活用して、商品デザイン（色・サイズ）やパッケージ等を改良します。

改良した商品は、首都圏または関西圏の店舗等でテストマーケティングを行います。そこで得られた消費者や市場、店舗の声を適宜生産者にフィードバックし、さらなる改良につなげます。

そうしてブラッシュアップされた商品は、県が取り組む大都市圏での販売会などで売り込んでいく予定です。

(2) 費用

専門家やデザイナーからのアドバイス等の費用は無料です。ただし、デザイン等の改善にかかる試作品の製作費などは、事業者の負担になります。

ご利用の方法

詳細は、県産品流通支援課のホームページにて随時情報提供いたします。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11370/>)

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部県産品流通支援課 国内展開係 TEL : 058-272-8362

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

海外展開に際しての情報提供や相談、サポートを受けたい

海外展開支援事業

海外展開についての各種お役立ち情報をお探しの企業を対象に、相談会、セミナー、研修、講座等を実施しています。

対象となる方

海外展開を考えている県内中小企業等

支援の内容

- (1) **海外ビジネス相談（（公財）岐阜県産業経済振興センター（以下「産経センター」））**
海外展開コーディネーターを設置し、海外進出、海外との取引（輸出入）、技術提携等、海外ビジネスに関する相談を随時お受けしています。また、国際化支援アドバイザーによる個別相談会（予約制）を随時実施しています。
- (2) **個別貿易投資相談会（ジェトロ岐阜）**
アドバイザーによる個別相談会対応（電話、e-mail等）を実施しています。
- (3) **海外経済ビジネスセミナー（ジェトロ岐阜、産経センター）**
各国の投資環境や各種制度、市場動向など、海外ビジネスに関する最新情報を提供するセミナーを開催しています。
- (4) **貿易実務講座（ジェトロ岐阜、産経センター）**
貿易の流れや書類の作成方法、ビジネス英語等、貿易実務に役立つ講座を開催しています。
- (5) **海外在住の専門家による相談対応、ビジネスマッチングサポート（ジェトロ岐阜）**
ジェトロの海外事務所が契約する専門家が、現地の市場や、進出についての相談対応、ビジネスアポイント取得・商談同行のサポートを実施します。（無料、ご利用は一部対象地域に限る）
- (6) **海外バイヤー・国内商社招へい商談会（ジェトロ岐阜、産経センター）**
海外のバイヤーや輸出に取り組む国内商社を招へいして商談会を開催し、海外販路の開拓を支援します。
- (7) **海外展示会・商談会出展支援（ジェトロ岐阜、産経センター）**
ジェトロ・産経センターが主催・参加する海外展示会・商談会への出展をサポートします。（一部出展経費をジェトロ・産経センターが補助、参加無料の商談会も有）また、産経センターでは、国際ビジネスの専門家に国内で直接相談できる相談窓口を設置するほか、現地のビジネス事情に詳しい専門家をアドバイザーに委嘱し、出展企業のブースで商談を支援します。
- (8) **海外展開アドバイザー派遣事業（産経センター）**
中小企業の海外展開を促進するため、民間のアドバイザーを企業に派遣し、ビジネスプランの作成相談や海外展示会での商談支援等を行います。（企業負担：派遣に要する経費の1/3）
- (9) **海外展開の専門家派遣（新輸出大国コンソーシアム）（ジェトロ岐阜）**
商社OBやコンサルタントなど海外ビジネスに精通した各分野の専門家が企業様への訪問支援や海外への商談同行支援を実施します。（無料、審査有）
- (10) **中小企業知的財産活動支援事業（ジェトロ岐阜、産経センター）**
 - ・外国への特許、実用新案、意匠、商標の出願を行う際の経費に対して助成を行います。（企業負担：登録に要する経費の1/2）（ジェトロ岐阜、産経センター）
 - ・特定国・地域における商標登録状況を調査し、法的観点を含めた助言を実施します。（ジェトロ岐阜）
- (11) **その他（ジェトロ岐阜、産経センター、JICA 中部）**
海外展開に際して、目的に応じて各種のご相談に応じます。

ご利用の方法 以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課 TEL：058-277-1092
 ジェトロ岐阜（日本貿易振興機構（JETRO）岐阜貿易情報センター）TEL：058-271-4910
 JICA 中部（国際協力機構（JICA）中部センター企業連携課）TEL：052-533-0220（代表）

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾀﾞｽﾄﾘ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

海外販路を開拓したい

海外における県産品テストマーケティング及び現地向けの商品開発の支援

現地の小売店等と連携して、海外における販路開拓や市場が求める商品開発の機会を提供します。

対象となる方

県内中小企業

支援の内容

海外の主要都市において、現地の小売店等と連携して、連携型アンテナショップ（＝Global Antenna Shop : GAS）を構築し、県内企業が海外ビジネスのスキルを磨き、海外パートナーの発掘や自社製品の市場性の確認、現地向けの商品開発に活用できる場や機会を提供します。

（１）実施内容（例）

- ・海外のセレクトショップ等を招聘して、県内企業訪問による商材発掘を行い、現地店舗でのテストマーケティングを実施。
- ・海外のセレクトショップ等と連携した現地向けの商品開発の支援、及び当該商品のテストマーケティングを実施。

（２）実施地域

- ・新興国や情報発信力の高い国際都市等

（例）アメリカ、ヨーロッパ、アジア、アセアン等の主要都市（シンガポール、パリ、ロサンゼルス等）

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部県産品流通支援課 海外展開係 TEL： 058-272-8090

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外出支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

海外販路を開拓したい

県産品紹介サイト

県内企業の優れた商品を国内外のバイヤー等に紹介するウェブサイト「Gateway to Gifu Products」を2014年4月1日より開設しました。

対象となる方

県内中小企業。掲載商品は、原則として、食器、家具などの消費財に関する商品で、かつ、海外市場展開を目指す商品。

支援の内容

1 目的

海外展開を目指す県内企業の商品の情報や優れた魅力を日英の両言語で一体的に整理してインターネット上に掲載することで、国内外のディストリビューターやセレクトショップのオーナーやバイヤー等へのプロモーション活動に積極的に活用します。

また、開設後も、随時、企業が自ら追加登録することで、さらなる情報の充実を図ります。

2 ウェブサイト名称とアドレス

名称 「Gateway to Gifu Products」（英語版と日本語版があります）

アドレス <https://gifuproduct.jp/japanese>

3 掲載内容

(1) 掲載企業数 135社 472点（令和6年2月27日現在）

商品カテゴリー（大分類7、中分類56）

- ①木工・家具（家具等12）②陶磁器（皿、カップ等12）③刃物（包丁等8）④和紙（提灯等7）、
⑤繊維・アパレル（タオル等2）⑥食品（日本酒、日本茶等8）⑦その他（プラスチック等7）

(2) 企業情報、製品名、製品画像、小売価格、サイズ、原材料、製品の特徴、輸出を希望する国・地域 等

ご利用の方法

当サイト掲載を希望される方は当サイトから申し込みいただけます。

1 登録の要件

- ①岐阜県内に所在する事業者に限ります。
②原則として、食器、家具などの消費財に関する商品で、かつ、海外市場展開を目指す商品。
③商品は1企業10品まで登録できます。
④英文は、確認支援は県で行いますが、基本的な英文作成は各企業で実施してください。

2 登録費用：無料

3 登録時期：随時

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部県産品流通支援課 海外展開係 TEL：058-272-8090

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

販路を開拓したい

県産品プロモーション・新販路開拓事業

日本最大級の国際見本市「東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2025」、「大阪インターナショナル・ギフト・ショー2024」に出展し、モノづくり企業の新たな市場開拓を支援します。

対象となる方

岐阜県内に事業所を有するモノづくり事業者

支援の内容

以下二つの展示会に企業参加型の岐阜県ブースを設置し、県産品の展示・PRを行います。

(1) 出展する展示会(予定)

- ① 東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2025
 - ・日 時：2025年2月12日(水)～14日(金)
 - ・会 場：東京ビッグサイト(東京都江東区有明3-11-1)
 - ・出展社数：2,900社(予定)
 - ・来 場 者：国内外のバイヤー・プレス関係者など223,000人(予定)
 - ・主 催：株式会社ビジネスガイド社
- ② 大阪インターナショナル・ギフト・ショー2024
 - ・日 時：2024年9月12日(木)～13日(金)
 - ・会 場：OMM 2階展示ホール(大阪市中央区大手前1-7-31)
 - ・出展社数：145社(予定)
 - ・来 場 者：国内外のバイヤー・プレス関係者など15,000人(予定)
 - ・主 催：株式会社ビジネスガイド社

(2) 対象企業・商品

岐阜県内のモノづくり企業により、県内で生産・製造または加工されているB to C商品。
(展示会にてブースのアテンドができる事が条件です。)

(3) 事業の流れ(予定)

商品募集5月～6月、商品選考会7月

(4) 費用

出展者は、出展に係る経費(旅費、輸送費等)の全額及び出展小間料の一部を負担いただく必要があります
(岐阜県ブース出展小間料の額は、募集時に明記します。)

ご利用の方法

詳細は、県産品流通支援課のHPにて随時情報提供いたします。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11370/>)

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部県産品流通支援課 国内展開係 TEL : 058-272-8362

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資・割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

食品商品の販路を開拓したい

県産加工食品の展示商談会及び販路開拓事業

国内のスーパーマーケット等を対象とした国内最大級の大規模商談会「スーパーマーケット・トレードショー」及び「フードストアソリューションズフェア」に出展します。

対象となる方

県内中小食品加工業者

支援の内容

「スーパーマーケット・トレードショー2025」及び「フードストアソリューションズフェア2024」に企業参加型の岐阜県ブースを設置し、国内外の食品関係バイヤーとの商談機会を創出し、県産加工食品のPRを行います。

(1) 開催概要

＜フードストアソリューションズフェア2024＞

- ・会期 : 2024年9月4日(水)～5日(木)
- ・会場 : インテックス大阪(大阪市住之江区南港北1-5-102)
- ・主催 : 日本食糧新聞社 関西支社
- ・来場対象: 小売・卸・商社・食品メーカー等のバイヤー

＜スーパーマーケット・トレードショー2025＞

- ・会期 : 2025年2月12日(水)～14日(金)
- ・会場 : 幕張メッセ(千葉市美浜区中瀬2-1)
- ・主催 : (一社)全国スーパーマーケット協会
- ・来場対象: 全国のスーパーマーケットを中心とした小売・卸・商社・食品メーカー等のバイヤー

(2) 対象商品

県内で生産・製造または加工しているB to BもしくはB to Cの加工食品商品
(各展示会ではブースのアテンドができることが条件となります。)

(3) 事業の流れ(予定)

- ・出展者募集・出展者選考 : 5～6月頃
- ・出展者説明会 : 6～7月頃(フードストアソリューションズフェア)
: 10～11月頃(スーパーマーケット・トレードショー)

(3) 費用

出展者は、出展に係る経費(旅費、輸送費等)の全額、及び出展小間料の一部を負担頂く必要があります
(岐阜県ブース出展小間料の額は、出展を決定した事業者へ別途ご連絡します。)

ご利用の方法

詳細は、県産品流通支援課HPにて随時情報提供致します。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11370/>)

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部県産品流通支援課 国内展開係 TEL : 058-272-8362

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

商談会を活用して大都市圏への販路開拓をしたい

大都市圏バイヤーとの個別商談会開催事業

大都市圏の百貨店、セレクトショップ等のバイヤーを招へいし、県産品を製造する事業者との個別商談会を開催します。また、商談会での成約率向上を目的としたセミナーを開催します。

対象となる方

県産品を製造する県内事業者

支援の内容

(1) 事業内容

大都市圏バイヤー等と県内事業者がマッチングする個別商談会を開催することにより、県内メーカーの販路開拓を促進します。

(2) 開催回数

1回の商談会において、バイヤー1社に対して県内メーカー8社程度が商談会を行います。

上記商談会を計5回開催する予定です。

また、商談会における成約率向上セミナーを1回開催する予定です。

ご利用の方法

詳細は、県産品流通支援課のホームページにて随時情報提供いたします。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11370/>)

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部県産品流通支援課 国内展開係 TEL : 058-272-8362

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

首都圏への販路を開拓したい

首都圏県産品販売コーナー設置・運営事業

変容するウィズコロナ時代における県産品販売やマーケティング機会を創出するため、人の流れのある東京駅構内において、期間限定で県産品販売コーナーを設置し、県産品の販路拡大を促進します。

対象となる方

県内に事業所を有する事業者（法人・個人は問わない）

支援の内容

変容するウィズコロナ時代における県産品販売やマーケティング機会を創出するため、人の流れのある東京駅構内において、岐阜県産品の売り場を確保します。

首都圏において期間限定の県産品販売コーナーを設置することにより、県産品の販路拡大とぎふブランドの一層の発信を図ります。

ご利用の方法

開催時期や商品募集の開始などの詳細は、県産品流通支援課のホームページにて随時情報提供いたします。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11370/>)

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部県産品流通支援課 国内展開係 TEL : 058-272-8362

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

関西圏への販路を開拓したい

大阪万博に向けた県産品販路拡大事業

2025 大阪・関西万博を見据え、関西圏において県産品販売やマーケティング機会を創出するため、主要駅構内等において、期間限定で県産品販売コーナーを設置し、県産品の販路拡大を促進します。

対象となる方

県内に事業所を有する事業者（法人・個人は問わない）

支援の内容

大阪市内の主要駅構内や近隣の百貨店等において、岐阜県産品の売り場を確保します。

関西圏において期間限定の県産品販売コーナーを設置することにより、県産品の販路拡大とぎふブランドの一層の発信を図ります。

ご利用の方法

開催時期や商品募集の開始などの詳細は、県産品流通支援課のホームページにて随時情報提供いたします。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11370/>)

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部県産品流通支援課 国内展開係 TEL : 058-272-8362

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イノベーション支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

商談会を活用して取引先を増やしたい

国内取引支援事業

広域商談会等を開催し、県内中小企業の受注機会の拡大を支援します。

対象となる方

新たな取引先を開拓したいと考えている県内の中小企業

支援の内容

県内中小企業の受注機会の拡大と新規取引先開拓支援のため、県内外から発注企業を招へいする商談会の開催や、県内中小企業が発注企業に対し直接アピールする場を提供します。

1 マッチングフェア in なごや（愛知・岐阜・三重・静岡4県合同広域商談会）

東海地域を中心に、関東・関西地域などからも発注企業を招へいし、東海四県下の中小企業が一堂に会して、具体的な商談や意見交換をしていただく商談会を開催。

2 岐阜・滋賀・三重「モノづくり商談会」

県内企業の受注拡大を目的として、中部及び関西を中心とする発注企業と受注企業が一堂に会し、具体的な商談や情報交換を行う商談会を開催。

ご利用の方法

商談会等の概要や募集期間等については、（公財）岐阜県産業経済振興センター経営支援部取引課 取引担当にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認の上お申し込みください。

(<http://www.gpc-gifu.or.jp/>)

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課 取引担当 TEL：058-277-1092
 岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL：058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

移動販売事業の実施について支援を受けたい

移動販売事業運営費補助金

食料品・日用品の買物に課題を抱える高齢者や障がい者等を支援し、あわせて高齢者や単身世帯等の見守りの役割も担う移動販売事業に対し、必要な経費の一部を補助します。

対象となる方

(1) 補助対象者

県内に事務所又は事業所を有する食料品・日用品を移動販売する個人事業者、企業、農商工団体、広域的地域運営組織、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、その他住民団体

(2) 要件等

- ①週1回以上食料品・日用品の移動販売を実施していること
- ②移動販売等と合わせて地域の高齢者や単身世帯等の見守り活動を実施していること
- ③車内で調理加工した食品等を販売する移動販売は全て補助対象外とする

支援の内容

(1) 補助対象経費

- ①移動販売を行う車両の燃料費、消耗品費、広告費
- ②インターネットサイトを新規開設して予約・受注を行う場合における、インターネットサイト構築費

(2) 補助限度額

- ①車両1台あたり1年目400千円/台 2年目200千円/台 3年目100千円/台
- ②1事業者あたり400千円

(3) 補助率

補助対象経費の1/2以内

(4) 補助対象期間

交付決定日(令和6年5月以降)から令和7年1月末までの予定

(5) 募集時期

令和6年3月下旬から4月末まで募集予定 募集時期以降は予算の範囲内で随時受付

ご利用の方法

交付申請書に事業計画等を添付し、岐阜県健康福祉部地域福祉課宛てにメール又は郵送で提出してください。

申請書ダウンロード:

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62509.html>

申請先: 〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部地域福祉課地域福祉係 宛

c11219@pref.gifu.lg.jp

お問い合わせ先

岐阜県健康福祉部地域福祉課地域福祉係 TEL:058-272-8435

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

伝統的工芸品産業の支援を受けたい

岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の指定を受けた方又は同法に基づく振興計画等の承認を受けた方を対象とし、計画された事業等の実施に対して助成します。また、国指定の伝統的工芸品製造のための工房設置に対し助成します。

対象となる方

主な対象者は以下のとおりです。

- (1) 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき認定された計画に則った事業への補助
「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、振興計画、共同振興計画、活性化計画、連携活性化計画、支援計画（以下、振興計画等）のいずれかの認定を受け、国の伝統的工芸品産業支援補助金の交付が決定された方（伝統的工芸品を製造する事業者又はそのグループ、組合等）
【振興計画等の認定の手続き】
 - ① 岐阜県知事を経由して、経済産業大臣に対し振興計画等の認定を申請していただきます。
 - ② 経済産業省において内容の審査を行い、計画を認定します。
- (2) 新たな工房の設置に伴う経費補助
経済産業大臣指定の伝統的工芸品を製造する事業者で、県の定める要件等を満たす方
- (3) 伝統工芸品製造のための道具購入等経費補助
伝統的工芸品又は県指定の郷土工芸品を製造する事業者

支援の内容

1 補助対象事業・対象経費・補助率

補助対象経費		補助率、限度額
(1) 振興計画等に則した事業への補助	① 後継者育成事業 ② 技術・技法の記録収集・保存事業 ③ 原材料確保対策事業 ④ 需要開拓事業 ⑤ 意匠開発事業	補助対象経費の1/4以内 <負担割合> 県 1/4 国 1/2~2/3（直接補助） 市町村・事業者 1/4~1/12
(2) 伝統的工芸品の後継者確保に向けた補助	新たな工房の開設に伴う道具の調達に要する経費	補助対象経費の1/2以内 上限 1,000 千円
(3) 伝統工芸品製造のための道具購入への補助	生産設備の新設、増設、更新、改修及び道具類の購入に要する経費	補助対象経費の1/3以内 上限 500 千円 下限 30 千円

2 補助期間

- (1) 振興計画等の期間内 (2)、(3) 単年

3 募集期間

- (1) 当該年度の国の補助金が交付決定されてから、当該年度の事業を開始する前までに申請してください。振興計画等が承認されていない事業者の方は、まず計画の認定を申請してください。
(2)、(3) 詳細は下記にお問い合わせください。

ご利用の方法

補助金交付申請書に事業計画書等の必要書類を添付し、地域産業課まで提出してください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部地域産業課 伝統産業振興係 TEL:058-272-8194

融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

商品のイメージアップや販路拡大を目指したい

飛騨・美濃すぐれもの認定事業

優れた県産品を「飛騨・美濃すぐれもの」として認定し、岐阜県を代表する看板商品として様々な機会を通じてPRと販売プロモーションを行います。

対象となる方（次の①～④すべてに該当する個人、法人、団体）

- ①岐阜県内の生産者又は岐阜県内に事業所を有する者
- ②認定の対象となる県産品の生産、製造又は加工の全部又は一部を行う者
- ③過去3年に、社会的に信頼を失うような法令違反又は事故がない者
- ④岐阜県が定める「暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱」第3条に該当しない者

支援の内容

（1）対象商品

次の①、②いずれにも該当する商品で、ブランド力のある商品として、消費者と直結した販売戦略等に基づき全国に向けて販売促進していくことに対応でき、岐阜県のイメージアップに活用できるものとします。

- ①県内に事業所を有する者が生産、製造又は加工の全部又は一部を行ったもので最終消費者が使う商品
- ②過去3年間（申請時の事業年度を除く）に、生産、製造又は加工及び販売の実績がある商品

（2）認定基準

次の要件を満たす県産品を「飛騨・美濃すぐれもの」として認定します。

- ①商品の情報発信に積極的で商品及び岐阜県のブランド力向上に意欲がある。
- ②消費者等に対し、誠実で責任のある対応が迅速かつ的確にできる。
- ③商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあり、岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性がある。
- ④商品に独自性及び優位性がある。
- ⑤高い品質を維持・向上するための技術的取組みや体制整備がなされている。
- ⑥将来にわたり持続的な生産又は製造が可能であり、安定供給が可能である。
- ⑦消費者の安心感・信頼感を確保する取組みがなされている。

（3）対象者

前述のとおり

（4）支援内容

- 販売プロモーション、商品PR
- 商品のイメージアップ
- 商品の販路拡大

（5）有効期限

認定有効期限は3年間（令和6年度認定商品の有効期限：令和9年3月31日まで）

（6）募集時期

令和6年3月26日（火）～令和6年5月15日（水）

ご利用の方法

応募商品1点につき、認定申請書及び必要書類を観光資源活用課へ提出してください。

※応募様式や必要書類については、県公式ウェブサイトからご確認ください。

お問い合わせ先

岐阜県 観光国際部 観光資源活用課 広域連携係 TEL:058-272-8396

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

地域資源を活かしたビジネスを展開したい

岐阜県地域活性化ファンド事業

地域資源を活かした、地域ブランド創出、ものづくりへの取組みに対して助成します。

対象となる方

県内の中小企業者、商工会、商工会議所、NPO、組合、まちづくり団体、任意団体

支援の内容

- (1) 助成対象事業
地域ブランドの創出・ものづくり支援（新商品・新技術開発・販売力強化事業）
- (2) 助成対象経費
助成の対象として（公財）岐阜県産業経済振興センターが認める経費
- (3) 助成限度額
1年間で上限 200 万円、下限 50 万円
- (4) 助成率
1/2 以内
- (5) 募集時期
未定
- (6) 備考
 - 詳細については、（公財）岐阜県産業経済振興センターのホームページをご覧ください。
(<http://www.gpc-gifu.or.jp/fund/chiiki/index.asp>)
 - 採択事業は、岐阜県地域活性化ファンド審査委員会で審査し決定します。

ご利用の方法

助成金交付申請書に事業計画書等を添付し、（公財）岐阜県産業経済振興センターに提出してください。

お問い合わせ先

- （公財）岐阜県産業経済振興センター 経営支援部資金課 TEL：058-277-1083
- 岐阜県 商工労働部地域産業課 地場産業振興係 TEL：058-272-8361

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・海外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

航空機・次世代自動車など成長産業分野への展開を支援してほしい

ぎふ技術革新センター関連事業

炭素繊維複合素材(CFRP)等の航空機・自動車向けの軽量強化部材や医療機器、環境関連製品、機械金属など成長産業分野の製品開発には、大学・研究機関等との共同研究や、高度な加工機、試験機を活用した試作、分析評価が有効です。ぎふ技術革新センターでは、このような共同研究、製品開発を行う企業等の活動を総合的に支援しています。(一部有料および一部会員制)

対象となる方

- 成長産業分野への進出・展開を考えている企業等
(特に、航空機・自動車向け軽量強化部材や医療機器、環境調和型製品、機械金属等を対象とします。)

支援の内容

○航空機・次世代自動車向け軽量強化部材や医療機器、環境調和型製品等を主な対象分野に、企業の優れたモノづくり技術やノウハウを成長分野へ展開し、産業構造の多様化・高度化を目指す地域産学官共同研究拠点「ぎふ技術革新センター」及び「ぎふ技術革新センター運営協議会」による各種支援を実施します。

(1) ぎふ技術革新センターの機器利用

企業等からの依頼に応じて岐阜県産業技術総合センター職員による分析・評価・加工等の実施および試験結果報告書を発行する依頼試験サービスや、センター設置機器を開放し企業等の方に使用していただける開放機器利用サービスを行っています。

(2) ぎふ技術革新センター運営協議会による事業

① 共同研究助成事業 会員向け

新技術・新製品開発等の共同研究に取り組む企業、大学、研究機関等で構成されるグループに対する研究費を助成します。

助成率：助成対象経費の10/10 助成額：300万円以下/年(2年度目は初年度交付額(確定額)の2/3)

② 若手およびシニア機器利用助成事業 会員向け

若手およびシニア研究員等に対してぎふ技術革新センターの機器利用に伴う経費を助成します。

助成率：助成対象経費の1/2 助成額：15万円以下/年

③ 人材育成、研究交流 主に会員向け

研究開発型企業における技術者育成や産学官交流を促進するため、技術セミナー、CFRP成形実習、機器取扱講習会を開催するほか、交流会、見学会を開催します。

(3) 受付方法

下記の問い合わせ先に直接ご相談ください。適切な支援メニューをご案内します。

ご利用の方法

- 機器利用は随時受け付けていますが、予約状況によりご希望に沿えない場合がございます。
- 運営協議会の各事業は、各種広報媒体やホームページ(<https://www.gitec.rd.pref.gifu.lg.jp/tic/>)で告知します。詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

機関名	電話	主な相談内容
岐阜県産業技術総合センター 産学連携部	0575-22-0147	ぎふ技術革新センターの機器利用及び、同運営協議会による事業に関する事
岐阜県商工労働部産業イノベーション推進課イノベーション推進係	058-272-8366	ぎふ技術革新センター(協議会を含む)に関する事

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

高価な測定機器などを安価に利用したい

開放試験室

機器・設備を企業の皆様に開放し、ご利用いただける開放機器利用サービスを提供しています。

対象となる方

県内に事業所を有する中小企業者等

支援の内容

(1) 対象施設（開放試験室の種類と設置場所）

名称	主な設置機器（※）	設置場所
工業技術開放試験室	X線光電子分光分析装置（材料表面の元素分析）	産業技術総合センター
ぎふ技術革新センター	ホットプレス（複合材の成形加工）	産業技術総合センター
高分子・複合材料開放試験室	熱特性測定装置（材料の熱特性を測定）	産業技術総合センター
繊維開放試験室	サイジングワインダー（糸に糊付けをする装置）	産業技術総合センター
機能紙開放試験室	ビーター、手漉き装置（パルプの解繊と紙の試作）	産業技術総合センター
情報技術開放試験室	三次元造形機（3Dプリンタによる試作加工） EMC試験機（放射エミッション試験機等）	産業技術総合センター
食品加工開放試験室	低真空電子顕微鏡（元素組成、元素分布の定性分析）	食品科学研究所
無機材料開放試験室	フィルタープレス（窯業原料の作成）	セラミックス研究所
木製品開発支援開放試験室	レーザーカッター（木材等のレーザー加工）	生活技術研究所

※掲載した機器以外も取り扱っています。詳細は、設置場所ごとの「お問い合わせ先」URLをご参照ください。

(2) 利用料金

開放試験室および使用機器ごとに時間単価が異なります。

詳しくは、各試験研究機関へお問い合わせください。

(3) 受付時期

随時受け付けていますが、予約状況により、ご希望に沿えない場合がございます。

ご利用の方法

開放試験室は予約制です。利用したい開放試験室を管理する試験研究機関にお問い合わせください。

利用料は、県が発行する納入通知書により、期日までに金融機関へお支払いください。

お問い合わせ先

○どこに相談すれば良いかわからない方は、まずは【ワンストップ相談窓口】までご連絡ください！！

産業技術総合センター ワンストップ相談窓口 TEL：0575-29-7151

○岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 イノベーション推進係 TEL：058-272-8366

○各試験研究機関

機関名	電話	URL
産業技術総合センター	0575-22-0147	https://www.gitec.rd.pref.gifu.lg.jp
食品科学研究所	058-201-2360	https://www.food.rd.pref.gifu.lg.jp
セラミックス研究所	0572-22-5381	https://www.ceram.rd.pref.gifu.lg.jp
生活技術研究所	0577-33-5252	https://www.life.rd.pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

製品や材料の品質などを試験・分析してほしい

依頼試験

異物検査や性能試験、クレーム解析など、企業の皆様から持ち込まれた材料や製品を検査・分析し、成績書・評価書を発行する依頼試験サービスを提供しています。

対象となる方

県内に事業所を有する中小企業者等

支援の内容

(1) 試験・分析の内容

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般理化学試験 ○ プラスチック試験 ○ 窯業試験 ○ 機械・金属試験 ○ 電気試験 ○ 試料調整 ○ 複本等の交付 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品試験 ○ 繊維試験 ○ 紙・パルプ試験 ○ ぎふ技術革新センター試験 ○ 木工試験 ○ 図案又は模型の調整 |
|--|--|

(2) 試験手数料

試験の内容、数量により異なりますのでご相談ください。

(3) 受付時期

随時受け付けていますが、予約状況により試験の実施時期は変動します。

ご利用の方法

研究機関ごとに対応できる試験内容が異なります。依頼される前に、試験内容、日程、試験体の持ち込み方法等について、試験研究機関と十分打ち合わせて下さい。

試験手数料は、県が発行する納入通知書により、期日までに金融機関へお支払いください。

お問い合わせ先

○どこに相談すれば良いかわからない方は、まずは【ワンストップ相談窓口】までご連絡ください！！

産業技術総合センター ワンストップ相談窓口 TEL : 0575-29-7151

○岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 イノベーション推進係 TEL : 058-272-8366

○各試験研究機関

機関名	電話	主な試験内容
産業技術総合センター	0575-22-0147	機械・金属、電気、ぎふ技術革新センター試験 プラスチック、繊維、紙・パルプ
食品科学研究所	058-201-2360	食品
セラミックス研究所	0572-22-5381	窯業
生活技術研究所	0577-33-5252	木工

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・パワソ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

研究開発を手伝ってほしい

受託研究制度

企業等が抱える研究開発課題について、試験研究機関が企業等に代わって研究開発を行います（有料）。受託研究の分野、研究内容、研究に必要な期間、受託料（研究費）等は各試験研究機関でご相談に応じています。

対象となる方

- 中小企業者等

支援の内容

（１）受託できる研究の種類

- ・産業技術の開発を促進するために必要または有益であるもの
- ・研究機関が行う試験研究と関連して実施することが必要または有益であるもの
- ・研究機関の施設や機器、職員の専門技術が特に必要なもの
- ・研究機関で実施することが特に必要または有益なもの

（２）県に納入いただく受託料（研究費）

研究内容・期間に応じて積算します。

契約締結後から研究実施前までに納付していただきます。

（３）受付時期

相談を随時受け付けています。

ご利用の方法

本制度を利用される前に、各試験研究機関で随時受け付けている技術相談窓口（無料）をご利用ください。その他の支援事業で対応可能な場合もあります。

本制度を利用する場合は、受託研究契約を締結後、県が発行する納入通知書により、期日までに金融機関へ受託料（研究費）をお支払いください。

お問い合わせ先

○岐阜県 健康福祉部 健康福祉政策課 管理調整係 …………… TEL : 058-272-8260

○岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 イノベーション推進係 … TEL : 058-272-8366

○岐阜県 農政部 農政課 農業研究推進係 …………… TEL : 058-272-1901

○岐阜県 林政部 林政課 政策企画係 …………… TEL : 058-272-8470

○各試験研究機関

- ・保健環境研究所 TEL : 058-380-2100
- ・産業技術総合センター TEL : 0575-22-0147
- ・食品科学研究所 TEL : 058-201-2360
- ・セラミックス研究所 TEL : 0572-22-5381
- ・生活技術研究所 TEL : 0577-33-5252
- ・農業技術センター TEL : 058-239-3131
- ・中山間農業研究所 TEL : 0577-73-2029
- ・畜産研究所 TEL : 0577-68-2226
- ・水産研究所 TEL : 0586-89-6351
- ・森林研究所 TEL : 0575-33-2585

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・IoT支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

技術的な課題を解決するために生産現場で支援を受けたい

技術開発支援事業

県の試験研究機関が今までに蓄積してきた得意技術や新たに開発した技術をもとにして、中小企業者が抱える技術的な課題を支援するために試験研究機関の職員等を派遣します。

対象となる方

県内に事業所を有する中小企業者等

支援の内容

(1) 事業の種類

- ① 巡回技術支援
中小企業者等が直面する技術課題の解決を図るための相談、支援を現場に出向いて実施します。
- ② 緊急課題技術支援
中小企業者等から緊急性の高い技術課題、解決が困難な技術課題、新製品開発等の要請があった場合に、現場等において、集中的に技術支援を行います。
- ③ 新技術移転促進
県の開発した新技術、産業振興が期待される先端技術を中小企業者等へ移転する場合に、講習会の開催や現場等での技術支援を実施し、円滑な新技術の移転に取り組みます。
- ④ 食品開発プロモーター派遣（食品科学研究所で実施）
中小企業者等が食品開発に関する技術的課題や問題に直面した場合に、専門的知識や技術を持つ食品開発プロモーターを派遣して、新商品や高付加価値食品の開発を支援します。
- ⑤ 伴走型スマートファクトリー支援（産業技術総合センターで実施）
中小企業者等のIoT・AIなどのデジタル技術を活用した工場のスマートファクトリー化について、現場等で計画、開発、導入後のフォローアップなど伴走型で支援します。

(2) 経費の負担

職員等の派遣に伴う経費は県が負担します。

(3) 支援期間

支援内容により決定します。

(4) 募集時期

- ①、②、④、⑤は随時受け付けています。
- 新技術移転促進の講習会は各試験研究機関が開催日を決めています。但し、開催しない機関もありますのでお問い合わせ下さい。

ご利用の方法

下記の問い合わせ先へご相談下さい。

お問い合わせ先

- どこに相談すれば良いかわからない方は、まずは【ワンストップ相談窓口】までご連絡ください！！
産業技術総合センター ワンストップ相談窓口 TEL：0575-29-7151
- 岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 イノベーション推進係 TEL：058-272-8366
- 各試験研究機関

機関名	電話	URL
産業技術総合センター	0575-29-7151	https://www.gitec.rd.pref.gifu.lg.jp
食品科学研究所	058-201-2360	https://www.food.rd.pref.gifu.lg.jp
セラミックス研究所	0572-22-5381	https://www.ceram.rd.pref.gifu.lg.jp
生活技術研究所	0577-33-5252	https://www.life.rd.pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

I T 関連企業向けのオフィスを借りたい

ソフトピアジャパン 技術開発室貸出事業

I T 関連企業が集積する入居施設として、技術開発室を提供しています。また、貸出施設として、会議室・ホール等が利用できます。

対象となる方

情報産業分野、または当該分野の支援等を事業内容とする法人、個人。

支援の内容

(1) 施設概要

ソフトピアジャパン・センタービル（大垣市加賀野4-1-7）、アネックス（大垣市小野4-35-10）、ワークショップ24（大垣市今宿6-52-18）

① センタービル技術開発室 （部屋数）34室 （面積）32.08～250.22㎡	② アネックス技術開発室 （部屋数）25室 （面積）41.94～206.72㎡	③ ワークショップ24技術開発室 （部屋数）30室 （面積）34.12～99.22㎡
--	---	--

【貸出施設】

打合せに利用できるミーティングルーム、少人数から135名までの会議室、200名～700名規模の人数が収容可能なホールなど、様々な施設が利用可能です。

(2) 利用料金等

利用料金（月額・税込）：2,640円/㎡

共益費（月額・税込）：660円/㎡（共益費は年度により変更になる場合があります。）

電気・空調等：実費負担

保証金：利用料金の3か月分

※利用料金については各種減免規程を設けております。詳細は指定管理者までお問い合わせください。

(3) 入居期間

入居期間は、2年以内毎の更新制となります。

※入居希望は、随時受け付けております。

(4) 経営支援

指定管理者が入居企業サポートセンターを設置し、ソフトピアジャパン進出企業の様々な支援を行っています。

○ 企業のニーズに応じ、アドバイザーが相談に応じます。

○ 各補助金やセミナー等の情報を提供します。

(5) スマートワーク推進拠点の利用（ワークショップ24 2階に設置）

ソフトピアジャパン入居企業と立地企業を対象に、スマートワークに対応したコワーキングスペースを提供します。また、県内企業や学生などとの交流を促す多目的空間としても利用可能です。

ご利用の方法

入居施設利用申込書に事業計画書等を添付し、指定管理者に提出してください。

(<http://www.softpia.info/>)

お問い合わせ先

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツ指定管理者

伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ TEL：0584-77-1111

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

創業等に必要となるIT関連企業向けのオフィスを借りたい

ソフトピアジャパン インキュベートルーム貸出事業

IT関連のベンチャー企業に、安価な利用料金でインキュベートルームを提供しています。また、企業活動を支援する様々な付帯設備が、利用できます。

対象となる方

原則として設立後5年以内で情報産業分野、または当該分野の支援を事業内容とする個人、法人。
 ※ただし、上記分野に進出後1年以内または、進出予定で設立後5年を経過した法人も対象になります。

支援の内容

(1) 施設概要 (ソフトピアジャパン・ドリーム・コア (大垣市今宿 6-52-16))

○ インキュベートルーム

(部屋数) 98室 (面積) 21.6㎡

(共用付帯設備 (無料)) インターネット・E-mailの接続環境、ミーティングルーム、シャワールームなど

(2) 利用料金等

利用料金 (月額・税込) : 550円/㎡ (1年目) 1,100円/㎡ (2・3年目)

共益費 (月額・税込) : 660円/㎡ (共益費は年度により変更になる場合があります。)

電気・空調等 : 実費負担

保証金 : 10万円/室

※利用料金については各種減免規程を設けております。詳細は指定管理者までお問い合わせください。

(3) 入居期間

入居期間は1年毎の更新制で、インキュベートルームとしての入居は3年で終了となります。4年目以降継続してドリーム・コアの技術開発室として使用する場合は、以下の利用料金 (月額・税込) となります。

4年目 1,580円/㎡、5年目 2,110円/㎡、6年目以降 2,640円/㎡

※入居希望は、随時受け付けております。

(4) 経営支援

指定管理者が入居企業サポートセンターを設置し、ソフトピアジャパン進出企業の様々な支援を行います。

○ 企業のニーズに応じ、アドバイザーが相談に応じます。

○ 各補助金やセミナー等の情報を提供します。

(5) スマートワーク推進拠点の利用 (ワークショップ24 2階に設置)

ソフトピアジャパン入居企業と立地企業を対象に、スマートワークに対応したコワーキングスペースを提供します。また、県内企業や学生などとの交流を促す多目的空間としても利用可能です。

ご利用の方法

入居施設利用申込書に事業計画書等を添付し、指定管理者に提出してください。

(<http://www.softpia.info/>)

お問い合わせ先

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツ指定管理者

伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ TEL : 0584-77-1111

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

自動車の電動化の進展に伴う対応について相談・支援を受けたい

自動車の電動化に伴う関連部材製造企業への支援事業

大変革を迎える自動車産業に対応するため、専門家による相談対応や計画策定支援、EV市場参入に向けた研究会や新分野進出を支援するためのマッチング交流会の開催など、県内中小企業の状況に応じた支援を伴走型で実施します。

対象となる方

自動車関連部材を製造する県内中小企業等

支援の内容

(1) EVアドバイザーによる支援

中小企業団体中央会に専門家を設置し、自動車関連の中小企業が新たな方向性を見出すための支援を実施

①窓口による相談対応

・窓口設置場所

岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館9階（県民ふれあい会館）

岐阜県中小企業団体中央会内

・相談対応時間

平日（土日祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00

②企業訪問（現状確認及びアドバイス）

③EV化対応計画策定支援

(2) 情報発信による支援

①セミナー開催による業界動向の発信

②自動車関連中小企業向け支援ポータルサイトの制作・運営

③メルマガ配信

(3) 研究会活動支援

EV市場への新規参入・取引拡大を目指す企業が新製品等の提案に繋げるための研究会を業界別（金属・樹脂）に開催

(4) 新分野展開支援

経営戦略策定人材育成セミナー及びワークショップを開催するほか、新分野進出を支援するためのマッチング交流会を開催

ご利用の方法

以下のお問い合わせ先の岐阜県中小企業団体中央会 組織支援課までご連絡ください。

お問い合わせ先

岐阜県中小企業団体中央会 組織支援課 TEL：058-277-1102

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL：058-272-8392

関連情報

自動車の電動化の進展に伴う今後の経営方針等に関する相談は、（公財）岐阜県産業経済振興センターでも受けられます。（詳細は、モノづくりコーディネーター設置事業を参照。）

自動車産業の電動化対応支援ポータルサイト（R5.4.17開設）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/carsupport/>

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

新ビジネス創出に適したオフィススペースを借りたい

テクノプラザ技術開発室貸出事業

ものづくり企業等が集積する一大拠点テクノプラザ内に、ローカル5Gやドローン、ロボット等のデジタル技術を活用し、ものづくり産業のDX促進や新ビジネス創出に適したオフィススペースを提供しています。

対象となる方

○ものづくり関連企業、その他(株)ブイ・アール・テクノセンターが認める事業者

支援の内容

(1) 施設概要

- (住 所) 各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザものづくり支援センター本館内
(部屋面積) 約43.0㎡×5室、約43.9㎡×7室、約50.5㎡×7室、約51.1㎡×4室
約52.0㎡×4室、約58.5㎡×1室、約69.4㎡×1室、約71.6㎡×1室
(仕 様) [天井高] 3.55m [床] O Aフロア H80mm 積載荷重 300kg/㎡
[電気設備] 単相100V 電源容量51VA/㎡
[空調設備] 個別空調24時間対応
[入退室管理] IDカード及び鍵による個別管理
[駐車場] 職員専用駐車場完備(来客者駐車場付)

(2) 使用料等

- 賃 貸 料 (月額・税込) : 2,970円/㎡
共 益 費 (月額・税込) : 770円/㎡
駐車場代 (月額・税込) : 3,143円/台
敷 金 : 賃借料の3ヶ月分

(3) 期間

入居期間は2年契約(更新可能)となっています。

(4) 利用特典など

- 条件を満たした場合、(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する各種研修の受講料割引があります。
- オフィススペースは、岐阜県のものづくり産業の総合支援拠点である「テクノプラザものづくり支援センター」本館と同一建物内にあるため、同センターの貸出施設の利用や各種支援を受けることができます。
(施設例) ホール・会議室(最大150人規模)※、実証室※、カフェテリア、図書資料室 ※別料金
- 同センターには産業支援機関等が入居するほか、テクノプラザエリア内には約50の企業が集積しています。
(支援機関) (公財) 岐阜県産業経済振興センター 各務原支所、(一財) 岐阜県発明協会、
岐阜県知的所有権センター、(一財) 岐阜県工業会、岐阜県職業能力開発協会、
(公財) 日本技術士会 中部本部 岐阜県支部

ご利用の方法

随時入居申込を受付けております。以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先

(株)ブイ・アール・テクノセンター管理課 TEL: 058-379-2278

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

県内サテライトオフィスに入居したい

岐阜県サテライトオフィス誘致推進補助金

県外本社の法人の方が、県内の指定施設にサテライトオフィスを開設する場合に、その進出を支援するために入居にかかる経費を助成します。

対象となる方

次のいずれかのタイプに該当する県外法人であり、県内に初めてサテライトオフィスを開設するもの（個人事業主は不可）

- (1) 都市圏型：本社が特別区・政令指定都市・中核市・施行時特例市に所在する法人
- (2) 地域振興型：「地域課題の解決に資する事業」又は「地域資源を活用する事業」を行う法人
「事業例」担い手育成、害獣対策、町の賑わい創出、空き家対策等の事業
地域の特産品の販路拡大、自然を活かした体験企画等の事業

※ご注意：小売・飲食等接客サービス目的の店舗は対象外になります

支援の内容

(1) 助成対象施設

岐阜県が指定するサテライトオフィス入居用の賃貸施設

【参考HP】<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/152577.html>

(2) 補助額

100万円

※5年分の賃料が100万円未満の場合は、その額を上限とする。

(3) 申請受付期間（予定）

令和6年4月1日（月）～令和7年2月7日（金）（必着）

※令和6年4月1日（月）から令和7年2月7日（金）までに賃貸借契約を締結したものに限りです。

※申請時にサテライトオフィスに入居していることが必要です。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部企業誘致課立地支援係 TEL:058-272-8370

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

県内に新規事業所（工場等）を設置したい

岐阜県企業立地促進事業補助金

一定の規模以上の企業立地に対して、投資額（初期投下固定資産額）等の一部を補助します。

対象となる方

県内において事業所（工場、研究所等）を新設・増設する企業

支援の内容

（１）補助対象事業

	対象業種	初期投下固定資産額	新規地元常用雇用者
事業所	ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、ソリューションセンター	5千万円以上	5人以上
研究所	技術先端産業（バイオテクノロジー、ナノテクノロジーまたはVR技術を利用する事業）	1億円以上	
工場	成長産業分野（技術先端産業、航空宇宙産業（民需に限る）、新エネルギー関連産業、食料品関連産業、医薬品関連産業、医療・福祉機器関連産業、半導体関連産業、データセンター（事業所））	3億円以上	
	一般製造業（サプライチェーン対策に係る製造）		
	一般製造業（脱炭素促進事業）		
	一般製造業	10億円以上	10人以上 (中小企業は5人)
	過疎地域又は県営工業団地	3億円以上	
中小企業	5億円以上		
植物工場		10億円以上	10人以上
物流施設		10億円以上	10人以上

- ・初期投下固定資産額とは、土地、建物、償却資産の取得に要する経費になります。
- ・上記要件に加え、地元市町村の支援（税財政優遇策の適用）及び岐阜県ワーク・ライフ・バランス企業の登録、「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークの入会、パートナーシップ構築宣言への参加などが必要になります。
- ・県内に初進出する企業の場合は、要件などが一部変更になります。
- ・工場の成長産業分野の欄の対象となる事業は、併せて不動産取得税の軽減措置が受けられる場合があります。詳しくは、各県税事務所までお問い合わせください。
- ・事業所の欄（データセンター及び物流施設を含む）の業種にて建物を賃借する場合は、補助対象となる場合があります。

（２）補助対象経費等

- ①補助金の額 初期投下固定資産額の0.5/10以内
- ②補助限度額 5億円（県営工業団地への立地の場合は10億円）

ご利用の方法

建物を新設・増設する場合は事業着手（着工）の90日前に、事業所を賃借する場合は賃貸借契約の15日前に県への申請（事前協議）が必要です。事前にご相談ください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部企業誘致課立地支援係 TEL:058-272-8370

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

大規模空き工場を利活用して事業所（工場等）を設置したい

岐阜県大規模空き工場企業誘致補助金

大規模空き工場を利活用した事業所の設置に対し、投資額（初期投下固定資産額）の一部を補助します。

対象となる方

閉鎖した大規模工場※の土地、建物等を閉鎖から5年以内に取得し、当該建物を利活用して、新たに製造業等の事業所を設置する者

※「大規模工場」とは、敷地面積5ha以上かつ延床面積4ha以上の工場をいう。

支援の内容

（1）補助対象事業

- ①対象業種
 - ・製造業
 - ・情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業など）
 - ・情報通信技術利用業（コールセンター、データセンター、ソリューションセンターなど）
 - ・運輸業（道路貨物運輸業、倉庫業、こん包業など）
 - ・卸売業（各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物金属材料等卸業、機械器具卸売業、その他の卸売業など）
 - ・自然科学研究所（理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所）
 - ・植物工場
 - ・クリーニング工場
 - ・メンテナンス（整備・修理）工場
- ②投資額要件 設けない
- ③新規雇用要件 100人以上
- ④その他要件 地元市町村の支援（税財政優遇策の適用）を受ける事業

（2）補助内容

- ①補助対象経費
 - 初期投下固定資産額（土地、建物、償却資産）の取得費
- ②補助金の額
 - 初期投下固定資産額の1/10以内
 - ・1年度当たり交付額上限2億円の分割交付になります。
- ③補助限度額
 - 10億円

ご利用の方法

事業着手（着工）の30日前に県への申請（事前協議）が必要です。事前にご相談ください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部企業誘致課立地支援係 TEL:058-272-8370

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

県内に本社機能（事務所・研究開発拠点）を移転したい

岐阜県本社機能移転促進事業補助金

県外から本社機能を移転する事業所の設置に対して、投資額（初期投下固定資産額）等の一部を補助します。

対象となる方

- 県外から県内に本社機能を有する事業所の全部又は一部を移転する県外の企業
- ・「県外の企業」とは、本社の所在地が県外にある企業をいいます。
 - ・風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む企業を除きます。

支援の内容

（1）本社機能の事業所

- ・事務所 調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかの部門のために使用されるもの
- ・研究所 研究開発において重要な役割を担うもの
- ・研修所 人材育成において重要な役割を担うもの

（2）補助対象事業

【本社機能の事業所を新設・増設する事業】

- ①初期投下固定資産額（土地・建物・設備） 2千5百万円以上（中小企業 1千万円以上）
- ②新規地元常用雇用者 5人以上（中小企業 2人以上）
- ③地元市町村の支援（税財政優遇策の適用）を受ける事業

【本社機能の事業所を賃借する事業】

- ①新規地元常用雇用者 5人以上（中小企業 2人以上）
- ②地元市町村の支援（税財政優遇策の適用）を受ける事業

（3）補助内容

【本社機能の事業所を新設・増設する場合】：A

- ①補助金の額 初期投下固定資産額の取得費の1/10以内
- ②補助限度額 5億円

※1年当たり交付額上限1億円の分割交付になります。

【本社機能の事業所を賃借する場合】：B

- ①補助金の額 操業開始後60ヶ月以内の事業所賃借料の1/2以内
- ②補助限度額 3億円（60ヶ月の通算額）

【東京23区からの移転の場合】：A又はBに上乘せ

上記に加えて、事業所移転費、従業員転居費、シャトルバス借上費、機器リース料、従業員住宅借上費にかかる経費について、上乘せの補助があります。（移転常用雇用者 10人以上必要）

- ①補助金の額 上記経費の1/2以内
- ②補助限度額 5億円

ご利用の方法

事業所の建物を新設・増設する場合は事業着手（着工）の30日前に、事業所を賃借する場合は賃貸借契約日の15日前に、県への申請（事前協議）が必要です。事前にご相談ください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部企業誘致課立地支援係 TEL:058-272-8370

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

工場等を建設する用地を探している

工場用地のあっせん

分譲可能な県内の工場用地を紹介しています。

対象となる方

県内に工場等を建設するための用地を探している方

支援の内容

(1) 県内の工場用地のあっせん

- ・ホームページによる情報提供
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3907.html>)
- ・冊子「企業立地ガイド岐阜 2024」

(2) 支援制度、法規制等に関する情報提供、相談等

【県内の主な工場用地】

令和6年3月末現在

岐阜地区			
各務原市	テクノプラザⅡ	1区画	6,089㎡
西濃地区			
大垣市	ソフトピアジャパン	5区画	1,151㎡ ~ 7,906㎡
輪之内町	四郷南部地区工業用地	3区画	29,998㎡~(調整中)
海津市	駒野事業用地	1区画	19,505㎡
神戸町	神戸町西座倉土地区画整理事業造成地	4区画	7,000㎡ ~ 46,000㎡
中濃地区			
可児市	可児御嵩インターチェンジ工業団地	5区画	11,000㎡ ~ 49,000㎡
東濃地区			
多治見市	多治見高田テクノパーク(第1期)	1区画	197,680㎡
恵那市	恵那西工業団地	1区画	43,404㎡
飛騨地区			
高山市	清見造成地	1区画	30,880㎡

ご利用の方法

工場用地をお探しの方は下記窓口へご相談ください。
ご要望に応じた工場用地情報や各種支援制度の情報をご提供いたします。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部企業誘致課企業誘致・用地対策係 TEL:058-272-8364・8372

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外出支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

小規模事業者が抱えている経営面での問題に関する相談がしたい

商工会・商工会議所等による経営改善普及事業

経営上の様々な問題は、商工会・商工会議所等にご相談ください。経営支援員がいつでも小規模事業者のみなさまのご相談に応じます。

対象となる方

原則として小規模事業者（常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は、5人）以下の事業者）

主な支援内容

（1）各種経営相談への対応

小規模事業者の経営に詳しい、いわば経営面でのホームドクターともいうべき経営支援員が、様々な経営上の相談に対応いたします。（商工会・商工会議所等の窓口での相談対応の他、経営支援員が各事業所までお伺いする‘巡回指導’も行っています）

（相談内容（例））

- 金融（県制度融資、マル経融資等）・信用保証の相談、あっせん
- 税務、経理、労務、社会保険など
- 経営・技術の改善、知的財産権、商取引、創業、販路開拓、人材の確保・育成支援、事業継続力強化支援など

（2）エキスパートバンク事業

経営・営業・生産・技術・ITなど多くの課題をかかえている小規模事業者のご要望に応じて、登録された専門家（エキスパート）を直接現場に派遣し、専門的・実践的な指導アドバイスを行うなど、問題解決をお手伝いします。

（3）経営安定特別相談事業

様々な理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方あるいは民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方からの相談に対し、専門スタッフや弁護士などの専門家が相談に応じ、問題の解決をお手伝いします。

（4）事業承継対策・フォローアップ支援事業

事業承継を検討中の経営者の方や後継者の方に加え、事業承継後間もない方向けのセミナーや個別相談会を開催するとともに、事業承継にかかる相談に対し、個別相談や専門家派遣を行うなど、円滑な事業承継や早期の経営安定化に向けた問題解決をお手伝いします。

（5）各種経営セミナーや講演会等の開催

業種別・テーマ別など地域の事業者の方々へのニーズに沿った各種セミナーや講演会の他、創業や経営革新を目指す方を対象としたセミナーなど専門性の高い講習会などを開催しております。

ご利用の方法

各種相談事業等を受けたい場合は、事業を実施している商工会・商工会議所等にお気軽にご連絡ください。

※ 相談料や参加料について、基本的には無料ですが、エキスパートバンク事業等一部の事業においては、受益者負担を頂戴する場合がございますので、あらかじめ事業実施団体にご確認ください。

※ ご相談にあたり、事業者名や相談内容が外部に漏れることはありません。

お問い合わせ先

- 最寄りの商工会・商工会議所
- 岐阜県商工会連合会 TEL：058-277-1068

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾀｰ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

販売促進・経営・技術などに関する相談をしたい

モノづくりコーディネーター設置事業

現場での実務経験が豊富な企業OB等が、販売促進、技術、金融、ITなどに関する相談に対応します。

対象となる方

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に主たる事業所を有する者（創業に係る場合にあつては、県内に主たる事業所を設置しようとする者）

支援の内容

（1）対象分野

経営、技術、販路支援、地域活性、海外連携等に関する分野

（2）窓口設置場所

岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階（県民ふれあい会館）
（公財）岐阜県産業経済振興センター内

※ご連絡をいただければ、事業所を訪問して相談に応じさせていただきます。

（3）窓口開設日時

平日（土日祝日・年末年始を除く） 9:30～16:00

ご利用の方法

電話、メール、来訪等により、（公財）岐阜県産業経済振興センターに相談してください。

(<https://www.gpc-gifu.or.jp/>)

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 総合支援課 窓口支援担当 TEL：058-277-1080
岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL：058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾌﾗ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

専門家によるアドバイスを受けたい

アドバイザー派遣事業

経営の向上や新製品の開発等について、助言を受けたい中小企業者にアドバイザーを派遣します。

対象となる方

中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、県内に主たる事業所を有する者（創業に係る場合にあっては、県内に主たる事業所を設置しようとする者）

支援の内容

（1）対象分野

生産・技術、販売管理、労務管理、経営革新、資金調達、販路開拓、新商品開発、情報化、電子商取引、企業体質改善、デザイン等

（2）費用負担

派遣するアドバイザーに係る経費（謝金 27 千円及び旅費等）の 1/2 を負担いただきます。

（3）募集期間

通年（※ただし、支援対象者が多数の場合、予算の都合上、途中で募集を停止させていただくことがあります。）

（4）派遣日数

3 日以内（年間 6 日以内で継続派遣も可能）

ご利用の方法

アドバイザー派遣要請書（および関連書類）を（公財）岐阜県産業経済振興センターに提出してください。
<https://www.gpc-gifu.or.jp/monodukuri/adviser/haken.asp>

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 総合支援課 窓口支援担当 TEL：058-277-1080
 岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL：058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

災害（地震、洪水・土砂災害）や感染症、サイバー攻撃等に対応する 事業継続計画（BCP）の策定や見直しをしたい

BCP策定支援事業

災害や感染症、サイバー攻撃等のリスクに対応する事業継続計画（BCP）の策定や見直しを支援するため、「岐阜県BCP（事業継続計画）基本モデル」（以下、基本モデル）及び「岐阜県BCP（事業継続計画）ガイドライン」（以下、ガイドライン）を活用したBCP策定支援セミナーやBCPブラッシュアップ訓練セミナーを行います。

対象となる方

県内に本社又は事業所が所在する企業、団体等

支援の内容

1 事業内容

(1) 「基本モデル」及び「ガイドライン」の公開

「基本モデル」には、対応の基本方針や実施計画を記載しています。「基本モデル」を活用すれば、小規模事業者の方やBCPの策定経験のない方でも、災害や感染症、サイバー攻撃に対応したBCPを簡易に策定できます。

「ガイドライン」では、「基本モデル」の各項目の解説や記載例が記載されており、業種別に想定されるリスク等についても確認できます

(2) BCP策定支援セミナーの開催

BCPの策定経験のない事業者や既存のBCPが感染症やサイバー攻撃等に未対応である事業者を対象に、BCPの策定を支援します。「基本モデル」や「ガイドライン」の活用方法等について、セミナーを受けることができます。

(3) BCPブラッシュアップ訓練セミナーの開催

BCP策定済みの事業者を対象に、ブラッシュアップ訓練を実施します。演習やワークショップを通して既存のBCPの実効性を高めることができます。

2 費用

○無料（WEB開催の場合、通信費用は各自ご負担いただきます。）

ご利用の方法

「基本モデル」及び「ガイドライン」は、県商工・エネルギー政策課のホームページよりダウンロードできます。セミナーの日程および募集方法等は、詳細が決定次第、県商工・エネルギー政策課のホームページでお知らせいたします。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8320.html>

お問い合わせ先

○ 岐阜県 商工労働部商工・エネルギー政策課政策企画係 TEL : 058-272-8350

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

生産効率の向上、生産工程のカイゼンなどの研修を受けたい

モノづくり現場カイゼン力強化事業

生産効率の向上、生産工程のカイゼン等の基礎知識や導入方法について、研修会を開催します。

対象となる方

カイゼン活動に関心のある県内中小企業者（経営者、工場長、生産管理担当者等）

支援の内容

- ・県内中小企業の「ムダ取り」「カイゼン」活動に対する意識の醸成、導入啓発、定着を推進するために、基礎的知識の習得を目的とする座学研修会を実施します。
- ・日程等については、決定次第、ホームページ等に掲載します。
(<https://www.gpc-gifu.or.jp/>)

お問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 総合支援課 事業支援担当 TEL：058-277-1079
岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係 TEL：058-272-8392

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・IoT支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

IT・IoT・AI を導入、活用して事業改善、生産性向上に取り組みたい

ソフトピアジャパン スマート経営アドバイザー派遣事業

ソフトピアジャパン職員やITの専門家（スマート経営アドバイザー）が、県内中小企業等のIT・IoT・AIの導入、活用によるDXの推進や、生産性向上の取り組みを支援します。

対象となる方

県内に主たる事業所を有する製造業・サービス業の中小企業・小規模事業者

支援の内容

（1）支援内容

① ソフトピアジャパン職員による相談・支援

ソフトピアジャパン職員が訪問し、IT活用に関する相談・支援を行います。

② スマート経営アドバイザーの派遣

深く専門的な支援が必要な場合は、スマート経営アドバイザーを派遣します。（年間6回まで）

※ オンラインでの相談・助言も行います。

※ 相談内容によっては他の機関の相談窓口を紹介することがあります。

（2）相談内容の例

- ・ DXを推進するために、IT、IoT化を進めたいが何から手を付けて良いか分からない
- ・ IoTやAIによる業務改善を行いたいと誰に相談すれば良いか分からない
- ・ 投資対効果を明らかにした上でITやIoT、AI、ロボット導入を行いたい
- ・ 人手不足や高齢化対策として、ITやIoT、AI、ロボットの導入を検討したい

（3）費用

①のソフトピア職員による相談・支援は無料で実施します。

②のスマート経営アドバイザーの派遣は、1回につき11,000円（税込）を負担いただきます。

ご利用の方法

下記のお問合せ先に、電話またはメールでご連絡ください。

お問い合わせ先

（公財）ソフトピアジャパン DX推進課 デジタル経営推進室

TEL:0584-77-1166 メール: smart@softopia.or.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

IoT・AI・IT システム機器等を導入して、現場改善に取り組みたい

ソフトピアジャパン スマート経営実践導入支援事業

DXの推進に向けてIoT・AI・IT等の活用や現場改善等に取り組む企業が、(公財)ソフトピアジャパンから派遣するスマート経営アドバイザー等から相談・助言を受けながら、システムや機器等を導入する費用の一部を補助します。

対象となる方

県内に主たる事業所を有する製造業・サービス業の中小企業・小規模事業者で、ソフトピアジャパン スマート経営アドバイザー派遣事業を活用してIoTの導入提案を受けた企業、または、産業人材育成事業のIoT・ITやAI活用等に関するIoT実践研修等を活用した企業

支援の内容

(1) 補助対象事業

DXの推進や現場改善等に取り組むために必要な、IoT・IT機器やAI活用、データ分析のシステム、ロボット導入等に要する費用の一部を補助

(2) 補助対象経費・補助限度額

[補助対象経費] 機械装置費、システム開発委託費、消耗品(予定)

[補助限度額] 上限500千円

(3) 補助率

補助対象経費の2分の1以内(中小企業・小規模事業者は3分の2以内)

(4) 募集時期

令和6年4月10日(水)(予定)～(随時)

ご利用の方法

「スマート経営アドバイザー」の制度や「スマート経営応援ツール・サービスNavi」に登録されているツール等の活用が前提になりますので、下記のお問い合わせ先に、電話またはメールでご相談ください。

お問い合わせ先

(公財)ソフトピアジャパン DX推進課 デジタル経営推進室

TEL:0584-77-1166 メール: smart@softtopia.or.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

デジタル化やDXの相談をしたい

バックオフィス業務等DX導入支援事業

DXへのファーストステップとして、経営に直結するバックオフィス業務（経理、総務、人事・労務、在庫管理など）のデジタル化について、クラウドサービスの利用やIT導入補助金の活用などをアドバイスする支援事業を実施します。

対象となる方

- ・県内に事業所を有する組合、中小企業

支援の内容

デジタル技術を活用してバックオフィス業務の効率化や部門間連携をすすめるためにクラウドサービスの導入を支援する。

(1) 相談窓口

相談窓口を設置し、システム導入に精通した専門家を配置する。

設置場所：岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館9階（県民ふれあい会館）

岐阜県中小企業団体中央会内

相談時間：平日（土日祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

(2) 伴走支援

- ・組合及び組合員向けの啓発セミナーと個別相談会の開催
- ・訪問相談によるDX導入への課題整理と対応策の検討（専門家による訪問相談対応）
- ・業務の効率化に向けたクラウドサービス等の導入支援
- ・IT導入補助金の活用等に対する支援や導入後のフォロー

ご利用の方法

- ・岐阜県中小企業団体中央会（中央会）に設置する相談窓口（予約制）にご連絡ください。

お問い合わせ先

岐阜県中小企業団体中央会 事業推進課 TEL:058-277-1104（相談窓口）

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用/分譲地	機会提供	相談・助言/研修

ものづくり産業の各種支援を受けたい

テクノプラザものづくり支援センターによる支援

テクノプラザ内の県有施設を令和6年4月から「ものづくり産業の総合支援拠点」に位置づけ、産業の高度化・新ビジネスへの支援、人材育成・確保、企業連携交流等を実施します。

対象となる方

県内ものづくり企業・製造業

支援の内容

(1) 高度化・新ビジネス創出等の支援

- ① ワンストップ相談窓口
産業支援機関や県研究所等と連携した経営支援や技術支援、産官学連携支援などを行います。
- ② ビジネスマッチングプラットフォームの利用
ものづくりの相談をしたい企業と依頼を受けたい企業をデジタル上でマッチングするプラットフォームを提供します。
- ③ DX・デジタル化支援
著名講師による講演や県内製造業によるDX実践事例の発表等のDXセミナー、ワークショップ形式の研修、ものづくり企業のDXやデジタル化をサポートする企業・団体が出展する展示会、「DXベース」による情報発信を実施します。
- ④ スマート工場実証ラボ、ロボットSIセンターの利用
スマート工場化やロボット化に取り組む企業に実証・研究スペースを貸し出すとともに技術的な支援を行います。

(2) 人材育成・確保

- ① ものづくりDX人材リスキリング研修
約4か月のカリキュラムを通じて、工場長の右腕としてDXを推進するファクトリーサイエンティストを育成する研修を実施します。
- ② デジタルイノベーションスキル研修
ヒューマンスキルから専門デジタルスキルまで、ものづくり産業に必要なスキルを学ぶ研修を実施します。
- ③ 未来ビジネス創造セミナー
グリーントランスフォーメーション(GX)やSDGs等、新しい社会課題に対応するためのセミナー及び航空宇宙や医療福祉機器等の成長分野への参入を支援するセミナーを開催します。
- ④ 人材紹介・就職斡旋
一定のスキルを身に付けた人材の紹介や合同企業説明会の開催等を通じて、人材確保を支援します。

(3) 企業連携交流

ものづくり企業による交流会やオープンファクトリー（工場見学会）、学生と企業が交流する競技会等を開催し、県内ものづくり産業の活性化を図ります。

(4) 施設の貸出

150名収容可能な多目的ホール、新技術や新製品の開発に活用できる実証室、各種会議室・研修室を利用いただけるほか、図書資料室では、ものづくり関連の図書を貸し出しています。

本事業に関する利用方法や募集案内等の詳細・最新情報は、下記ホームページに掲載します。

<https://www.technoplaza.pref.gifu.lg.jp>

お問い合わせ先

テクノプラザものづくり支援センター指定管理者（株）ブイ・アール・テクノセンター TEL:058-379-2211

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

デジタル技術を活用して物流業務を改善したい

スマート物流推進事業

物流 2024 年問題に対応するため、デジタル技術を活用した物流業務の改善につながる実証事業を支援します。

対象となる方

スマート物流推進協議会の目的・活動内容に賛同する事業者、業界団体、試験研究機関、教育機関及び行政機関等

支援の内容

(1) スマート物流推進協議会の活動内容

- ① 講演会・セミナー、実証事業成果報告会の開催
- ② 実証事業に要する費用の助成（システム構築費、機器借上げ料など）

(2) スマート物流推進協議会の会員

- ・ 正会員：協議会の趣旨に賛同する法人及び個人等
- ・ 特別会員：協議会の趣旨に賛同する団体・研究機関・行政機関及びそれらに準ずる組織

(3) 年会費

- ・ 正会員 10,000 円
- ※特別会員及び正会員のうち岐阜県 DX 推進コンソーシアム一般会員は無料

ご利用の方法

詳細が決まり次第お知らせします。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業デジタル推進課 産業デジタル係 TEL : 058-272-8467

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外出支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

省エネ診断・支援を受けたい

岐阜県省エネ地域プラットフォーム強化支援事業

事業所内の設備等について診断・助言する省エネルギー診断を実施し、事業者の脱炭素化の促進を支援します。

対象となる方

- ・中小企業基本法に定める中小企業者
- ・会社法上の会社に該当しないもので、年間エネルギー使用量 1,500k1 未満の事業所 (100k1 未満の小規模事業者も対象)
- ※会社法上の会社に該当しないものとは「社会福祉法人」「医療法人」「特定非営利活動法人(NPO 法人)」「中小企業団体等以外の共同組合」等をいう。

支援の内容

(1) 省エネ診断

エネルギー管理士等の資格を持つ外部専門家を事業所に派遣し、省エネ化に向けた助言や提案を行います。

(2) 省エネ支援

省エネ診断の結果に基づいた設備更新等を実施する場合において、仕様書の作成や補助金申請のサポート等、設備導入に向けた事業者支援を行います。

費用

(1) 省エネ診断 ※診断プランは延べ床面積等の規模による

診断プラン	料金 (税込)
1名診断	10,120 円
2名診断	15,400 円
3名診断	22,880 円

(2) 省エネ支援

支援プラン	料金 (税込)
工場プラン(製造業 300k1 以上)	25,520 円
工場プラン(製造業 300k1 未満)	18,480 円
工場プラン(製造業以外)	13,200 円
個別カスタムプラン	総額の 1 割

ご利用の方法

ご案内につきましては、「岐阜県脱炭素総合ポータルサイト」をご確認ください。

URL : <https://gifu-datsutanso.jp/>

お問い合わせ先

一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター 岐阜県脱炭素総合窓口

TEL : 058-247-3107

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

事業承継による税制措置・金融支援を受けるための認定を受けたい

事業承継支援措置認定事業

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

対象となる方

- （１）【事業承継税制】相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けようとする非上場中小企業の後継者
- （２）【金融支援】事業承継に伴い、多額の資金ニーズが発生している非上場中小企業とその後継者

支援の内容

（１）事業承継税制

■事業承継税制とは

中小企業の後継者が先代経営者からの贈与、相続又は遺贈により取得した非上場株式に係る贈与税・相続税の一部を納税猶予する制度です。納税猶予を受けた中小企業者は、５年間で平均８割以上の雇用維持など一定の要件を満たしている場合に限り猶予税額が免除されます。

<法人版事業承継税制・特例措置>

2018年4月1日から2026年3月31日までに特例承継計画を提出し、10年以内に承継を行う者について

- ① 対象株式数の上限 2/3 ⇒ 全株式
- ② 納税猶予割合 80% ⇒ 100%
- ③ 後継者 一人の先代経営者から一人の後継者 ⇒ 複数の株主から複数の後継者（最大3人）
- ④ 雇用要件 5年間で平均8割維持以上 ⇒ 満たせなかった場合も継続可能（理由報告必要）等の特例制度が追加されました。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

■手続きの流れ

- 1 岐阜県知事へ認定申請（※） ⇒ 税務署へ納税申告
- 2 岐阜県知事へ年次報告の提出（申告期限から5年間は要件を維持していることについて報告）
- 3 5年経過後は税務署へ継続届出書の提出（3年に1回）

※相続税：相続開始後8カ月目までに申請

贈与税：10月15日から翌年1月15日までに申請

<個人版事業承継税制>

2019年度より個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」が創設されました。2019年4月1日から7年以内に承継計画を提出し、2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象となっています。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

（２）金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ（自社株式や事業用資産取得資金等）や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、知事の認定を受けることを前提として、資金調達が支援されます。

- ①代表者等に対する県融資制度、日本政策金融公庫の融資
- ②事業承継時に一定の要件で経営者保証を不要とする信用保証制度

ご利用の方法

必要書類を添付してご提出ください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課

スタートアップ推進室 スタートアップ推進係 TEL:058-272-8389

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・パワソ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

特許の流通（開放特許の利用、自社特許の提供など）をしたい、調べたい

地域中小企業等知的財産活用総合支援事業

特許情報の提供や特許流通の促進を行い、県内の中小企業者等における知的財産を活用した事業展開を支援します。

対象となる方

県内の中小企業者等

支援の内容

（１）事業内容

- ①自治体特許流通コーディネーターによる特許流通の促進
 - ・自治体特許流通コーディネーターは、特許流通・技術移転の専門家です。
 - ・特許を活用した他企業との協力関係づくりや、技術導入や、優れた技術シーズの提供をご検討の企業等からの様々なご相談にお応えし、知的財産に関する企業活動を支援します。
- ②特許流通に関する情報の提供
 - ・特許情報などを検索できる環境を整えており、ご利用いただくことができます。
- ③県内の知的財産関連機関への橋渡し
 - ・県内の知的財産関連機関と連携し、中小企業者等への知的財産サービス提供を図っています。
- ④知的財産を活用したビジネスマッチング交流会の開催
 - ・大企業等と県内の中小企業者等が、知的財産を通じて相互に交流する場を提供するとともに、自治体特許流通コーディネーターが、マッチングの伴走支援を行うことで、新製品開発を支援します。
 - ・開放特許を活用した新製品開発に対する伴走支援では、シーズ提供企業等との契約締結に関して、必要に応じて専門家を派遣します。
 - ・県内企業者等が保有する知的財産とその知的財産の利用を希望する企業等とのマッチングを支援します。

（２）負担いただく費用

- ・自治体特許流通コーディネーターへの相談及び特許情報の検索機器の利用は無料です。

ご利用の方法

岐阜県知的所有権センター（各務原市テクノプラザ1-1テクノプラザ本館（一社）岐阜県発明協会内）までお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県知的所有権センター（（一社）岐阜県発明協会内） TEL：058-379-2250

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 イノベーション推進係 TEL：058-272-8366

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

中小企業組合を作りたい・活性化したい

中小企業組合制度

中小企業組合等の設立や運営指導のほか、組合等の活性化・情報化支援・研修会開催・専門家派遣による各種指導・助成事業については、岐阜県中小企業団体中央会にご相談ください。指導員がいつでもみなさまのご相談に応じます。

対象となる方

- 組合等を設立しようとする中小企業者
- 中小企業組合（事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合等）

支援の内容

（１）組合等の組織化

中小企業組合をはじめ、中小企業による多角的な組織化について、各種制度の説明から成立に至るまでの必要な企画推進等の指導・支援を行います。

また、中小企業の連携により地域経済の活性化を図るための指導・支援を積極的に行っています。

（２）組合等の運営相談

中小企業組合等運営の改善、共同事業の向上発展、金融、税務、労働、経営、情報化などの様々な問題に対して、指導・支援を行います。

また、指導員で解決できない問題については、専門家（弁護士・公認会計士等）に依頼して、より高度な問題を専門的に解決し、組合活動の活性化に繋がる指導・支援事業を行います。

（３）組合活性化事業

中小企業診断士などの専門家と中央会が連携して、新たな取り組みや課題解決を支援するための専門家派遣（「組合等チャレンジサポート事業」）を行い、組合の組織力・中小企業者の競争力を引き上げ、組合等の活性化を図ります。また、中小企業組合等が取り組む技術開発、販路開拓、新分野進出などの新事業構築や人材確保等のニーズを的確に把握し、その取り組みを成功に導くための研修会・講習会などを開催します。

（４）組合等支援事業

中小企業組合等、組合等青年部及び女性部が抱える諸課題の解決、あるいは業界団体等において研修会・講習会などを開催することにより人材育成を図るなど、専門家又は中央会指導員による研修・講義等を行い、課題の解決に向けた支援を行います。

中小企業組合等が提出した計画に基づき、中央会が専門家等を活用した講義・討議・事例研究等を行います。（費用負担：2/3以内中央会 1/3以上組合等（中央会費用負担上限 300 千円））

（５）組合への情報提供

中小企業組合等及び中小企業者に、インターネット等を通じて中央会の事業、国・県等の施策、組合等の情報を発信しています。

ご利用の方法

各種相談を受けたい場合は、中央会にお気軽にご連絡ください。

※ 相談料や参加料は基本的に無料ですが、一部事業においては費用の一部をご負担いただく場合がございますので、あらかじめご確認ください。

お問い合わせ先

岐阜県中小企業団体中央会 TEL：058-277-1100

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

商店街を活性化するまちづくり事業の支援を受けたい

岐阜県商店街活性化支援事業費補助金

商店街組織等が行う県施策の推進に資する取り組み、広域的エリアから商店街へ人を呼び込む取り組み等に対し、地元自治体とともに支援しています。

対象となる方

商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、その他商店街団体、商工会議所、商工会、実行委員会等

支援の内容

(1) 補助対象事業 ※ 上限額については、市町村補助額を上限

1 商店街課題解決支援事業

(1) 課題解決事業

外部専門家の助言を受けながら、補助対象事業者自らが課題解決に取り組む事業・複数の商店街が、協働して実施するものであること（施設の取得及び整備並びにイベントに係る事業を除く。）

補助率： 1/3以内 上限額 1,000 千円 下限額 500 千円

(2) にぎわい創出事業

他市町村からの集客が見込むことができる次の事業

①中心市街地活性化基本計画に位置付けられたソフト事業

②商店街において1年を通して年4日以上定期的に実施するソフト事業

補助率： 1/3以内 上限額：1,000 千円（①②両方を満たす事業に限り上限 2,000 千円）

下限額：200 千円（参加店舗数 101 店以上の場合：500 千円）

※継続事業は、2年目以降、前年度額の90%を上限[最長5年（②の事業のみ）]

2 若手・女性事業者グループ等支援事業

若手・女性事業者グループ等が主導的に企画・実施するソフト事業 ※若手（概ね45歳までの者）

補助率： 1/3以内 上限額：1,000 千円、下限額：200 千円

3 キッズ向け事業支援事業

商店街が実施する子どもに関するソフト事業

補助率： 1/3以内 上限額：1,000 千円、下限額：100 千円

4 タウンマネージャー支援事業

商店街の中核的な人材（タウンマネージャー）の育成・活動事業 ※タウンマネージャーの人件費は対象外

補助率： 1/3以内 上限額：1,000 千円、下限額：200 千円

(2) 募集時期

令和6年1月30日（火）～令和6年2月22日（木）（終了）

※次回以降については、お問い合わせください。

ご利用の方法

市町村商工担当課を通じて、県商業・金融課に、補助事業計画書等を提出してください。

必要に応じて、補助金評価会議における事業説明や事業ヒアリングを実施する場合があります。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 商業・金融課 商業振興係 TEL：058-272-8374

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾌﾙ支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

商店街のDXのための事業の支援を受けたい

岐阜県商店街DX事業費補助金

商店街組織等が実施するオンライン事業やキャッシュレス事業等、DX(デジタルトランスフォーメーション)に資する事業を支援します。

対象となる方

商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、その他商店街団体、商工会議所、商工会、実行委員会等

支援の内容

(1) 補助対象事業

1 商店街オンライン事業

商店街におけるオンライン事業（オンラインまちゼミ、オンライン商店街等オンラインを活用して実施する事業）

補助率： 1/2以内 上限額1,000千円 下限額100千円

2 商店街キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業

商店街におけるキャッシュレス決済の導入及びWi-Fi環境の整備を行う事業

補助率： 1/2以内 上限額1,000千円 下限額：100千円

3 専門家派遣事業

商店街においてDX（デジタルトランスフォーメーション）に関する勉強会や研修会を実施する事業

補助率： 1/2以内 上限額1,000千円 下限額：100千円

(2) 募集時期

令和6年1月30日（火）～令和6年2月22日（木）（終了）

※次回以降については、お問い合わせください。

ご利用の方法

市町村商工担当課を通じて、県商業・金融課に、補助事業計画書等を提出してください。

必要に応じて、事業ヒアリングを実施する場合があります。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 商業・金融課 商業振興係 TEL：058-272-8374

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

広域的な周遊観光を促進する取組みに対する支援を受けたい

「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金（観光回廊づくり事業）

広域的な連携・役割分担や地域資源の活用による県内での周遊性、滞在時間、宿泊期間及び消費額を増加させる、市町村や観光関係団体等が行う地域の主体的な取組みに対して支援を行います。

対象となる方

以下のいずれかに該当する者

- (1) 観光事業者（地域の他事業者との連携体制が構築されている場合に限る。）
- (2) 市町村
- (3) 観光協会等
- (4) 観光地域づくり法人等
- (5) 上記いずれかの者で構成する観光関係協議会等
- (6) その他知事が補助事業者として特に認める者

支援の内容

(1) 補助対象事業

観光回廊づくり事業

次の①又は②に該当する事業

- ①広域的な連携・役割分担による県内での周遊性、滞在時間、宿泊期間及び消費額を増加させる取組み
- ②地域資源の活用により、県内での周遊性、滞在時間、宿泊期間及び消費額を増加させる取組み

補助率 補助対象事業に要する経費の1/2以内

上限額 500万円

(2) 補助対象期間

単年度

(3) 募集期間

令和6年2月12日（火）～令和6年3月8日（金）

ご利用の方法

補助金要望書を県事務所に提出してください。

ただし、申請者の所在地が岐阜圏域の場合は、県庁観光資源活用課へ提出してください。

お問い合わせ先

岐阜県 観光国際部 観光資源活用課 観光コンテンツ係 TEL:058-272-8396

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外出支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

地域資源の魅力向上についての助言を受けたい

「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金（有識者活用事業）

有識者を活用して、地域資源のブランド構築や、地域資源を活用したまちづくりなど、地域主体の観光資源の魅力向上に資する取組みに対して支援を行います。

対象となる方

以下のいずれかに該当する者

- (1) 観光事業者（地域の他事業者との連携体制が構築されている場合に限る。）
- (2) 市町村
- (3) 観光協会等
- (4) 観光地域づくり法人等
- (5) 上記いずれかの者で構成する観光関係協議会等
- (6) その他知事が補助事業者として特に認める者

支援の内容

(1) 補助対象事業

有識者を活用して、地域資源のブランド構築や、地域資源を活用したまちづくりなど、地域主体の観光資源の魅力向上に資する取組み

(2) 補助対象経費

有識者の招へいに係る旅費及び報償費（上限額有）

補助率 補助対象事業に要する経費の2/3以内

上限額 10万円

(3) 補助期間

単年度

(4) 募集時期

令和6年2月12日（火）～令和6年3月8日（金）

ご利用の方法

補助金要望書を県事務所に提出してください。

ただし、申請者の所在地が岐阜圏域の場合は、県庁観光資源活用課へ提出してください。

お問い合わせ先

岐阜県 観光国際部 観光資源活用課 観光コンテンツ係 TEL:058-272-8396

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

持続可能な観光地域づくりの取組みに対する支援を受けたい

「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金（サステイナブル・ツーリズム推進事業）

持続可能な観光地域づくりの取組みに対して支援を行います。

対象となる方

次のいずれかに該当する者

- (1) 市町村
- (2) 観光協会等
- (3) 観光地域づくり法人等
- (4) 次に掲げる者のいずれかで構成する観光関係協議会等
 - ①複数の市町村
 - ②市町村及び観光関係事業者
 - ③複数の観光関係事業者
(ただし、市町村から助成又はそれと同等の支援を受けていること。)
 - ④その他知事が補助事業者として特に認める者

支援の内容

(1) 補助対象事業

対象事業 日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に基づき、地域の利害関係者が一体となった持続可能な観光地づくりに資する取組

補助率 補助対象事業に要する経費の2/3以内

上限額 500万円

(2) 補助対象期間

単年度

(3) 募集期間

令和6年3月4日～令和6年3月22日

ご利用の方法

- ・補助金要望書を補助事業者の所在地を所管する県事務所に提出してください。
- ・ただし、補助事業者の所在地が岐阜地域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）の場合は、県庁観光国際政策課へ提出してください。
- ・申請に必要な様式等は、県庁観光国際政策課又は各県事務所までお問い合わせください。

参 考

- ・観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001350849.pdf>
 →上記 URL 又は右の二次元バーコードからアクセスできます。



お問い合わせ先

岐阜県 観光国際部 観光国際政策課 サステイナブル・ツーリズム推進室
 TEL:058-272-8084
 E-mail : c11334@pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・バリエーション支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

地域資源の付加価値を高める取組みに対する支援を受けたい

「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金（地域資源高付加価値化推進事業）

歴史・文化・慣習等、暮らしに根付いた地域資源の高付加価値化に資する、市町村や観光関係団体等が行う地域の主体的な取組みに対して支援を行います。

対象となる方

- 以下のいずれかに該当する者
- (1) 観光事業者（地域の他事業者との連携体制が構築されている場合に限る。）
 - (2) 市町村
 - (3) 観光協会等
 - (4) 観光地域づくり法人等
 - (5) 上記いずれかの者で構成する観光関係協議会等
 - (6) その他知事が補助事業者として特に認める者

支援の内容

- (1) **補助対象事業**
 地域資源高付加価値化推進事業
 歴史・文化・慣習等、暮らしに根付いた地域資源の高付加価値化に資する事業
 補助率 補助対象事業に要する経費の1/2以内
 上限額 500万円
- (2) **補助対象期間**
 単年度
- (3) **募集期間**
 令和6年2月13日（火）～令和6年3月8日（金）

ご利用の方法

補助金要望書を県事務所に提出してください。
 ただし、申請者の所在地が岐阜圏域の場合は、県庁観光資源活用課へ提出してください。

お問い合わせ先

岐阜県 観光国際部 観光資源活用課 観光コンテンツ係 TEL:058-272-8396

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

イベントやコンベンションの開催に対する支援を受けたい

岐阜県イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金

大規模な集客、参加者を見込むことができるイベントやコンベンションの開催を支援します。

対象となる方

法人、任意団体、個人を問わず、補助の対象となるイベント及びコンベンションを主催する者（ただし県が参加する任意団体は除く）

支援の内容

（1）補助対象事業

- ① 大規模イベント
1万人以上の集客が見込まれ、全国から参加（来場）が見込まれるもの。
- ② 大規模コンベンション
岐阜県を含む3県以上から宿泊を伴う参加があり、参加者が200人以上のもの。
- ③ エクスカーション
コンベンションの主催者によって企画され、あらかじめ参加者に対して周知されたコンベンション後の観光・視察等で、参加者が100人以上であるもの。
※ ただし以下に掲げるイベントやコンベンション等は補助の対象となりません。
 - ・ 政治的又は宗教的活動、営利目的、公序良俗に反するもの。
 - ・ 国又は地方公共団体が主催するもの。
 - ・ 花火大会。
 - ・ 毎年継続的に県内で開催されているもの。等

（2）補助率・補助限度額（以下の補助の額を上限とし、県の予算の範囲内で決定します。）

- ① 大規模イベント
対象事業費の1/2もしくは1,000万円のうち低い額
- ② 大規模コンベンション
国内参加者数に2,000円を乗じた額と国外参加者数に5,000円を乗じた額の合計金額もしくは300万円のうち低い額
- ③ エクスカーション
参加者一人あたり1,000円を乗じた額

（3）補助対象事業費（対象経費）

補助の対象となる事業費は次のとおりです。

総務費	企画設計委託費、旅費、会議費、役員費、保険料、著作権使用料、消耗品費、借上料（事務・会議に関するものに限る）
会場費	会場設営費、借上料（総務費・広報宣伝費に含まれるものを除く）、会場撤去費
展示演出費	展示設営費、パネル等作成費、ブース設営費、会場演出委託費
行催事費	出演料、来賓謝礼、出演者・来賓旅費、出演者・来賓食糧費、エクスカーション実施経費
広報宣伝費	広告掲載費、印刷費、借上料（広報に関するものに限る）
会場運営費	運営（案内、警備、舞台運営等）に係る人件費、運営委託費、消耗品費

※ ただし、歓迎レセプション及びそれに類する事業については、補助の対象にはなりません。

ご利用の方法

イベントやコンベンションの概要が分かる書類をご準備のうえ、開催予定日の前年度6月頃までに以下の窓口にご相談ください。

お問い合わせ先

岐阜県 清流の国推進部 地域振興課 地域プロモーション係 TEL：058-272-8197

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

従業員の結婚を支援したい/ステキな出会いの場を提供したい

ぎふマリッジサポートセンターによる婚活イベント支援

県では、県内企業・団体にお勤めの方の出会いを応援しています。本事業は、県内の企業・団体の協力を得て実施しており、独身の従業員の結婚を支援していただける団体及び独身者に出会いの場を提供していただける団体を募集しています。（登録は無料です。）

対象となる方

県内に事業所がある企業・団体

支援の内容

独身の従業員の結婚支援や出会いの場を提供するイベントの開催を行っていただける、次の2つの団体の登録を募集します。ご登録いただくと、イベントの企画から実施までをサポートをします。

（イベントの開催に対し、県から人員派遣や補助金等の助成制度はありませんので、ご了承ください。）

（1）従業員結婚支援団体

企業・団体内の独身従業員の出会いを後押しするイベントに関する情報の提供を通じて、結婚を応援していただける企業・団体の登録を募集しています。

①イベントの周知

登録していただくと、事務局から企業・団体のご担当の方にイベント情報を提供しますので、独身の従業員への周知をお願いします。

②イベントへの参加

従業員の方がイベントに参加される場合、本人が直接イベントの主催者に申込をします。勤務先にイベント参加状況等をご連絡することはありませんので、安心してご参加いただけます。

（2）出会いの場提供団体

県内の独身男女に対して出会いの場を提供するイベントを企画・運営していただける企業・団体の登録を募集しています。

①イベントの企画・運営

各イベントは、「出会いの場提供団体」にご登録いただいた企業・団体の主催で開催していただきます。イベントの企画から参加者の受付、運営など、全て主催者での実施をお願いします。

②イベントのPR、事後報告

出会いの場提供団体は、主催イベントの内容を「コンサポ・ぎふ 婚活イベント情報ウェブ」に登録いただくことが可能です。登録いただいた情報は、情報ウェブに掲載されるとともに、事務局から情報ウェブ会員に周知されます。なお、イベント実施後は事務局への実施報告が必要です。（参加者数等）

ご利用の方法

「ぎふマリッジサポートセンター」のホームページ (<https://konsapo.pref.gifu.lg.jp/>) から電子申請又は登録申請書をダウンロードして、FAX又は郵送で下記までお送りください。登録の方法やサポートの詳細な内容も、下記またはぎふマリッジサポートセンターまでお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局子育て支援課 こども企画係 TEL : 058-272-1918
FAX : 058-278-2880

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

SDGsの取組みを発信したい

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金

県民の方へ向けたSDGsの普及啓発に資する取組み（イベント開催・情報発信）に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員

※県SDGs推進課のホームページにて、随時会員募集しています（入会無料）。

支援の内容

（１）補助対象事業内容

SDGsの普及啓発に資する、次のいずれかの事業

①イベント開催事業

・フォーラム、講演会、セミナー等啓発イベントの開催、カードゲームやエコグッズ作成等のワークショップの実施、教育機関等での出前講座の実施 等

②情報発信事業

・ブックレット、リーフレット、ポスター等の作成（デジタルを含む）、テレビ、ラジオ番組の作成、新聞広告の掲載、教育機関向けの副教材の制作（デジタルを含む）等

（２）補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費

※報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、業務委託料、使用料及び賃借料 等

※消費税・地方消費税を除く

（３）補助限度額

①上限 500 千円、下限 50 千円

②上限 300 千円、下限 50 千円

（４）補助率

「ぎふSDGs推進パートナー」未登録事業者 補助対象経費の1/3以内

「ぎふSDGs推進パートナー」登録事業者 補助対象経費の2/3以内

※ぎふSDGs推進パートナー登録制度については、P3をご参照ください。

（５）募集時期（予定）

令和6年4月～ ※予算の範囲内で追加募集を行う場合があります。

ご利用の方法

詳細が決定次第、県SDGs推進課のホームページに掲載します。

お問い合わせ先

岐阜県 清流の国推進部SDGs推進課SDGs推進係 TEL：058-272-8251

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

人材確保に関して相談したい

中小企業総合人材確保センター運営事業

県内企業の人材確保を支援する拠点を設置し、企業の採用力向上、働きやすい職場環境づくりに向けた支援を行うとともに、求職者やUIJターン希望者、女性や高齢者等多様な人材とのマッチング機会を創出します。

また、企業の経営改善や経営革新に必要な、高度な技能や知識・経験を有するプロフェッショナル人材の県外からの獲得を支援します。

対象となる方

○県内企業

支援の内容

(1) 企業の人材確保・採用力向上に関する総合相談

- ・窓口の名称：岐阜県中小企業総合人材確保センター（愛称：ジンサポ！ぎふ）
- ・設置場所：岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階
- ・開所時間：月曜～土曜 9時15分～18時 ※祝日・年末年始除く
- ・業務内容

①求人情報の登録・公開

企業の求人情報を受け付けています。ジンチャレ！の利用者にご紹介するほか、ポータルサイト内の専用検索システムに登録し、広く求職者に公開しています。

②個別相談支援

企業が抱える人材確保・人材活用に関する悩みに対して、企業の個々の状況に応じた相談対応を行います。時間をかけてヒアリングを行い、課題を整理し、解決に向けた提案を行います。

③セミナー等の開催

採用力向上、若者に選ばれる職場づくり、女性や高齢者等多様な人材が活躍する職場づくり、雇用後の人材定着などをテーマに、企業経営者や人事担当者向けセミナー等を開催します。

④合同企業説明会の開催、大手転職フェア等への出展

企業と求職者等とのマッチングの機会を創出するため、県内で合同企業説明会を開催します。また都市部で開催される就職・転職フェアに出展し、就職・転職希望者に県内企業の魅力をPRします。

(2) プロフェッショナル人材の採用に関する相談

- ・窓口の名称：岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点
- ・設置場所：岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階
- ・開所時間：月曜～金曜 9時～17時 ※祝日・年末年始除く
- ・業務内容：企業訪問による相談支援やセミナーを実施。経営課題解決のために必要なプロフェッショナル人材ニーズを、民間の人材紹介事業者へ取り繋ぎます。

ご利用の方法

各窓口にてお問い合わせください。相談やセミナー等への参加は全て無料です。

また、メールマガジンにご登録いただくと、イベント（合同企業説明会等）や採用力向上に役立つセミナーなどのご案内を配信します。

ポータルサイト「ジンサポ！ぎふ」 <https://www.jinzai-gifu.jp/>

お問い合わせ先

岐阜県中小企業総合人材確保センター TEL：058-278-1146
 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点 TEL：058-277-1096
 岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係 TEL：058-272-8406

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

企業の魅力を動画で発信したい

中小企業総合人材確保センター運営事業（企業動画の発信）

県内企業の採用広報活動を支援するため、県の人材確保支援に関するポータルサイトに県内企業のPR動画を掲載します。

対象となる方

県内に事業所を有する者

支援の内容

（1）県内企業魅力発信サイトでの企業情報・動画の発信

県内企業の魅力発信WEBサイト「ギフッシュ」に県内企業情報及びPR動画を掲載し、採用広報活動を支援します。

① 対象企業

以下の要件をすべて満たす企業とします。

- 本所在地が岐阜県内であること。もしくは岐阜県内に主な生産、販売、サービス等の事務所等を有する企業であること。
- 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

② 費用

無料

③ 募集数

年間 50 社程度

申込方法

「ギフッシュ」内新規掲載企業募集ページよりお申込みください。

<https://gifush.pref.gifu.lg.jp/newregistration>

掲載される企業PR情報について

「ギフッシュ」内の各企業ページをご参考ください。

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部産業人材課 人材企画係 TEL：058-272-8406

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾌﾗ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

女性の登用や活躍推進により企業の業績向上につなげたい

ぎふ女のすぐれもの認定事業

女性が企画・開発に参画した商品及び取組の中から優れたものを「ぎふ女のすぐれもの」として認定し、女性活躍の好事例として、様々な機会を通じてPRを行います。

対象となる方（次の①～⑤すべてに該当する者）

- ①県内に居住する個人又は県内に本社若しくは事業所を有する法人その他の団体
- ②岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録をしている者（個人事業主以外の個人を除く）
※岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録は、県のホームページで登録でき、登録料も不要
- ③過去3年間に、社会的に信頼を失うような法令違反又は事故がない者
- ④岐阜県が定める「暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱」第3条に該当しない者
- ⑤県が実施する女性活躍推進の事業に協力できる者

支援の内容

（1）認定対象となる商品及び取組

次の①～③すべての要件を満たすものとします。

- ①女性が企画・開発に参画し、女性の視点が活かされていること
- ②岐阜の特色が活かされていること
- ③企画・開発・販売にあたり係争中でないこと。また、他の特許・意匠等を侵害していないこと

（2）支援内容

- 商品及び取組、当該企画・開発に携わった女性のPR
- 商品のイメージアップ
- 商品の販路拡大
- 取組の普及啓発

（3）有効期限

認定有効期限は3年間

（4）募集時期

未定

※詳細が決定しましたら下記HPにてお知らせします

<https://gifujo.pref.gifu.lg.jp/gifujo-good/guide.html>

ご利用の方法

認定申請書及び必要書類を男女共同参画・女性の活躍推進課へ郵送・メール又は持参してください。

お問い合わせ先

岐阜県 健康福祉部子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課 男女共同参画係 TEL:058-272-8236

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾀｰ支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

女性管理職登用拡大に取り組みたい

女性管理職登用拡大支援事業

女性管理職登用をはじめとした女性活躍推進に取り組みたいが、何から始めればいいのか分からない、課題はあるが取り組めていないといった県内中小企業に対し、アドバイザーが企業を訪問し、個別課題に応じたアドバイスや取組みの提案、女性管理職登用に向けた「経年計画」の策定等を支援します。

また、コンサルティングの過程で顕在化した個別課題に応じて、企業が独自に実施する女性のキャリア形成等を目的とした研修へ講師派遣を実施します。

対象となる方

県内に本社又は事業所を有し、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業及び団体

支援の内容

(1) 企業への訪問コンサルティングの実施

1社当たり最大4回の訪問コンサルティングを実施し、個別課題に応じたアドバイスや取組みの提案、女性管理職登用に向けた「経年計画」の策定等を支援します。

(2) 企業への研修講師の派遣

コンサルティングを実施した企業を対象に、女性のキャリア形成等を目的として、企業が社内の管理職、女性従業員等を対象に開催する企業内研修へ講師を派遣します。

(3) 募集期間

未定

※費用

無料です。

ご利用の方法

詳細は、決定次第、岐阜県ホームページ等に掲載します。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県 健康福祉部子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課
男女共同参画係 TEL:058-272-8236

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

外国人材の雇用に関する相談をしたい、ノウハウを学びたい

外国人活用企業サポート事業

外国人材の雇用に関する様々な企業の悩み（住宅確保、地域共生等）に対応した、きめ細やかな伴走型の相談支援を実施します。

対象となる方

○県内企業

支援の内容

（１）企業からの個別相談対応

- ・外国人材の活用を検討している企業や既に外国人材を活用している企業に対して、外国人材の活用についての助言や相談対応を行っています。
- 例）外国人材の雇用方法や手順が知りたい、特定技能について知りたい、他社の事例が知りたい 等
- ・直接企業等へ出向いての相談対応も行っています。

（２）外国人活用コンサルティングの実施

- ・外国人材の採用戦略の構築や住宅確保、地域共生等、企業が抱える外国人雇用の課題の解決に向け、専門家による伴走型の相談支援を行います。

（３）企業向けイベントの実施

- ・外国人材活用・定着に関するセミナーのほか、外国人材をあっせんする人材紹介事業者とのマッチングイベントや県内で働く外国人の交流イベントなどを実施します。（詳細については決まり次第、ホームページ等で公表します。）

ご利用の方法

県産業人材課ホームページにて、相談窓口の利用方法をお知らせします。なお、相談料やセミナー等の参加料は無料です。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材企画係 Tel058-272-8406

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

県外のプロフェッショナル人材確保経費の支援を受けたい

岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金

県内の事業所において、登録人材紹介事業者の職業紹介等を活用して、県外のプロフェッショナル人材を雇う場合、または、副業・兼業人材として活用する場合、必要な経費の一部を県が補助します。

対象となる方

以下の要件を全て満たす個人事業者又は法人

- ① 県内に事業所を有すること
- ② プロフェッショナル人材を県内の事業所において雇用、又は副業・兼業人材として従事させること
- ③ 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受付がなされていること
- ④ 県税に係る未納の徴収金がないこと
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと
- ⑥ 暴力団、あるいは暴力団員が関与している者でないこと

※「プロフェッショナル人材」とは、以下に掲げる要件を全て満たす人材をさします。

- ① 県外の事業所において10年以上の実務経験を有し、かつ、受入事業所において新たな商品又はサービスの開発、その販売先の開拓、個々のサービスの生産性向上など事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有していること。
- ② 直近の勤務先において県外の事業所で勤務しており、補助事業者との雇用契約に基づき、当該補助事業者の県内の受入事業所で勤務すること、又は副業・兼業人材として補助事業者の課題解決に資する業務に従事すること。

支援の内容

	プロフェッショナル人材獲得	副業・兼業人材活用
補助対象経費	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ○交通費及び宿泊費
補助上限額	50万円/人	20万円/人
補助率	補助対象経費の1/2以内	
募集期間	予算の範囲内で随時	

※同一年度に申請できるのは、補助事業ごとに1事業者1名までです。

※いずれの場合も、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点からの取りつなぎに基づく登録人材紹介事業者の利用に係るものに限ります。

補助金の注意事項

- ・プロフェッショナル人材獲得の場合、正式雇用した日から起算して1年を経過する日以前に解雇した場合、又は県外の事業所に配置転換した場合は、補助金は交付されません。（既に補助金の交付を受けている場合は返還となります。）また、過去にこの補助金交付を受けている場合は、補助金は交付されません。
- ・副業・兼業人材活用の場合、1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費を除く）が1万円未満の交通費は補助対象外になります（旅費の算定基準は岐阜県職員等旅費条例の例によります。）。

ご利用の方法

申請書類等については、下記までお問い合わせいただくか、岐阜県ホームページにてご確認ください。

岐阜県公式ホームページ

トップ > 産業・農林水産・観光 > 労働・雇用 > 人材確保支援 > 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係 TEL：058-272-8406

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・パワ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

DX人材確保経費の支援を受けたい

岐阜県DX人材確保事業費補助金

県内の事業所において、登録人材紹介事業者の職業紹介等を活用して、DX人材を雇用する場合、または、副業・兼業人材として活用する場合、必要な経費の一部を県が補助します。

対象となる方

次の各号のいずれにも該当する者

- ① 次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に本社若しくは本部又は本社機能若しくは本部機能の全部又は一部を有する法人
 - イ 県内に営業所を有する個人事業者
- ② 次のいずれにも該当する者
 - ア DX人材を県内の事業所において雇用、又は副業・兼業人材として従事させていること。
 - イ 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受付がなされていること。
 - ウ 県税に係る未納の徴収金がないこと。
 - エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ③ 暴力団、あるいは暴力団員が関与している者でないこと。

※補助対象となる「DX人材」は以下の人材をさします。

DX 中核人材	10年超IT分野での実務経験 を有する。かつ、以下のいずれかを担う人物。 ①プロデューサー（補助事業者のDXを統括する立場となる者。） ②ビジネスデザイナー（DXの企画、立案、推進を担う者。）	かつ、受入事業所において、DX化の推進に繋がるような知識又は技能を有する。
DX 実務人材	3年超IT分野での実務経験 を有する。かつ、以下のいずれかを担う人物。 ①アーキテクト（DXやデジタルビジネスに関するシステムを設計する者。） ②データサイエンティスト/AIエンジニア（収集したデータを解析する者。） ③UXデザイナー（ユーザに対するデザインを担当する者。） ④エンジニア/プログラマー（デジタルシステムの実装やインフラ環境を構築する者。）	

支援の内容

	DX人材獲得（移籍を伴うもの）		DX人材活用（兼業・副業人材等）	
補助対象経費	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ※直近の勤務先において、県外の事業所で勤務している人材に限る。		○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ○人材の活用に係る報酬・委託料	
補助上限額	DX中核人材 200万円/人	DX実務人材 100万円/人	DX中核人材 100万円/人	DX実務人材 50万円/人
補助率	補助対象経費の1/2以内			
募集期間	予算の範囲内で随時			

※同一年度に申請できるのは、補助事業ごとに1事業者1名までです。

※いずれの場合も、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点からの取りつなぎに基づく登録人材紹介事業者の利用に係るものに限ります。

ご利用の方法

申請書類等については、下記までお問い合わせいただくか、岐阜県ホームページにてご確認ください。

岐阜県公式ホームページ

トップ > 産業・農林水産・観光 > 労働・雇用 > 人材確保支援 > 岐阜県DX人材確保事業費補助金

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係 TEL：058-272-8406

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

県内外の大学生・高校生に自社の魅力をPRしたい

「オール岐阜・企業フェス」開催事業

県内企業と県内外の若い世代の交流機会を確保する、県下最大規模の合同企業展を開催します。

対象となる方

岐阜県内に本社または事業所等を有し、主に県内を勤務地とする正社員採用を定期的に行っている企業。

支援の内容

県内外の大学生や若年求職者、県内高校生などを対象に、岐阜県で働く魅力や県内企業の魅力を、リアルとWEBのハイブリッドで発信する、県内最大規模の合同企業説明会「オール岐阜・企業フェス」を開催し、若者と県内企業のマッチングを図ります。

「オール岐阜・企業フェス」

対象者：県内外の大学生、大学院生、短大生、専門学校生、転職希望者等
 募集企業数：400社程度（予定）
 出展募集期間：令和6年8月のうち2週間程度（予定）
 開催期間：令和7年2月頃（予定）
 開催方法：対面・オンラインのハイブリッド開催（予定）

「オール岐阜・企業フェス 高校生の日」

対象者：高校生、教員、保護者など
 募集企業数：200社程度（予定）
 出展募集期間：令和6年8月のうち2週間程度（予定）
 開催期間：令和6年12月頃（予定）
 開催方法：対面・オンラインのハイブリッド開催（予定）

※留意事項

開催期間が採用広報活動の解禁前を含むため、新卒学生就職・採用活動に関する要請に留意すること。

ご利用の方法

報道発表により出展企業募集の開始をご案内しますので、所定の様式等によりお申し込みください。なお、申込多数の場合は業種、地域等を考慮・調整した上で、出展企業を決定させていただきます。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材企画係 Tel058-272-8406
 Fax058-278-2676

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

人材を確保・定着させたい

奨学金返還支援事業費補助金

県内企業に就職し、一定期間働いた方を対象に、採用した事業者と県が連携して最大150万円の奨学金返還を支援します。事業者は支援する金額の1/2を県に納付し、県から補助金として奨学金貸与機関に代理返還します。

対象となる方

県内事業所等で正規雇用により就業する従業員を採用する事業者
※本制度への登録が必要です

支援の内容

(1) 支援の要件 (予定)

①就職する者の要件

- 学校等を卒業する者（既卒を含む）で、学校等の在学中に奨学金の貸与を受けていること
- ・対象となる学校等：大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程
 - ・対象となる奨学金：日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金
岐阜県選奨生奨学金（高校生を除く）
 - ・対象となる者：35歳未満の新卒、既卒（県内で正規雇用されている者を除く）

②就業地要件

岐阜県内に限る

③補助金額

下記のうち企業が設定するいずれかの金額

- 大学、大学院、高専専攻科 150万円、100万円、60万円
短大、高専、専修学校専攻科 75万円、50万円、30万円

(2) 募集期間 (予定)

- 2024年度採用：令和6年6月から令和7年1月まで
2025年度採用：令和6年6月から令和7年3月まで
2026年度採用：令和6年6月から令和7年3月まで

(3) 応募方法

令和6年6月までに開設するポータルサイトから登録

(4) その他

- ・市町村によっては補助金額に上乗せした支援を実施する場合があります（事業者負担金額は変わりません）

ご利用の方法

制度の詳細については、岐阜県中小企業総合人材確保センターが設置する「ぎふジョブGUIDE」内のポータルサイト（令和6年6月までに開設予定）をご確認ください。
（ぎふジョブGUIDE <https://www.jinzai-gifu.jp/>）

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材企画係
TEL：058-272-1111（内線3681～3684）
MAIL：c11369@pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

県内外の求職者、学生に自社の魅力をPRしたい

「物流・旅客ドライバーの就職促進フェア」の開催

県内の物流、旅客業界の担い手確保を支援するための合同企業展を開催します。

対象となる方

岐阜県内に本社または事業所等を有し、2024問題等により人手不足が顕著であり、喫緊に社員の採用が必要となっている物流、旅客業界の企業。

支援の内容

物流、旅客業界の担い手確保支援として、トラックドライバー等への就転職を図るため、優良企業が一堂に会した就職促進フェアを開催します。さらに、若者・女性といった新しいターゲットにも業界PRを図るため、業界の魅力を発信するイベントを同時開催し、県経済・県民生活を支える物流、旅客業界の人材確保を支援します。

「物流・旅客ドライバーの就職促進フェア」(仮)

対 象 者：県内外の一般求職者、大学生、大学院生、短大生、高校生、保護者など

募 集 企 業 数：物流、旅客業界の5～10社程度（予定）

出展募集期間：令和6年夏頃の2週間程度（予定）

開 催 期 間：令和6年秋（予定）

開 催 方 法：対面（予定）

ご利用の方法

報道発表等により出展企業募集の開始をご案内しますので、所定の様式等によりお申し込みください。なお、申込多数の場合は地域等を考慮・調整した上で、出展企業を決定させていただきます。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材企画係 Tel058-272-8406
Fax058-278-2676

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

従業員に温室効果ガス削減対策について知識を身につけさせたい

業種別実務セミナー開催

事業者向けに、温室効果ガス排出削減のための業種別のセミナーを開催します。

対象となる方

岐阜県内企業者、組合等

支援の内容

(1) 支援内容 (予定)

事業者・団体へのヒアリングを通じて、各業種特有の課題等に応じた温室効果ガス削減に向けた業種別の実務セミナーを開催

(2) 費用 (予定)

セミナー受講に係る事業者負担はありません

(3) 募集時期 (予定)

未定 (4回/年開催予定)

(4) 実施方法 (予定)

WEB開催での実施を予定

ご利用の方法

セミナー開催の詳細については、県脱炭素社会推進課のホームページにて随時情報提供
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26115.html>)

お問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 温暖化・気候変動対策係 TEL:058-272-8405

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

温室効果ガス排出削減計画等評価制度を利用し、温室効果ガスの算定を行いたい 専門家による助言を受けたい

温室効果ガス排出削減計画等評価制度

温室効果ガス排出削減計画等評価制度を利用し、計画的に脱炭素経営を推進します。

対象となる方

特定事業者（義務提出）

- 1 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年以上の事業所を県内に有する事業者
- 2 24時間営業を常態とし、前年度の県内事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL/年以上の小売業者、サービス事業者
※コンビニ等フランチャイズ事業者の場合は、親業者と加盟業者の県内事業所の合計
- 3 使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の台数が前年度の末日において次のいずれかに該当する運輸事業者
※トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上
- 4 事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上かつエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量が当該温室効果ガスの種類ごとにCO₂換算で3,000トン/年以上排出する事業場を県内に有する事業者

中小排出事業者（努力義務提出）

特定事業者以外の事業者

制度の概要

計画期間：計画書の計画期間は3年間

評価対象：評価は計画書（1年目に提出）、実績報告書（1、2、3年目の実績を提出（計3回））の両方を対象

- ①計画書の評価：計画書をA、B、Cの3段階で評価
評価項目のいずれかがA評価の事業者を優良な事業者として公表
- ②実績報告書の評価：計画期間の1、2年目の実績報告書をA、B、Cの3段階で評価（評価結果は公表しない）
計画期間の最終年度（3年目）の実績報告書をA、B、Cの3段階で評価
評価項目のいずれかがA評価の事業者を優良な事業者として公表
- ③助言：計画書及び実績報告書について、評価項目のいずれかがB評価又はC評価の事業者には、必要に応じて専門家を派遣し、技術的なアドバイスを実施
- ④表彰：特に優れた取り組みを実施した事業者を表彰予定

ご利用の方法

制度の詳細については、県脱炭素社会推進課のホームページにて情報提供

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26115.html>)

お問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 温暖化・気候変動対策係 TEL:058-272-8405

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

従業員にカーボン・オフセットについて知識を身につけさせたい

カーボン・オフセット理解促進セミナー開催事業

事業者を中心に、温室効果ガス排出削減につながるカーボン・オフセット商品の創出や利用など、カーボン・オフセットを推進するためのセミナーを開催します。

対象となる方

岐阜県内企業者、組合等

支援の内容

- (1) 事業内容 (予定)
 - ・カーボン・オフセットの創出・活用についてのセミナーを開催
- (2) 費用 (予定)
 - セミナー受講に係る参加者負担はありません
- (3) 募集時期 (予定)
 - 未定 (4回/年開催予定)
- (4) 実施方法 (予定)
 - WEB開催での実施を予定

ご利用の方法

セミナー開催の詳細については、県脱炭素社会推進課のホームページにて随時情報提供
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26115.html>)

お問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 温暖化・気候変動対策係 TEL:058-272-8405

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外資支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

従業員のスキルアップ研修を受けたい

産業人材育成事業

モノづくり企業等の在職者を対象とした研修機会の提供及び研修に対する助成を実施します。

対象となる方

県内モノづくり企業等の在職者

支援の内容

(1) 工場長塾

工場長等を対象とする、モノづくりのリーダーとしての能力や、経営管理のスキル等を学ぶ講座（5日程度）

(2) モノづくり女子塾

モノづくり企業に在職し、リーダーとして活躍する女性社員（候補者含む）を対象とし、チームビルディング、リーダーシップ等について学ぶ講座（1日程度）

(3) モノづくり女子塾（基礎コース）

県内モノづくり企業に在職する若手女性従業員を対象とし、モノづくりの現場で必要となる基礎的な知識を学ぶ講座（2日程度）

(4) 中小企業合同新入社員研修

県内中小企業で働く入社後3年以内の若手社員を対象とし、入社後を振り返り、今後の自身のあり方を確認するとともに他企業の若手社員との交流・仲間づくりを支援する研修会（県内の5圏域で実施）

(5) 青年技能者強化事業

技能五輪全国大会に出場する県内選手及び所属団体を対象とし、技能強化を目的とした講習会（1日程度）の実施、並びに大会参加経費の助成

ご利用の方法

日程等については、決定次第、ホームページ等に掲載します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/25233.html>

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係 TEL 058-272-8412

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・ｲﾝﾀｰ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

技術開発能力や技術に関する基礎的、専門的知識を習得したい

次世代企業技術者育成研修

県試験研究機関において、製造業全般に通じる品質管理などの基盤技術の習得、先端的な機器の利活用など産業分野横断型の応用技術の習得、各産業分野に特化した専門技術の習得など、次世代の企業技術者の育成を目指した研修を開催します。

対象となる方

県内に事業所を有する中小企業者等

支援の内容

(1) 研修の種類

① 基盤技術研修

製造業全般に通じる基盤技術（品質管理、生産管理）や AI・IoT など進歩の著しい最新技術へ対応するための基礎知識を学ぶ研修を行います。

② 分野横断応用研修

先端機器の利活用技術や AI・IoT 技術の活用・応用技術など、特定の産業分野に限定しない分野横断型の応用技術の知識及びこれに関連する必要な事項につき実地に即した研修を行います。

③ 専門技術研修

産業分野毎のきめ細やかな専門技術に関する基礎理論、専門知識及びこれに関連する必要な事項につき実地に即した研修を行います。

(2) 受講料

分野横断応用研修及び専門技術研修については、研修に要する経費の 1 / 2 程度を負担していただきます。

（一人あたり数千円程度。研修毎に違いますので、各試験研究機関へお問い合わせください。）

(3) 研修日程および募集時期

研修課程により日程が異なりますので、各試験研究機関へお問い合わせ下さい。

ご利用の方法

各研修の開催時期・申込方法・受講料については、開催準備が整い次第、各種広報媒体や試験研究機関のホームページで告知しますので、各試験研究機関に直接申し込みください。なお、申し込み人数が定員に達した場合、抽選を行いますので、ご希望に沿えないことがございますが、ご了承ください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 イノベーション推進係 TEL : 058-272-8366
各試験研究機関

機関名	電話	URL
産業技術総合センター	0575-22-0147	https://www.gitec.rd.pref.gifu.jp
食品科学研究所	058-201-2360	https://www.food.rd.pref.gifu.jp
セラミックス研究所	0572-22-5381	https://www.ceram.rd.pref.gifu.lg.jp
生活技術研究所	0577-33-5252	https://www.life.rd.pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

従業員を対象とした職業訓練の認定・支援を受けたい

認定職業訓練助成事業費補助金

中小企業の事業主又は事業主団体が従業員等を対象として行う職業訓練について、職業能力開発促進法に基づく認定を行うとともに、この認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）に対して補助します。

対象となる方

職業能力開発促進法第 24 条第 1 項の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）を実施する県内の事業主又は事業主団体

支援の内容

（１）補助対象事業

中小企業の事業主等がその雇用する従業員に対し、実施する認定職業訓練事業

（２）補助対象経費

- ① 認定職業訓練の運営費
職業訓練指導員等の謝金、教材購入等に要する経費
- ② 認定職業訓練のための施設の設置費
認定職業訓練に使用する教室、実習場等の施設の設置に要する経費
(職業能力開発促進法第 31 条の職業訓練法人のみ対象)
- ③ 認定職業訓練のための設備の整備費
認定職業訓練に使用する機械等の設置または整備に要する経費
(中小企業事業主団体および職業訓練法人が対象)

（３）補助限度額

補助対象経費の 2 / 3 以内の額（最大）

（４）補助期間

毎年度、当該年度に実施する認定職業訓練を助成対象とします。

ご利用の方法

職業能力開発促進法に基づく職業訓練の認定を受けることが前提となりますので、県労働雇用課までご相談ください。

【認定要件】

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 事業主等が行う職業訓練であること。
- ② 職業訓練を的確に実施できる能力を有すること。
- ③ 職業訓練の永続性が認められること。
- ④ 労働基準法の特例措置が必要な場合は、都道府県労働局長の許可が受けられること。
- ⑤ 訓練生数は、事業主の場合は総数で 3 人以上であること。

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係 TEL : 058-272-8412

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

従業員の職業訓練や技能向上訓練の会場を借りたい

テクノプラザものづくり支援センター（第1別館東棟・第2別館）

企業等が行う教育訓練に対して、施設設備の貸与を行います。

対象となる方

従業員に対して、職業に関する知識や技能向上を図るための自主的な研修や訓練を行う中小企業者等

支援の内容

(1) 対象施設

- ① テクノプラザものづくり支援センター第2別館（各務原市テクノプラザ1-18）
研修室：42.87 m² × 3室
- ① テクノプラザものづくり支援センター第1別館（各務原市テクノプラザ1-21）
 - <西棟>
401 多目的研修室2：193.80 m²
 - <東棟>
131 技能検定室：332.4 m²
231 技能検定室：186.2 m²
233 技能検定室：81.8 m²
331 技能検定室：186.2 m²
332 技能検定室：81.8 m²

(1) 対象者

在職者向け職業訓練（技術・技能の習得、向上を目的とした講習や実習）を行いたい方
その他職業訓練を行いたい方

(3) 期間

- ① テクノプラザものづくり支援センター第2別館
毎日、午前9時～午後5時（年末年始を除く）
- ② テクノプラザものづくり支援センター第1別館
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く、午前9時～午後5時

(4) 使用料

無料（ただし、所定の共益費を徴収します。）

(5) 募集時期

随時

ご利用の方法

電話にて岐阜県職業能力開発協会までお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県職業能力開発協会 TEL：058-322-3677 FAX：058-379-0520 （予約及び利用申込先）
岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係 TEL：058-272-8412

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

モノづくり等の技術・技能を学びたい、設備を借りたい

国際たくみアカデミー・木工芸術スクール

県立国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールでは、モノづくり等の現場で必要となる技能や知識を有する人材を育成・輩出し、地域産業に寄与していくため、実践的な職業訓練を実施しています。また、在職者の技能向上等を目的とした在職者訓練の実施及び施設・訓練機器の貸し出しを行っています。

対象となる方

学卒者、離転職者、在職者、事業主

支援の内容

(1) 施設内訓練

①国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校（美濃加茂市蜂屋町）

科名	定員	入学時期	訓練期間	内容
生産技術科	20人	4月	2年	機械システム系分野で活躍する、ものづくりのエンジニアを目指す
建築科	20人			現場管理を中心として、設計から施工までの流れを総合的に学ぶ

※ 企業に在籍しながら訓練を受講していただく、事業主推薦制度もあります。

入学金 … 169,200円

授業料（年額） … 237,600円

* 教科書、各種用具等諸経費は別途必要

②国際たくみアカデミー職業能力開発校（美濃加茂市蜂屋町）

科名	定員	入学時期	訓練期間	内容
自動車エンジニア科	20人	4月	2年	自動車の構造・整備技術を基礎から学び、自動車整備のプロを目指す
設備システム科	10人		1年	省エネ時代に対応した水道・電気・空調・LPガスに関する技術を身につける
住宅建築科	20人			木造住宅を中心とした家づくりの確かな技術を身につける

③木工芸術スクール（高山市匠ヶ丘町）

科名	定員	入学時期	訓練期間	内容
木工科	30人	4月	1年	家具製作についての知識・技能を習得

自動車エンジニア科及び木工科 入校金 … 5,650円 授業料（年額） … 59,400円

設備システム科及び住宅建築科 入校金 … 無料 授業料（年額） … 無料

* 教科書、各種用具等諸経費は別途必要

(2) 在職者訓練「能力開発セミナー」

内容	定員	実施時期	訓練期間	会場
建築・表装・機械加工・生産管理・CAD/CAM科・屋根施工科など	各20人程度	お問い合わせ ください	2日間程度 (12時間程度)	国際たくみアカデミー
木工	各10人			木工芸術スクール

受講料：無料

(3) 施設・訓練用機器の貸し出し（国際たくみアカデミー）

在職者の訓練教育を目的として、実習室及び真円度測定器、電子顕微鏡、万能試験機などの訓練用機器を貸し出しています。実習室の使用料及び使用管理費（光熱水費）はご負担いただきます。

お問い合わせ先

岐阜県立国際たくみアカデミー TEL 0574-25-2423 岐阜県立木工芸術スクール TEL 0577-32-1143

岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係 TEL 058-272-8412

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

ITスキルを有する産業人材を育成したい

ソフトピアジャパン 産業人材育成事業

県内企業の競争力向上、業務の効率化を図るため、DXを推進するITに強い産業人材の育成に向けた研修やセミナーを開催します。

対象となる方

- ①②情報産業・製造業・サービス業などの情報関連部門、あらゆる分野の企業、団体
- ③県内の大学生、高専生、高校生
- ④県内IT企業等へ就業予定、就職希望の大学生等

支援の内容

(1) 研修内容

- ①DX・IT人材育成研修（有料）
基礎から、データ収集・分析、可視化などIoTの導入・活用、AI開発、クラウド活用、セキュリティ対策に必要な知識習得に特化した研修を開催
- ②オーダーメイド実践研修（有料）
IoT導入やAI活用、データ分析、ノンプログラミングツール等に関係するテーマを取り上げ、企業からの要望や、県内の各商工会議所等と連携して県内各地に出張して開催
- ③次世代人材育成研修（無料）
AIをテーマに基礎や有用性を学び、その知識を活かしたアイデア創造を通して、AIを活用した課題解決の流れを体験するワークショップ等を開催
- ④大学生等のデジタル人材育成研修（無料）
DXリテラシー、セキュリティ、オフィスソフト等のIT基礎知識を身に着ける研修を開催

(2) 開催地

- ①：ソフトピアジャパン ドリーム・コア1F ネクストコア（岐阜県大垣市今宿6-52-16）他
- ②：お申込みされた企業・団体が準備された会場等（相談の上、決定します）
- ③④：ソフトピアジャパン ドリーム・コア（岐阜県大垣市今宿6-52-16）、オンライン、eラーニング

(3) 開催時期

- ①②の研修は、随時受講者を募集しています。
研修内容、開催時期、受講料は、(公財)ソフトピアジャパンのホームページをご確認ください。
(<https://training.softopia.or.jp/>)
- ③④の研修は、概要が決定しましたら、(公財)ソフトピアジャパンのホームページにて募集案内します。

(4) 行政・団体等による助成制度

大垣市、関市、各務原市、恵那市、中津川市、下呂市、岐阜市に事業所のある企業の方は、研修受講料の補助制度があります。
「ぎふIT・ものづくり協議会」会員の方は、協議会の研修助成の対象となっています。
詳しくは、助成事業を実施している行政・団体等へお問い合わせください。

ご利用の方法

(公財)ソフトピアジャパンのホームページ (<https://training.softopia.or.jp/>) からお申込みください。

お問い合わせ先

(公財)ソフトピアジャパン DX推進課 デジタル人材育成室 TEL:0584-77-1166

メール (①②) : training@softopia.or.jp メール (③④) : service@softopia.or.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

従業員にDXリスキリング研修をしたい

ものづくりDX人材育成リスキリング事業

県内製造業にDXの知識とノウハウを持った人材を創出するための研修カリキュラムを活用し、座学と企業内研修（OJT）を組み合わせた実践的訓練を実施します。

対象となる方

県内製造業・ものづくり企業に就職したい方、県内製造業・ものづくり企業に勤務する従業員の方

支援の内容

（1）研修カリキュラムの開発

デジタル技術の活用によるDXを推進する人材育成を図るため、新たに製造業・ものづくり企業向けのDXに関する研修カリキュラムを開発します。具体的には、AI、IoT、プログラミング、ネットワーク、情報セキュリティといった要素技術を学び、データ利活用を通じた生産工程の効率化、最適化等を実施するスマート工場を構築できる人材を目指します。

（2）ものづくりDXリスキリング研修の実施

①概要

製造業・ものづくり企業向けのDXに関する研修カリキュラムに沿って、座学形式の集合研修で製造業のDXに役立つデジタル技術を身につけていただき、その後、職場において学んだ知識・技術を実務に生かすOJT形式の訓練を行います。

②研修期間 約4か月（予定）

③募集定員 20名（予定）

（3）国補助制度の活用

研修カリキュラムは、厚生労働省の「人材開発支援助成金」の対象となります。

これにより、研修期間中の従業員の賃金の一部に対して助成を受けることが可能となります。

また、研修を受講する従業員の企業が助成金の各種申請を行う際に、社会保険労務士等の専門家による相談や助言を受けることができます。

ご利用の方法

テクノプラザものづくり支援センターホームページ (<https://www.technoplaza.pref.gifu.lg.jp>) よりお申込みください。

お問い合わせ

テクノプラザものづくり支援センター指定管理者（(株) ブイ・アール・テクノセンター）TEL：058-379-2211

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

デジタル技術を活用して事業の変革、生産性向上を実現したい

「岐阜県DX推進コンソーシアム」

県内企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、生産性の向上、新商品・新サービス創出を実現するため、岐阜県DX推進コンソーシアムが会員企業のDXの実現に向けた支援を行います。

対象となる方

コンソーシアムの目的・活動内容に賛同する事業者、業界団体、試験研究機関、教育機関及び行政機関等

支援の内容

(1) コンソーシアムの活動内容

- ①講演会・セミナー、研修会等の開催
- ②先進事例調査
- ③ワーキンググループ（*1）活動の支援
- ④ワーキンググループ（*1）が行う研究事業・実証事業の助成
- ⑤会員間の連携やマッチング等の支援
- ⑥コンソーシアムの活動成果等の展開
- ⑦その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

*1 ワーキンググループとは、コンソーシアムの一般会員2人以上で構成される共通の課題解決のための勉強会、研究事業、実証事業の遂行を目的とするグループです。

共同研究事業及び共同実証事業については、予算の範囲内で、公募・評価を経て事業者を選定し、コンソーシアムから活動費用の2分の1以内（上限12,500千円）を補助します。

詳しくは、岐阜県DX推進コンソーシアム事務局（（公財）ソフトピアジャパン DXコンソーシアム事務局運営室）へお問い合わせください。

(2) コンソーシアムの会員

- ・一般会員：法人、個人等
- ・団体会員：業界団体・組合等
- ・学会会員：試験研究機関、教育機関
- ・行政会員：行政機関

(3) 年会費

一般会員 10,000円

※団体会員、学会会員、行政会員は無料

ご利用の方法

入会方法、各種セミナー・講演会及びワーキンググループへの助成事業については、岐阜県DX推進コンソーシアムホームページをご覧ください。

(<https://gifudx.softopia.or.jp/>)

お問い合わせ先

（公財）ソフトピアジャパン DXコンソーシアム事務局運営室

TEL:0584-77-1188 FAX:0584-77-1107 メール：info@gifudx.softopia.or.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

製造業に役立つ知識やスキルを身につけたい

テクノプラザイノベーション研修事業

企業のDXやデジタル化のために必要な人材を育成するため、ロボット操作やプログラミング、CADやその他ビジネススキルなど製造業において必要とされる専門知識の習得のための研修を実施します。

対象となる方

企業の在籍者、または個人

支援の内容

<研修の概要>

- 開催場所：テクノプラザものづくり支援センター（各務原市テクノプラザ1-1）
- 研修日数：1～4日間（研修メニューにより異なります）
- 研修費用：1万円～10万円など研修によって異なります。

<研修内容について>

【ものづくり】

製造業で広く使用されているCATIA、SOLID WORKS、AutoCADなどのCADソフトや産業用ロボット教示などロボットの基本操作を学ぶことができる研修です。

【DX】

AIやクラウドサービス、ドローンやメタバースなどの最新技術やPython、JAVAなどのプログラミングを学ぶことができる研修です。

【ヒューマンスキル】

コミュニケーションやマネジメントなど組織として働くスキルやロジカルシンキングやプレゼンテーションなど専門性に特化したスキルを学ぶことができる研修です。

【航空機】

テクノプラザが立地する各務原市の主要産業である航空機組立に関わるスキルを学ぶことができる研修です。

<助成制度について>

- ・各務原市・関市内企業向け受講料減免措置補助制度、ぎふIT・ものづくり協議会会員向け助成制度等、この他キャリア形成促進助成金、雇用調整助成金など各種助成制度があります。

ご利用の方法

テクノプラザものづくり支援センターホームページ (<https://www.technoplaza.pref.gifu.lg.jp>) よりお申込みください。

お問い合わせ先

テクノプラザものづくり支援センター指定管理者（株）グイ・アール・テクノセンター TEL：058-379-2211

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・海外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

生産技術人材の育成・生産技術の課題を解決したい

航空宇宙生産技術開発センター

航空宇宙産業が持つ製造面の諸課題を解決することを目的に、県内航空宇宙関連企業等との産学官連携により、岐阜大学内に設置した「航空宇宙生産技術開発センター」では、国内初となる「生産技術」に焦点を当てた教育研究機関として、人材育成および研究開発を事業の柱に活動を行っています。

また、航空宇宙分野のみならず、県内製造業全体の生産性向上を目指し、生産技術に関する企業からの個別相談対応や企業向けセミナー等の実施や、これまでの研究成果を現場実装するための経費の一部を支援する補助金事業を実施しています。

対象となる方

県内企業等（航空宇宙関連事業者のほか、製造業関連事業者など幅広い業種にご活用いただけます）

支援の内容

（１）生産技術者の育成

企業ニーズに合わせ、経営者層に向けた講座や品質管理に関する講座、深層学習等の最新のデータサイエンスに関する講座などを開催します。（「短期集中コース」）

さらに、企業の将来を担う生産技術者を育成するため、大学院で開講する生産技術に関する実習と、「品質管理」及び「原価管理」等の講義を合わせて、合計70時間以上（うち必須科目は62時間）の教育を行う「生産システムアーキテクト・リーダー育成プログラム（PAL 育成講座）」を開講します。（開催日等詳細については決まり次第、ホームページ等で公表します。）

（２）共同研究・研究支援・相談対応

生産技術に関する課題に対しアドバイスを行うほか、航空宇宙生産技術開発センター関連教員との個別共同研究の提案やマッチングを行い、企業における課題解決を支援します。

（３）研究成果を現場実装するための補助金事業

航空宇宙生産技術開発センターにおけるこれまでの研究成果の現場実装と、その際の学生教育を行う「高度人材育成・現場実装強化事業」で現場実装にかかる経費の一部を支援しています。

【補助対象者】 県内企業等 【補助額上限/補助率】 10,000千円、2/3

【補助条件】 航空宇宙生産技術開発センターに所属する教員等の研究成果を活用すること
補助金申請前にセンターから実証現場（トライアルフィールド）の認定を受けること
（募集/切等詳細については決まり次第、ホームページ等で公表します。）

（４）セミナーでの事業成果及び技術シーズ等の情報提供

航空宇宙生産技術開発センターにおけるこれまでの研究開発、人材育成の成果に加え、産業界への展開を見据えた技術シーズ等を紹介するため、研究成果報告会・シーズ発表会を開催します。（年1回程度開催予定。開催日等詳細については決まり次第、ホームページ等で公表します。）

ご利用の方法

セミナーなどの概要決定後、航空宇宙生産技術開発センターのホームページにて募集案内します。
詳細やその他相談等については、下記お問い合わせ先にお電話ください。

お問い合わせ先

国立大学法人東海国立大学機構 航空宇宙生産技術開発センター（岐阜県岐阜市柳戸1-1）

電話：058-293-3714 / メール：ipteca@gifu-u.ac.jp

ホームページ：https://www1.gifu-u.ac.jp/~ipteca/

開所時間：9:00~17:00 月曜日~金曜日（祝日・年末年始を除く）

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・外支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

外国人技能実習生を対象とした日本語研修等の実施に要する費用の支援を受けたい

外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金

県内に事務所を有する外国人技能実習生受入機関(監理団体)が実施する日本語研修及び地域社会との交流に係る事業等に対して補助を行います。

対象となる方

県内に事務所を有する監理団体

支援の内容

(1) 補助対象事業

- ① 技能実習生の日本語習得のための日本語研修
- ② 文化・伝統行事の体験事業や地域住民との触れ合いを図る交流会に関する事業

(2) 補助対象経費

- ① 補助対象事業①にかかる会場費、講師謝金・旅費、委託料、受講料、テキスト代、消耗品費等
- ② 補助対象事業②にかかる会場費、交通費、参加費、レンタル料等

(3) 補助限度額

補助対象経費の1/2以内

※補助対象事業①については、限度額30万円、②については、限度額5万円

ご利用の方法

支援の詳細については、県ホームページ等にてお知らせいたします。制度利用される際には県商工・エネルギー政策課までご相談ください。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18157.html>)

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部商工・エネルギー政策課 団体支援係 TEL : 058-272-8386

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

日本語教室を設置する企業への支援

岐阜県多文化共生推進補助金（地域日本語教室運営事業）

新たに日本語教室を設置する企業に対し、開設及び運営経費の一部を補助します。

対象となる方

県内に事業所を有する外国人雇用企業、複数の企業をとりまとめ広域的に実施するNPO法人等
 ※近隣の複数の企業と共同で実施することも可能です。

支援の内容

（１）補助対象事業

企業が行う、従業員とその家族等を対象とした日本語教室

（２）補助対象経費

補助対象事業にかかる講師謝金・旅費、使用料及び賃借料、保険料、消耗品費等

（３）補助限度額

上限 30 万円、下限 5 万円

（４）補助率・補助額

補助対象経費（自己収入額が補助対象経費の 1/2 を超える場合は、補助対象経費から自己収入額を控除した額を上限とする）に対し補助率 1/2 を乗じた額

（５）募集時期

事前相談受付期間：令和 6 年 3 月 1 日（金）～ 4 月 12 日（金）

（６）スケジュール

- ①事前相談期間：令和 6 年 4 月 15 日（月）～ 4 月 30 日（日） ※土日祝対応可
- ②申請書提出期間：事前相談終了後～令和 6 年 5 月 31 日（金）

ご利用の方

本事業を円滑に実施するため、地域日本語教育コーディネーターによる事前相談（ヒアリング）を行います。オンライン入力（Logo フォーム）にて受付しますので、以下 URL からお申し込みください。

URL: <https://logoform.jp/form/T8mB/499015>

その他、募集要項等のダウンロード: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26439.html>

お問い合わせ先

岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課 多文化共生係 TEL: 058-272-1483

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

「やさしい日本語」の普及啓発をする企業への支援

岐阜県多文化共生推進補助金（「やさしい日本語」普及啓発支援事業）

「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む企業に対し、人材の育成や啓発グッズの作成などに係る経費の一部を補助します。

対象となる方

県内に事業所を有する企業、NPO法人等

支援の内容

（１）補助対象事業

企業等が行う、「やさしい日本語」の普及啓発を推進するための事業

例：従業員向け研修会、普及啓発の中核となる人材の育成、啓発グッズの作成

（２）補助対象経費

補助対象事業にかかる講師謝金・旅費、使用料及び賃借料、保険料、印刷製本費、消耗品費等

（３）補助限度額

上限 10 万円、下限 1 万円

（４）補助率・補助額

補助対象経費（自己収入額が補助対象経費の 1/2 を超える場合は、補助対象経費から自己収入額を控除した額を上限とする）に対し補助率 1/2 を乗じた額

（５）募集時期

令和 6 年 3 月 1 日（金）～ 4 月 12 日（金）

ご利用の方法

要望書等の必要書類を外国人活躍・共生社会推進課あてにメールしてください。

提出先メールアドレス：c11176@pref.gifu.lg.jp

その他、募集要項等のダウンロード：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26439.html>

お問い合わせ先

岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課 多文化共生係 TEL：058-272-1483

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

デジタル知識の習得に向けた支援を受けたい

オールぎふデジタル人材育成事業

県内企業等で働く従業員を対象に、デジタル知識の習得を支援する研修を実施します。

対象となる方

従業員のデジタル知識の習得を希望する県内企業及び県民等

※「ITパスポート試験」又は「情報セキュリティマネジメント試験」の受験結果報告が必須となります。

支援の内容

(1) 研修内容

社会人に求められる知識習得やリスキング（学び直し）を支援するため、オンラインによる国家試験（ITパスポート、情報セキュリティマネジメント）対策講座等のDX研修を実施

(2) 費用

無料

(3) 募集時期

未定（年3回実施予定）

(4) 実施方法

オンライン

ご利用の方法

募集時期等については、決定次第、岐阜県ホームページ等に掲載します。

お問い合わせ先

岐阜県 清流の国推進部デジタル推進局 デジタル戦略推進課 デジタル推進係

TEL : 058-272-1111 (内線 2718)

Mail : c11178@pref.gifu.lg.jp

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・在外支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

物流の2024年問題への対応について学びたい

物流2024年問題対策事業

物流の2024年問題への対応について、現状・課題の把握および解決策の共有を目的としたシンポジウム、セミナーを開催します。

対象となる方

岐阜県内の物流企業、荷主企業等

支援の内容

- (1) 事業内容 (予定)
シンポジウム (1回)、セミナー (2回)
- (2) 費用 (予定)
シンポジウム、セミナー受講に係る参加者負担はありません
- (3) 開催時期・実施方法 (予定)
シンポジウム：7～10月、岐阜市内・オンライン
セミナー：8～12月、岐阜・西濃地域

ご利用の方法

シンポジウム、セミナー開催の詳細については、県商業・金融課のホームページにて情報提供予定
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11363/>)

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 商業・金融課 商業振興係 TEL:058-272-8374

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・インテ支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

障がい者の雇用に関する支援を受けたい

障がい者総合就労支援センター

県内の企業の経営者や労務担当の方からの障がい者雇用に関する各種相談・アドバイスの実施や企業における出前講座の開催など総合的な支援を行います。

対象となる方

県内の企業の経営者・労務担当の方、障がいのある県内企業の従業員の方

支援の内容

＜拠点＞ 岐阜県障がい者総合就労支援センター（岐阜市学園町2-33）
・月～金（祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時15分

障がい者総合就労支援センターでは、障がい者を雇用する企業と、企業で働く障がい者双方に対し、就労に関する相談、職業訓練、企業と障がい者のマッチング、職場への定着支援に至るまで、ワンストップのサービスを提供します。

センターに設置する複数の機関が、連携して障がい者雇用を支援しますので、まずは企業支援の窓口となる、「障がい者雇用企業支援センター」にお問い合わせください。

「障がい者雇用企業支援センター」の支援内容

（1）企業への専門的なアドバイスや提案

- ・障がい者が活躍できる仕事づくりや受入体制整備に関する助言・提案
※相談・助言にあたっては、障がい者雇用に関心のある県内企業の担当者を派遣することも可能です。
- ・障がい者雇用の理解を深める出前講座の企画・開催
- ・企業で働く障がいのある従業員向けセミナー（研修会）の企画・開催
- ・障がい者雇用に関する業種別の優良企業情報や先進事例の収集・紹介
- ・障がい者へのキャリアカウンセリング、職業アセスメントの実施
- ・障がい者雇用へのテレワーク導入支援

（2）求人企業と求職障がい者のマッチング

- ・求職者と企業とのマッチングを図る「障がい者就労相談会」の開催
- ・雇用を検討する企業に対し、求人を出す前に、地域に所在する求職者の長所やスキル・配慮事項など、雇用の参考となる情報を提供

（3）企業における障がい者の職場定着支援

- ・岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーター養成研修・岐阜県障がい者職場活躍サポーター養成講座の実施
※岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーターとは、障がいのある方が職場に定着し活躍するために必要な環境づくりや就労支援に関する知識・技術を本養成研修により身に付けた職場内で障がい者の雇用を支援する方です。初心者向けとして、岐阜県障がい者職場活躍サポーター養成講座も実施しています。

※支援内容（2）の「障がい者就労相談会」及び（3）については、開催日等が決定次第、センターの専用ホームページ等にてお知らせします。

※費用は無料。ただし、サービス内容によっては、費用負担が生じる場合もありますので、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県障がい者雇用企業支援センター

TEL : 058-215-0582

ホームページ : <https://shougaikigyoshien.jp/>

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組みたい

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度

仕事と家庭をともに大事にする職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を登録し、各種支援をする制度があります。

対象となる方

県内に本社又は事業所を有する企業等

支援の内容

(1) 要件

仕事と家庭をともに大事にする職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業等であること

(2) 登録方法

【次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画未策定企業】

県が定める様式（登録届出書）に必要な事項を記入の上、郵送、FAX又はメールにより県男女共同参画・女性の活躍推進課へ提出してください。

【次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画策定企業】

県が定める様式（登録届出書）に必要な事項を記入の上、所管労働局に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の写し（第一面、第二面・第三面）を添付して、郵送、FAX又はメールにより県男女共同参画・女性の活躍推進課へ提出してください。

なお、登録届出書については、県ホームページの登録フォームに必要な事項を入力して送信することもできます。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/8315.html>)

(3) 支援の種類

- ① 県内の優遇制度を設けている金融機関で、登録企業対象の資金融資や従業員が利用する各種ローンなどの金利優遇を受けることができます。
- ② 県中小企業資金融資制度「SDGs推進資金」の利用対象になります。（県商業・金融課）
- ③ 県の建設工事入札参加資格審査において、主観点数の加点対象となります。
- ④ 岐阜県中小企業総合人材確保センターにおいて、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として求人を出すことができます。
- ⑤ 企業名を県ホームページに掲載し、広くPRします。

(4) 支援対象者

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録している企業とその従業員

(5) 支援の期間

登録の有効期間

【次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画未策定企業】登録した日から2年間

【次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画策定企業】登録した日から登録の届出に係る一般事業主行動計画の計画期間の終了の日まで

(6) 募集期間

随時

ご利用の方法

【支援を受けるには】

支援①、②は該当金融機関への申込時に、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証をご提示ください。

お問い合わせ先

岐阜県健康福祉部子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課企画係 TEL : 058-272-8237
FAX : 058-278-2611

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

働き方改革を推進する実践的なノウハウを学びたい

イクボス拡大促進事業

部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある経営者及び管理職（これを「イクボス」という。）の取組みを支援するための講座を開催するとともに、企業等への講師の無料派遣を行います。

対象となる方

県内の企業等

支援の内容

（１）イクボス養成講座・学習会（１回）

企業等の経営者、管理職等を対象に、女性登用の拡大による生産性向上、及び仕事と家庭の両立による従業員のモチベーション向上等、経営者の意識改革に効果の高い講演会を開催します。

併せて、仕事と家庭の両立支援等の取組みが特に優れている「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の先進的な取組事例を中心に、段階的な職場環境改善に向けたプロセス等を学ぶ学習会を開催します。

（２）企業等内研修（８社程度）

県内の企業等が、管理職、従業員、職員等を対象に開催する研修会に講師を無料で派遣します。

なお、研修会場は、申込企業等がご用意ください。県内に限ります。

※参加費等

イクボス養成講座・学習会の参加費及び企業等内研修の講師派遣にかかる費用は無料です。

ご利用の方法

日程等については、決定次第、岐阜県ホームページ等に掲載します。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター TEL：058-214-6431 FAX：058-214-6432

金融支援	経営支援	商店街等支援	観光産業・イベント支援	人材確保・育成支援	労働環境整備支援
融資/割賦・リース	出資/補助金・助成金・奨励金	認定・承認・登録	施設利用・分譲地	機会提供	相談・助言/研修

就職氷河期世代の方を正社員へ転換するので支援を受けたい

岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金

就職氷河期世代の有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換又は直接雇用し、かつ、厚生労働省のキャリアアップ助成金（正社員化コース又は障害者正社員化コース）（以下「キャリアアップ助成金」という。）の支給決定を受けた中小企業事業主に対して、奨励金を支給します。

対象事業主の要件

- (1) 令和4年4月1日以降に対象労働者（次のいずれにも該当する労働者に限る。）の転換等（※）をし、かつ、キャリアアップ助成金の支給決定を受けた中小企業事業主であること。
 - ① 転換等の時点の満年齢が36歳以上56歳以下の者であること。
 - ② 転換等をされた日において、県内の事業所に勤務しており、かつ、県内に居住している者であること。
 - ③ キャリアアップ助成金の支給の対象となった者であること。ただし、正社員化コース（令和5年11月29日以降に転換等した場合に限る。）及び障害者正社員化コースにおいては、第1期支給対象期間の支給の対象となった者とする。
- (2) 岐阜県税の滞納がないこと。
- (3) 申請日において、対象労働者の転換等の後の雇用区分での雇用が継続していること。

※キャリアアップ助成金（正社員化コース）においては、有期雇用労働者若しくは無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること又は派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用することをいう。キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）においては、有期雇用労働者若しくは無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換することをいう。

支給額

対象労働者1人当たり10万円

申請期限

キャリアアップ助成金の支給決定を受けた日から40日以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日

申請方法

「奨励金支給申請書」に必要書類を添付し、提出期限までに岐阜県商工労働部労働雇用課へ郵送により申請してください。

募集チラシや申請様式等の詳細は、岐阜県庁のホームページからご覧いただけます。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/351324.html>)

お問い合わせ先

岐阜県商工労働部労働雇用課就職氷河期世代支援係 TEL : 058-272-8402